

大原社会問題研究所編

# 日本労働年鑑

第8集／1927年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

# 日本勞働年鑑

(年二和昭)

大原社會問題研究所

## 緒言——大正十五年(昭和元年)度大觀

前年度における經濟界の空前の不況は、大體、本大正十五年度に持ち越された。而もこの不況は、戦後の恐慌と震災とより受けた瘡痕から根本的に治癒されてゐないところの我國國民經濟の妊む不安によつてヨリ一層深刻化された。金利は下向の道を辿りはしたが唯僅かばかりの刺戟を事業界に與へたるに留まり、物價の漸次的低落も亦、未だ引續く入超の大勢を挽回するには足りない。經濟界を支配するものは依然として息詰る停頓の状態である。この打續く停頓状態は小中資本家は、勿論、堅實なる基礎に立つてゐない幾多の大資本家をも四苦八苦の窮狀に陥れ、その結果として資本の集中と産業資本の金融資本への隸屬とが甚だしく促進せられた。それと共にかやうにして經濟界においてその支配を確立した大資本は進んで政治舞臺に乗り出し、既成政黨のカラクリを通じて國家權力を把捉し、國家操縦における彼等と官僚軍閥の關係的地位は正に顛倒するに至つた。今や國家の資本主義化は、その種々の含蓄と歸結とを以て、公然の事實となつたのである。

斯の如き經濟的政治的背景の下に、我國の勞働界は如何なる推移の道を歩んだか。經濟界の不況とはその鈍重な雰圍氣によつて我社會の全面を蔽壓したが、その壓力の下積みになつて呻吟しなければならなかつたものは、いつもながら無産階級である。即

ち不況の一層の悪化は労働者状態の一層の悪化として現はれる。不景氣の持續につれてなるほど物價は漸次下向いた。とは云へそれが農村を賑はし労働者の生活にゆとりをつけるほどのものでないのはもちろんである。それどころかそれと前後して開始された賃銀の低落と失業の増大によつて無産階級の生活は不安と貧窮の裡にヨリ深くつき込まれた。殊に失業は熟練工より自由労働者へ更に知識階級へと擴大して、漸く拱手傍觀を許さぬ事態へと進展せんとしてゐる。經濟的不況は労働者を窮迫させ中間階級を零落せしめることによつて彼等と有産階級との間に於ける階級的罅隙を愈々深うすると云ふ結果をもたらししたのである。

このやうな情勢の下に、労働戦の陣形は、はつきりと資本攻勢労働守勢といふ姿を採つた。遞増する資本家地主の攻撃に追ひつめられて、無産階級は都會に農村に産業的防禦戦をよぎなくされ、かくて労働小作爭議の瀕發を見た。これら爭議の重要なるものにあつては、純粹なる經濟闘争の域を越え、暴力的政治的色彩を濃くし、屢々熱烈なる全國的援助の下に行はれたが、その結果は概して労働者小作人の慘敗に終つた。併し勢ひ窮すれば通ずるとか、經濟運動の頓挫は労働者運動に新なる轉向を齎さうとしてゐる。即ち産業闘争における進撃の不能は労働者運動をして一方ではこの部面における自己陣營の整理に向はせ、他方では新なる闘争部面への進出に趨かしめた。産業別整理と全國總聯合への機運は前者に屬し、無産政黨の發達は後者に屬する。中にも、労働者農民の政治的

進出とその結果たる無産政黨は我國勞働者運動史上に重要な意義を約束する新局面であり、従つて本年鑑においても亦此の事實に照應して「無産政黨」を獨立の一篇として「勞働組合」と駢立させた次第である。が同時に、一方では上記の經濟的政治的事情に規定されつゝ、他方では歐洲における社會思潮の影響の下に、前年度來勞働組合においてその端を發した分裂の凶兆は益々擴大し深化し、先づ農民組合を襲ひ次いで無産政黨を犯し、かくて無産者の團結は都會に、農村に、經濟組織に、政治組織に、左翼、中間、右翼の三派鼎立——このほかになほ若干の地方的組合及政黨がある——の現勢を呈するに至つた。これら諸分派の對立と宣傳及實戦上の同志打ちは——それに伴ふ勢力と資力の浪費は姑く措くも——何人もその緊要を認め彼等各自も亦之れを標榜してゐるところの單一無産政黨、全國總聯合を當分不可能ならしめ、全體としての無産階級の鬭争力はために著しく減殺されつつあるの憾みがある。だが、かかる勞働陣營内の分裂抗爭と資本攻勢とも拘らず、組織勞働者の量的増大、中間階級の意識的分子の無産階級への接近、勞働婦人及職業婦人への階級意識の漸次的滲透、無産階級の新聞雜誌の發行部數の目ざましき増大、これ等及其他の階級的教化機關による解放思想の驚くべき普及等によつて示された無産階級の組織的力と階級意識との絶大なる進歩は何と言つても拒否し難き時代の勢である。無産階級の状態上述の如くその運動斯の如くであるに對し、之に處する施設對策は如何。先づ業主地主の施設及對策について見るにかやうな事情の下では營利本位の足留

策や温情主義的福利施設や所謂協調的對策においてこれといふ進展を示さなかつたのはむしろ當然のことである。その代りに其對抗的方面が漸く濃厚になつて來、そしてこれまで種々の他の目的のために成立してゐた業主及地主の全國的竝に地方的團體の對抗團體への轉化と、始めより對抗的的目的を持つた彼等の團體の創設と及びこれら諸團體と官權との接近が益々顯著になり來つた。次に、經濟界の不況と勞資對抗の深刻化とは所謂第三者としての國家及公共團體を促して、一方では勞働者及農民大衆の生活の安定を保障し、少くともその生活苦を輕減することを企圖又は標榜する所謂社會事業及社會政策的施設の必要を高唱せしめ、不十分とは云へ、幾分はその實行にも着手せしめた。健康保險法改正工場法の施行、失業施設の改善、自作農創定維持政策の促進、小作法の制定準備等はそれである。が、他方においてこの同じ事情は政府及公共團體をして勞働者の進歩的諸運動に對して極度に神經過敏ならしめ、従つてこれら諸運動に對する對策は濃厚なる反動的色彩を以て彩られた。例へば治警法第十七條に依つてその暴壓的役割を引繼いだ所謂暴力行爲取締法を想ひ見よ。

進んで社會思想家の運動において最も注目すべき事柄は、マルキシズムの異常なる發展によつてそれが我國の社會思潮の主流として他の追隨を許さざる地位を占むるに至つたことと及從來多少とも實際運動から懸隔してゐたマルキシズムの思想運動が勞働者運動、就中その政治運動の中に——或は公然に或は隱然に——全く融け込むに至つた

ことである。其他の思想家の運動については、無政府主義運動が黒色聯盟の組織によつてしばし活況を示したほか、婦人運動にさしたる進歩なく、水平運動の行詰りが傳へられるなど、むしろ沈滞の状況にあつた際、獨りその活潑なる運動によつて世人の注視を集めたものは學生社會科學運動である。だが、この運動の急速なる發展は遂に當局をして之が彈壓を決意せしめ、かくて先の京都學生事件が生れたのである。而も當局はなほ壓迫の手を弛めず、學内學外の進歩的思想家の抗爭にも拘らず、専門高等諸學校における社會科學研究を禁遏し、大學におけるそれすら嚴重なる監督と統制の下に辛うじてその存續が許されたのである。これら社會主義的乃至進歩的諸運動に對して反社會主義的反動的目的を抱持する公私の諸運動も亦同様に場合によつてはヨリ多く、擴大し組織化されて來た。其際、資本家の財力と政府の權力とは陰に陽にこれら諸運動の發展を著く助成したかに見える。

最後に、我國の勞働問題は單に國內的事情に制約されるのみならず、國際的にも規定され、而もその程度は益々強まりつつある。我國の參加してゐる國際勞働會議の直接作用——就中勞働保護立法の範圍における——はもちろんであるが、之と列んで國際勞働組合運動、國際社會主義運動の我が勞働界に及ぼす影響も亦、たとへ直接參加の形によつてではないとは云へ、近時著しく増大するに至つた。更に此の領域に起つた重要國際事件例へば、英國における總罷業、支那における反帝國主義運動、ロシヤにおける共產黨の内訌



の如きが我が労働者運動に深刻なる感銘を與へたことも疑いなからう。我國における労働問題乃至労働運動の國際化は最早否定し去ることのできぬ嚴然たる事實である。本年鑑中『國際労働問題』の部における記述の擴大はこの事實を反映するものにほかならぬ。

之を要するに、大正十五年は、一面において前年よりは引續いた陰慘なる諸傾向の延長であり徹底であるが、他面では特に労働者運動の領域においては新生面への轉向の徴候が漸次顯著となるに至つた注目すべき一年でもある。本年鑑はかかる特徴を有する大正十五年度における日本の労働問題の各方面に亘る状態と運動と之に對する施設及對策に關する事實の記録である。

終りに臨んで本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して深厚なる謝意を表すると同時に、尙將來における一層の援助と助言とを切望する次第である。

昭和二年十月

大原社會問題研究所

# 大正十五年(昭和元年)重要日誌

一・二	日本農民組合新潟聯合會新發田に農民青年學校開設	三・二〇	日本農民組合第五回大會(京都市)	五・四	英國炭坑罷工につきアムステルダムより求援電報來る
一・三	無産政黨準備協議會を大阪中央公會堂に開催	三・二七	露文豪イワノフ・ピリニヤーク入京	五・八	勞農黨書記長に三輪氏就任
一・五	數日來記事差留を行ひ京大學生等十數名を検挙す	三・二八	共同印刷所爭議解決	五・二五	文部省は學生徒の社會思想取締に關する内訓を各生専門高等學校長に通達せる由
一・一〇	日本勞働組合聯合會分裂す	三・二二	全國印刷工聯合會第三回大會(於横濱市)	五・二六	社會局は救貧法案を發表す
一・一三	共同印刷所職工總罷工を決定す	三・二四	婦人參政權に關する建議案上程さる	五・二六	第八回國際勞働總會ジュネーブに開催
一・一三	日本勞働組合總聯合會創立準備會を大阪中央公會堂に開催	三・二五	朴烈夫妻死刑の判決下る	六・一	文部省より宗教法案を發表す
一・一三	評議會擴大中央委員會を協調會館に開催	三・二七	國際勞働代表、顧問、隨員を發表す	六・一	民衆新聞創刊さる
一・三三	黒色青年聯盟協調會館に演說會を開き終つて銀座に於て暴行をなす	三・二九	郵便年金法公布さる	六・三	大阪勞働組合會議は全國勞働組合會議を提唱す
一・三三	海軍聯盟第三回大會を廣村に於て開催	四・六	農民組合分裂に關し群馬縣聯合會聲明書發表	六・三	伊那電鐵(長野)爭議惡化す
二・七	東京、大阪、京都、横濱、神戸、岡山等にて勞働法案反對示威運動舉行	四・七	秋田小坂鑛山煙害事件解決	六・五	第九回國際勞働總會ジュネーブに開催
二・二	全日本鐵道從業員組合創立	四・八	勞働爭議調停法公布さる	六・七	木崎村農民學校發會式
二・二	職業婦人聯盟創立(大阪市)	四・九	暴力行爲等處罰に關する法律公布さる	六・七	京都にて自由擁護聯盟發會
二・三	玉姫クラブにて第二次無産政黨第二回懇談會開催	四・九	全國工業家大會大阪に開催	六・二〇	全國勞働農民組合會議結成準備協議會開催(於大阪)
二・六	勞働組合法案衆議院に上程	四・一〇	評議會第二回全國大會(於協調會館)	六・二七	日本交通總聯盟確立大會(於大阪市)
二・六	朴烈夫妻の特別公判大審院に開かる	四・二〇	水平社關東大會(於群馬縣太田町)	六・二七	無産政黨批判演說會(於大阪市關西黒旗聯盟主催)
三・一	總同盟共產主義排除を聲明す	四・二二	朝鮮勞働總同盟第二回大會(於大阪)	六・三〇	全國青年訓練所開所さる
三・一	無産政黨創立委員會大阪中央公會堂に開催	四・二四	大日本地主協同設立大會(於大阪)	七・一	保健衛生調査會總會小兒保健所設置に決定す
三・三	勞働農民黨大阪キリスト教青年會館に結黨式舉行	四・二五	濱松樂器會社に罷工勃發す	七・一	勞働組合法案社會局案發表
三・五	日本農民組合青年部創立	四・二六	共產黨事件の控訴判決下る	七・二	社會事業調査會第一回總會
三・九		五・一	全國各地に第七回メーデー舉行	七・二	濱松樂器爭議に於て社長宅にダイナマイトを投ず
		五・三	全國水平社第五回大會(於福岡市)	七・六	

七・二七	關東勞働學校聯盟創立	九・一八	京大事件豫審終結し三十八名有罪となる	二・二六	國際勞働協會第二回總會開催（於協調會館）
七・一八	警察署廢止問題につき長野縣に暴動起る	一〇・二	東京市水道局従業員争議解決す	二・二七	消費組合聯盟第五回大會（於協調會館）
七・一三	金子文子獄中に自殺す	一〇・三	婦人兒童賣買禁遏國民委員會成立	二・二〇	日本青年館にて第三回全國教化事業代表者大會
七・一〇	勞農黨第三回中央執行委員會三團體排除を決議す	一〇・六	岡山孤兒院解散す	二・二三	同志社大學主催全國學生雄辯大會解散を命ぜらる
七・〇九	朴烈夫妻怪寫眞入り怪文書東京市内各所に配分さる	一〇・二	九州大學學生四名は社會科學運動につき退學さる	二・二四	全國無産青年團體聯盟成立す
七・〇八	鳥根縣小作聯合會創立	一〇・一	東京神田郵便局員百三十名罷工をなす	二・二五	農民組合主催にて大阪に議會解散請願運動協議會開催
八・一	長崎青年會館に全アシア民族會議開催。總同盟創立十五年記念祝賀會。全日本無産青年同盟全國協議會（於大阪）	一〇・七	日本農民黨結黨す（於協調會館）	二・二二	勞働總同盟は新政黨支持の指令を發す
八・七	第二十二回全國産業組合大會（札於幌）	一〇・八	全日本農民組合同盟全國大會（於協調會館）	二・二三	婦人幼年夜業禁止請願運動をなす
八・八	濱松樂器争議百有餘日にして解決す	一〇・九	評議會は統一運動に對し積極的行動の指令を出す	二・二四	日本勞働黨創立に決定し趣意書發表さる
八・二六	奈良縣無産青年聯合國際青年デー舉行	一〇・三	議會解散請願運動全國協議會（於大阪）全國水平社勞働農民黨支持聯盟創立さる	二・二二	社會事業體系確立に關する調査會の答申案なる
八・二八	横濱SMU創立	一〇・四	勞農黨四回中央委員會にて五團體脱退す	二・二九	健康保險の問題につき淺野セメント日本紙業、東京ゼンマイ工場等に争議頻發し、之に對し保險部長は勞働者側にも講習會をなさんとす
八・三三	小作立法對策全國農民團體協議會第一回協議會（於大阪）	一〇・六	日本海員組合と海洋統一協會合同成る	二・三〇	勞働總同盟の勞農黨脱退反對同盟聲明書を發す
九・三	普選による第一回の濱松市議選舉に勞働者側議員四名當選す	一〇・三〇	婦人參政同盟第二回總會（於大阪）	二・三五	社會民衆黨結黨す（於東京）
九・六	日本農民黨綱領を發表す	一〇・三一	小作法案要綱成る	二・二〇	統一運動全國同盟創立さる（於協調會館）
九・九	木崎村農民學校解決し、農民高等學校を改組す	一〇・四	勞働組合九州聯合會創立（於八幡市）	二・二二	朝日新聞社「同情週間」始まる
九・一三	三菱倉庫争議團三橋専務に暴行す	二・一五	全國勞働組合統一運動全國準備委員會（於大阪）	二・二六	日勞黨は勞農黨との合同拒絶を聲明す
九・一五	議會解散全國的請願運動代表者會議開催（於大阪）	二・二五	小作調査會は永小作權の新規定案不要を決議す	二・二八	勞農黨第一回全國大會開催（於東京）
九・一六	大杉榮の三周忌追悼會各地に催さる				農林省にて小作法案決定す

## 凡例

一 本年鑑に掲げた記事は主要なる新聞雑誌、各労働團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の調査報告に據り本所に於て取捨按排したものと本所が直接調査した所に據るものとよりなる。

一 本年版の編纂方針は大體前年のそれを踏襲した。従つて、部篇、章節乃至記述の詳粗の如きも前年度版と大差ない。但し、多少の變更は免がれ難かつた、その主なるものは次の三點である。

一 先づ大正十年以來引續き當研究所から出てゐた『社會事業年鑑』は都合により本年から發行を中止することになつたので、同年鑑中に編纂さるべき或者を本年鑑（主として第三部第二篇）に採録した。そしてそれがために章節の名前で多少の變更を見たものもある。なほ、この機會に特記したいことは、創始以來『社會事業年鑑』の編纂を擔當され、これをして斯界の權威たらしめた故當研究所理事高田慎吾君は本年七月五日宿痾のために逝去されたことである。茲に謹んで弔意を表する。

一 次に、これまで第二部第二篇労働運動中の一章（第六章）をなし來つた政治運動

を「無産政黨」と改めて獨立の一篇（第三篇）にした。之に應じて從來の第三篇第四篇はそれぞれ第四編第五篇となつたわけである。更に、從來第四部第一篇（社會主義的運動）の中に取り扱はれてゐた社會主義運動も亦、労働者の政治運動と不可離に結合してゐる限り、「無産政黨」篇に組入れた。

一 終りに、從來第五部國際労働問題においては單に「國際労働會議」及び「國際労働局」のみについて記載し來つたが、本年版からは廣く労働者及社會主義者の國際運動の現勢並に國際的重要を有する諸國內における社會的事變の重要なるものの略説を附け加へることにした。

一 總目次は之を卷首に掲げ、各部における細目次は各部の扉（本文のは表、統計表のは裏）に掲げてある。

# 日本勞働年鑑目次

緒言——大正十五年（昭和元年）大觀

大正十五年（昭和元年）重要日誌

凡例

第一部 勞働者狀態……………一

概說……………一

第一篇 勞働者狀態一般……………二

第二篇 工・鑛・交通業勞働者狀態……………三

第三篇 農業勞働者狀態……………三

第四篇 其他の勞働者狀態……………四

第五篇 中間階級者婦人勞働者、職業婦人並少年勞働者狀態……………四

第六篇 勞働移民狀態……………五

勞働者狀態關係（甲）統計表——甲第一表乃至第二十六表……………六

目次

第二部 労働者運動……………一六

概説……………一六

第一篇 労働争議……………一六

第二篇 労働運動……………一八

第三篇 無産政黨……………二六

第四篇 労働組合……………二七

第五篇 産業組合及労働者の自立運動……………二九

労働者運動關係(乙)統計表——乙第一表乃至第七表……………三〇

第三部 労働施設及對策……………三二

概説……………三二

第一篇 業主の施設及對策……………三三

第二篇 労働及社會施設……………三五

第三篇 労働者運動對策……………四一

第四篇 労働問題及社會事業關係調查……………四八

第五篇 労働及社會事業立法……………四四

勞働施設關係統計表——丙第一表乃至第七表……………四七

第四部 社會思想家の運動……………四一

概說……………四一

第一篇 社會主義的運動……………四二

第二篇 反社會主義的運動……………四五

第五部 國際勞働問題……………四七

概 篇……………四七

第一篇 國際勞働組合運動……………四七

第二篇 國際社會主義運動……………二七

第三篇 國際消費組合運動……………四八

第四篇 國際重要事件……………四八

第五篇 國際勞働會議……………四七

國際勞働問題關係丁統計表——丁第一表乃至第表……………五一

附 篇 政治・財政・經濟・人口一斑……………五九



附録一

大正十五年に制定せられたる労働及社會事業法規

..... 一

附録二 文献

..... 四三

# 第一節 勞働者狀態

概 說		第一編 勞働者狀態一般	二
第一章 職業別人口及勞働者數		二	二
第二章 勞働生活		三	三
第三章 失業狀況		三	三
第四章 勞働移動		六	六
第五章 賃銀		七	七
第六章 生活狀態		七	七
第七章 物價		七	七
第八章 家計		八	八
第九章 生計費		八	八
第十章 貯蓄及金融		一	一
第二編 工・礦・交通業勞働者狀態		二	二
第一章 概況		二	二
第二章 勞働者數		三	三
第三章 工場勞働者		三	三
第四章 礦山勞働者		三	三
第五章 交通業勞働者		四	四
第六章 體性別		五	五
第七章 工場勞働者體性別		五	五
第八章 礦山勞働者體性別		五	五
第九章 年齡別		六	六
第十章 工場勞働者		六	六
第十一章 礦山勞働者		六	六
第十二章 教育程度		七	七
第十三章 工場勞働者		七	七
第十四章 礦山勞働者		七	七
第十五章 勞働生活		八	八
第十六章 勞働移動		八	八
第十七章 工場勞働者		八	八
第十八章 礦山勞働者		八	八
第十九章 失業狀況		九	九
第二編 賃銀		二	二
第一章 工場勞働者		二	二
第二章 礦山勞働者		二	二
第三章 勞働時間及公休日		三	三
第四章 工場勞働者		三	三
第五章 礦山勞働者		三	三
第六章 工場災害及死傷病者		三	三
第七章 礦山災害及死傷病者		三	三
第八章 勞働衛生		三	三
第九章 生計費		六	六
第十章 職業貯蓄		六	六
第十一章 農業勞働者狀態		九	九
第十二章 農業概況		九	九
第十三章 耕地段別		九	九
第十四章 農家戶數		九	九
第十五章 農作狀況		九	九
第十六章 田畑密買價格		九	九
第十七章 小作狀況		九	九
第十八章 小作料		九	九
第十九章 小作料制定の内容		九	九
第二十章 農家經濟		九	九
第二十一 農家經濟調查		九	九
第二十二 農家經濟調查		九	九
第二十三 農家經濟調查		九	九
第二十四 農家經濟調查		九	九
第二十五 農家經濟調查		九	九
第二十六 農家經濟調查		九	九
第二十七 農家經濟調查		九	九
第二十八 農家經濟調查		九	九
第二十九 農家經濟調查		九	九
第三十 農家經濟調查		九	九
第三十一 農家經濟調查		九	九
第三十二 農家經濟調查		九	九
第三十三 農家經濟調查		九	九
第三十四 農家經濟調查		九	九
第三十五 農家經濟調查		九	九
第三十六 農家經濟調查		九	九
第三十七 農家經濟調查		九	九
第三十八 農家經濟調查		九	九
第三十九 農家經濟調查		九	九
第四十 農家經濟調查		九	九
第四十一 農家經濟調查		九	九
第四十二 農家經濟調查		九	九
第四十三 農家經濟調查		九	九
第四十四 農家經濟調查		九	九
第四十五 農家經濟調查		九	九
第四十六 農家經濟調查		九	九
第四十七 農家經濟調查		九	九
第四十八 農家經濟調查		九	九
第四十九 農家經濟調查		九	九
第五十 農家經濟調查		九	九
第五十一 農家經濟調查		九	九
第五十二 農家經濟調查		九	九
第五十三 農家經濟調查		九	九
第五十四 農家經濟調查		九	九
第五十五 農家經濟調查		九	九
第五十六 農家經濟調查		九	九
第五十七 農家經濟調查		九	九
第五十八 農家經濟調查		九	九
第五十九 農家經濟調查		九	九
第六十 農家經濟調查		九	九
第六十一 農家經濟調查		九	九
第六十二 農家經濟調查		九	九
第六十三 農家經濟調查		九	九
第六十四 農家經濟調查		九	九
第六十五 農家經濟調查		九	九
第六十六 農家經濟調查		九	九
第六十七 農家經濟調查		九	九
第六十八 農家經濟調查		九	九
第六十九 農家經濟調查		九	九
第七十 農家經濟調查		九	九
第七十一 農家經濟調查		九	九
第七十二 農家經濟調查		九	九
第七十三 農家經濟調查		九	九
第七十四 農家經濟調查		九	九
第七十五 農家經濟調查		九	九
第七十六 農家經濟調查		九	九
第七十七 農家經濟調查		九	九
第七十八 農家經濟調查		九	九
第七十九 農家經濟調查		九	九
第八十 農家經濟調查		九	九
第八十一 農家經濟調查		九	九
第八十二 農家經濟調查		九	九
第八十三 農家經濟調查		九	九
第八十四 農家經濟調查		九	九
第八十五 農家經濟調查		九	九
第八十六 農家經濟調查		九	九
第八十七 農家經濟調查		九	九
第八十八 農家經濟調查		九	九
第八十九 農家經濟調查		九	九
第九十 農家經濟調查		九	九
第九十一 農家經濟調查		九	九
第九十二 農家經濟調查		九	九
第九十三 農家經濟調查		九	九
第九十四 農家經濟調查		九	九
第九十五 農家經濟調查		九	九
第九十六 農家經濟調查		九	九
第九十七 農家經濟調查		九	九
第九十八 農家經濟調查		九	九
第九十九 農家經濟調查		九	九
第一百 農家經濟調查		九	九

# 表計統(甲)係關態狀者働勞

- 第一表 労働者數**  
其一工場鑛山等労働者數、其二工場鑛山労働者數、其三工場労働者數及性別
- 第二表 鑛山労働者數及性別**  
其一諸官廳直轄工場職工數、其二工場及労働者數、其三寄宿職工數
- 第三表 鑛山労働者數及性別**  
其一鑛山労働者數、其二鑛山鑛夫數、其三鑛夫數、其四鑛夫數、其五鑛夫數、其六鑛夫數、其七鑛夫數、其八鑛夫數
- 第四表 交通業労働者數**  
其一國有鐵道從業員數、其二地方鐵道從業員數、其三軌道運輸從業員數、其四船員數、其五海技免狀受有者數、其六汽船航路乘組員數、其七汽船航路乘組員數、其八郵便電信電話局從業員數、其九郵便電信電話局從業員數、其十諸車數、其十一諸車數、其十二諸車數、其十三諸車數、其十四諸車數、其十五諸車數
- 第五表 工場労働者年齢別**  
其一一年齡配偶關係別労働者數、其二一年齡配偶關係別労働者數、其三一年齡配偶關係別労働者數、其四一年齡配偶關係別労働者數、其五一年齡配偶關係別労働者數、其六一年齡配偶關係別労働者數、其七一年齡配偶關係別労働者數、其八一年齡配偶關係別労働者數、其九一年齡配偶關係別労働者數、其十一年齡配偶關係別労働者數、其十一年齡配偶關係別労働者數、其十二年齡配偶關係別労働者數、其十三年齡配偶關係別労働者數、其十四年齡配偶關係別労働者數、其十五年齡配偶關係別労働者數
- 第六表 鑛夫年齢別**  
其一鑛夫年齢別、其二鑛夫年齢別、其三鑛夫年齢別、其四鑛夫年齢別、其五鑛夫年齢別、其六鑛夫年齢別、其七鑛夫年齢別、其八鑛夫年齢別、其九鑛夫年齢別、其十鑛夫年齢別、其十一鑛夫年齢別、其十二鑛夫年齢別、其十三鑛夫年齢別、其十四鑛夫年齢別、其十五鑛夫年齢別
- 第七表 教育程度**  
其一鑛夫教育程度、其二鑛夫教育程度、其三鑛夫教育程度、其四鑛夫教育程度、其五鑛夫教育程度、其六鑛夫教育程度、其七鑛夫教育程度、其八鑛夫教育程度、其九鑛夫教育程度、其十鑛夫教育程度、其十一鑛夫教育程度、其十二鑛夫教育程度、其十三鑛夫教育程度、其十四鑛夫教育程度、其十五鑛夫教育程度
- 第八表 工場労働者異動統計**  
其一工場労働者異動月表、其二業務の廢止又は新設復舊に依る職工解雇入數、其三工場労働者解雇入數、其四鑛山労働者異動統計、其五鑛山労働者異動統計、其六鑛山労働者異動統計、其七鑛山労働者異動統計、其八鑛山労働者異動統計、其九鑛山労働者異動統計、其十鑛山労働者異動統計、其十一鑛山労働者異動統計、其十二鑛山労働者異動統計、其十三鑛山労働者異動統計、其十四鑛山労働者異動統計、其十五鑛山労働者異動統計
- 第九表 鑛山労働者異動統計**  
其一鑛山労働者異動統計、其二鑛山労働者異動統計、其三鑛山労働者異動統計、其四鑛山労働者異動統計、其五鑛山労働者異動統計、其六鑛山労働者異動統計、其七鑛山労働者異動統計、其八鑛山労働者異動統計、其九鑛山労働者異動統計、其十鑛山労働者異動統計、其十一鑛山労働者異動統計、其十二鑛山労働者異動統計、其十三鑛山労働者異動統計、其十四鑛山労働者異動統計、其十五鑛山労働者異動統計
- 第十表 失業統計**  
其一調查地域別失業率、其二失業率、其三失業率、其四失業率、其五失業率、其六失業率、其七失業率、其八失業率、其九失業率、其十失業率、其十一失業率、其十二失業率、其十三失業率、其十四失業率、其十五失業率
- 第十一表 一般賃銀統計**  
其一東京市諸職業賃銀表、其二大阪市諸職業賃銀表、其三東京市諸職業賃銀表、其四大阪市諸職業賃銀表、其五東京市諸職業賃銀表、其六大阪市諸職業賃銀表、其七東京市諸職業賃銀表、其八大阪市諸職業賃銀表、其九東京市諸職業賃銀表、其十大阪市諸職業賃銀表、其十一東京市諸職業賃銀表、其十二大阪市諸職業賃銀表、其十三東京市諸職業賃銀表、其十四大阪市諸職業賃銀表、其十五東京市諸職業賃銀表
- 第十二表 工場労働者賃銀統計**  
其一鑛山労働者賃銀、其二鑛山労働者賃銀、其三鑛山労働者賃銀、其四鑛山労働者賃銀、其五鑛山労働者賃銀、其六鑛山労働者賃銀、其七鑛山労働者賃銀、其八鑛山労働者賃銀、其九鑛山労働者賃銀、其十鑛山労働者賃銀、其十一鑛山労働者賃銀、其十二鑛山労働者賃銀、其十三鑛山労働者賃銀、其十四鑛山労働者賃銀、其十五鑛山労働者賃銀
- 第十三表 鑛山労働者賃銀統計**  
其一鑛山労働者賃銀、其二鑛山労働者賃銀、其三鑛山労働者賃銀、其四鑛山労働者賃銀、其五鑛山労働者賃銀、其六鑛山労働者賃銀、其七鑛山労働者賃銀、其八鑛山労働者賃銀、其九鑛山労働者賃銀、其十鑛山労働者賃銀、其十一鑛山労働者賃銀、其十二鑛山労働者賃銀、其十三鑛山労働者賃銀、其十四鑛山労働者賃銀、其十五鑛山労働者賃銀
- 第十四表 工場労働者時間統計**  
其一鑛山労働者時間、其二鑛山労働者時間、其三鑛山労働者時間、其四鑛山労働者時間、其五鑛山労働者時間、其六鑛山労働者時間、其七鑛山労働者時間、其八鑛山労働者時間、其九鑛山労働者時間、其十鑛山労働者時間、其十一鑛山労働者時間、其十二鑛山労働者時間、其十三鑛山労働者時間、其十四鑛山労働者時間、其十五鑛山労働者時間
- 第十五表 鑛山労働時間統計**  
其一鑛山労働時間、其二鑛山労働時間、其三鑛山労働時間、其四鑛山労働時間、其五鑛山労働時間、其六鑛山労働時間、其七鑛山労働時間、其八鑛山労働時間、其九鑛山労働時間、其十鑛山労働時間、其十一鑛山労働時間、其十二鑛山労働時間、其十三鑛山労働時間、其十四鑛山労働時間、其十五鑛山労働時間
- 第十六表 工場災害統計**  
其一工場災害者數、其二工場災害者數、其三工場災害者數、其四工場災害者數、其五工場災害者數、其六工場災害者數、其七工場災害者數、其八工場災害者數、其九工場災害者數、其十工場災害者數、其十一工場災害者數、其十二工場災害者數、其十三工場災害者數、其十四工場災害者數、其十五工場災害者數
- 第十七表 鑛山災害統計**  
其一鑛山災害者數、其二鑛山災害者數、其三鑛山災害者數、其四鑛山災害者數、其五鑛山災害者數、其六鑛山災害者數、其七鑛山災害者數、其八鑛山災害者數、其九鑛山災害者數、其十鑛山災害者數、其十一鑛山災害者數、其十二鑛山災害者數、其十三鑛山災害者數、其十四鑛山災害者數、其十五鑛山災害者數
- 第十八表 物價統計**  
其一主要日用品、其二主要日用品、其三主要日用品、其四主要日用品、其五主要日用品、其六主要日用品、其七主要日用品、其八主要日用品、其九主要日用品、其十主要日用品、其十一主要日用品、其十二主要日用品、其十三主要日用品、其十四主要日用品、其十五主要日用品
- 第十九表 郵便貯金統計**  
其一郵便貯金、其二郵便貯金、其三郵便貯金、其四郵便貯金、其五郵便貯金、其六郵便貯金、其七郵便貯金、其八郵便貯金、其九郵便貯金、其十郵便貯金、其十一郵便貯金、其十二郵便貯金、其十三郵便貯金、其十四郵便貯金、其十五郵便貯金
- 第二十表 工場貯金調**  
其一工場貯金、其二工場貯金、其三工場貯金、其四工場貯金、其五工場貯金、其六工場貯金、其七工場貯金、其八工場貯金、其九工場貯金、其十工場貯金、其十一工場貯金、其十二工場貯金、其十三工場貯金、其十四工場貯金、其十五工場貯金
- 第二十一表 農事統計**  
其一耕地、其二耕地、其三耕地、其四耕地、其五耕地、其六耕地、其七耕地、其八耕地、其九耕地、其十耕地、其十一耕地、其十二耕地、其十三耕地、其十四耕地、其十五耕地
- 第二十二表 漁業統計**  
其一水産業者數、其二水産業者數、其三水産業者數、其四水産業者數、其五水産業者數、其六水産業者數、其七水産業者數、其八水産業者數、其九水産業者數、其十水産業者數、其十一水産業者數、其十二水産業者數、其十三水産業者數、其十四水産業者數、其十五水産業者數
- 第二十三表 俸給者統計**  
其一俸給者、其二俸給者、其三俸給者、其四俸給者、其五俸給者、其六俸給者、其七俸給者、其八俸給者、其九俸給者、其十俸給者、其十一俸給者、其十二俸給者、其十三俸給者、其十四俸給者、其十五俸給者
- 第二十四表 婦人労働者及少年労働者統計**  
其一女工數、其二女工數、其三女工數、其四女工數、其五女工數、其六女工數、其七女工數、其八女工數、其九女工數、其十女工數、其十一女工數、其十二女工數、其十三女工數、其十四女工數、其十五女工數
- 第二十五表 海外移民統計**  
其一自六月末、其二自六月末、其三自六月末、其四自六月末、其五自六月末、其六自六月末、其七自六月末、其八自六月末、其九自六月末、其十自六月末、其十一自六月末、其十二自六月末、其十三自六月末、其十四自六月末、其十五自六月末
- 第二十六表 内地在留朝鮮人戸數及人員**  
其一内地在留朝鮮人、其二内地在留朝鮮人、其三内地在留朝鮮人、其四内地在留朝鮮人、其五内地在留朝鮮人、其六内地在留朝鮮人、其七内地在留朝鮮人、其八内地在留朝鮮人、其九内地在留朝鮮人、其十内地在留朝鮮人、其十一内地在留朝鮮人、其十二内地在留朝鮮人、其十三内地在留朝鮮人、其十四内地在留朝鮮人、其十五内地在留朝鮮人

## 概 説

大戦後の世界的不況は依然として繼續し、大正十五年度に於ても亦、その年初に於て一般に樂觀を以てむかへられたるに拘らず、七八月の交一時的の活況を見たるの外、何等好況に轉することなく、財界、事業界はその内面に於て、翌昭和二年度の大恐慌への途を準備しつゝあつた。

此の如き陰慘にして不安なる一般情勢は必然に労働者の生活状態に反映せざるを得ない。失業の低気壓は依然として労働市場を息づまらせ、賃銀はさしたる變動を示さず、大正十四年初頭以來幾分低落の機運に向つた物價も労働者の生活に惠澤を及ぼす程度には至らなかつた。一方農村より都市工業地への出稼増加するとともに、他方解雇者數また前年に優り、解雇労働者の歸農するもの大いに増加する等、労働者の移動、生活不安は毫も減することなく益々その重苦しさを増してきた。

しかるに、農村では大正十三年以來極めて僅かにではあるが、従來とは逆に中農の漸増、小農の漸減、大地主の遞減を示すに至つた。この統計上の傾向は一見農村安定論の一資料たり得るかの觀なしとはいへないが、しかも一面小作爭議の激増はそれを明確に否定し去る有力なる證左であり、他面大地主の減少傾向は小作條件の改善其他の原因による土地収益率

の減少に伴ひ、資本が土地より商工乃至金融方面へと鞍替せんとする過度期を物語るものではあるまいか。従つて農村の不安は何等除去されざるのみならず、反つて益々暗影を將來に投ずるものと見るべきであらう。

中間階級者並に職業婦人の生活状態に在つても、一般労働者の生活状態と何等選むところはなかつた。然も經濟社會の一般情勢に壓されて、無産階級化の過程を辿りつゝあると觀らるるであらう。婦人労働者に在つては雇傭主の搾取の如何に甚だしいかが、その健康調査によつて益々曝露されつゝある。たとへ改正工場法が實施されても婦人労働者乃至は少年労働者の生活状態の低下への進行を本質的に阻止し得ることは不可能であるだらう。

終りに移出民及移入民の状態を見るに、北米における排日氣運は尙も高まつたが、ブラジル及南洋方面に於ける企業移民はかなりの成績をあげ、その數を増加するに至り、政府はこゝに企業移民の奨励の方針を確定した、而して朝鮮人の移入民は本年に於て、その數多少の減少を見たるも、依然流入盛にして、政府及總督府はこれに對して制限方針をとつた。

# 第一篇 勞働者狀態一般

## 第一章 職業別人口及勞働者數

### 1 職業別人口

第一回國勢調査の結果は未だ未發表なるが故に、大正十四年及十五年度本年鑑に掲載した抽出方法による結果をば今一度本年鑑中にも、記載するより他しかたがない。

職業別人口 (單位千人)	從屬者			會計	百分比
	本業者及無職者	本業なき從屬者	家事使用人		
農業	一四、一四〇	三、六六五	一七六	二六、九三三	四八・二
水産業	五九七	八八八	七	一、四九二	二・七
鑛業	四九六	五二一	一四	一、〇三二	一・八
工業	五、二七八	五、四六二	二三五	一〇、八四五	一九・五
商業	三、二九〇	四、一四九	二〇七	七、六四六	一三・七
交通業	一、〇三三	一、四六六	一七	二、五一六	四・五
公務自由業	一、二一八	一、七三四	一〇〇	二、九九二	五・四
其他有業者	四九一	五二〇	九	一、〇二〇	一・八
*家事使用人	二五	三八	五	六八	〇・一
無職業	五八一	六四九	六	一、二一六	二・三
計	二七、〇八九	二八、〇三三	七二八	五五、八四九	一〇〇・〇

〔備考〕 家事使用人とは主人の世帯外より通勤する家扶、家令、番頭の如く一個獨立の職業たるものを指す

職業上の地位別本業者數(單位千人)

職業	男			女		
	業主	職員	勞務者	業主	職員	勞務者
農業	四、五七〇	一四	三、二二五	一、三九八	一	七、八〇三
水産業	一九七	八	三三〇	二	一	五、八九五
鑛業	一五	三五	三四八	二	一	六、四三二
工業	一、〇六六	三〇〇	二、四三一	二	八	一、四八一
商業	一、三四六	四八	五三三	二	一	一、四八一
交通業	二四三	二三五	五九四	二	一	一、四八一
公務自由業	二四〇	四六九	一四一	二	一	一、四八一
其他の有業者	八	九	二九	二	一	一、四八一
家事使用人	三	三	三	二	一	一、四八一
無職業	二二六	一、三九八	七、八〇三	二	一	一、四八一
計	七、九三三	一、三九八	二七、八〇三	二	一	一、四八一
農業	五五五	一	五、八九五	二	一	一、四八一
水産業	二	一	四〇	二	一	一、四八一
鑛業	二	一	九八	二	一	一、四八一
工業	二七四	八	一、二九九	二	一	一、四八一
商業	三九四	三	五八六	二	一	一、四八一
交通業	一	七	五三	二	一	一、四八一
公務自由業	四七	一三九	一三三	二	一	一、四八一
其他の有業者	九	一	一七四	二	一	一、四八一
家事使用人	三	一	一三	二	一	一、四八一

無職業 三三三 一 三三三

計 一、六三〇 一六六 八、一七七 九、九五五

〔備考〕業主——業務を主宰經營する者、職員——業主の下にありて事務又は技術に従事する者、勞務者——業主職員の下に在りて單に勞務に従事する者

## 2. 各種勞働者數

一、工場勞働者 二、〇九八、〇〇四 (昭和元年十二月末社會局調)

二、鑛山勞働者 二、七七一、一六六 (同 右)

三、農業勞働者 三、二七〇、六八二 (大正九年十月一日農商務省調)

1 純勞働者 三、三三三、〇二四

2 其 他 二、七四四、五六

四、漁業勞働者 七九八、三三六 (大正九年末農務省調査)

五、林業勞働者 七五五、七〇九 (大正十年三月末農務省調査)

六、商業勞働者 一、一〇九、〇〇〇 (抽出方法にある第一回國勢調査の推計)

七、交通勞働者

1 鐵道軌道從業員 二、三三三、六八八 (大正十三年末鐵道省調より計算)

2 船舶勞働者 四三三、三六六 (概數) 大正十三年末遞信省調)

3 馬車挽 三三六、六六七 (大正十二年末内務省調)

4 自動車運轉手 二〇、四三九 (同 右)

5 乗合馬車馭者 六、二九九 (同 右)

6 人力車夫 八九、一八二 (推計)(同右)

7 郵便電信電話局職員(雇員以下)

一三、五五二 (大正十三年末遞信省調)

八、自由勞働者 八二〇、六三三 (大正十一年末内務省調)

1 大工左官等 六八八、三三三 (同 右)

2 人夫 仲仕 二二、三三三 (同 右)

九、鹽田從業者 四、三三三 (大正十四年三月末農林省調)

註、各種勞働者數の細別、數字は第二篇以下各章に掲載されてある。

尙昭和元年末社會局調工場鑛山等勞働者數調は附表第一表として掲載されてゐる。

## 第二章 勞働生活

### 第一 失業狀況

一般失業狀況をうかゞひ得んがため、大正十四年十月一日現在を以て國勢調査と同時に施行せられた全國主要二十四都市並にその附近地域に互る失業統計調査の結果の概要を紹介することとする。

〔調査地域〕 札幌市、東京市、京都市、大阪市、堺市、横濱市、横須賀市、神戸市、尼崎市、長崎市、佐世保市、名古屋市、濱松市、仙臺市、岡山市、廣島市、吳市、和歌山市、金澤市、八幡市及各その附近及門司市の工業地二十一ヶ所及足尾町大牟田市及附近及夕張町の鑛山所在地三ヶ所

本調査をうけた世帯は一、四一八、八七二、人口は二、三三五五、〇一五を算し同地域世帯總數の五割五分及總人口の二割

に該當してゐる、これを細別して失業者數と對比すれば次の如くである。

調査人口	失業者數		失業率	
	男	女	男	女
總計	105,633	6,551	4.4%	1.5%
給料生活者	19,366	966	3.5%	1.8%
労働者	4,278	3,858	3.3%	0.9%
日傭労働者	39,938	1,707	1.9%	20.6%

即ち日傭労働者に於ては女子の失業率の方やゝ高いが、他にあつては女子の失業率は男子に對してはるかに低率を示してゐる。

年齢別失業率を見るに

年齢	總數	給料生活者	労働者	日傭労働者
十四才以下	4.4%	3.5%	3.0%	1.9%
十五―五九才	0.5%	0.3%	0.4%	1.2%
六十才以上	4.5%	3.0%	3.5%	1.9%

右表の示す如く、いづれも老年級最も失業率高く成年級亞き幼年級に於て失業率は最も低い。

都市別 これを都市別に先づ失業者數について見れば、東京、大阪、横濱、神戸、名古屋、京都の六大都市を以て失業總數の七八%を占めてゐるが、これを失業率について見れば

- 1 給料生活者に於ては佐世保の五・七九%を最高として八幡(五・二一)吳(五・〇八)札幌(四・五八)長崎(四・四二)横濱(四・三

右の如く一般に横濱、長崎、門司等の海港と佐世保、横須賀、吳等の如き海軍工廠所在地に於て、いづれも失業率の高いのを見るは思ふに軍縮の影響と、海運界の不振がその重要な原因をなしてゐることを察せしめる。

(地域別失業者數及失業率の詳細は、甲統計第十表(其一)を参照

2. 労働者について見るに、横濱の七・五一を最高とし、長崎(五・七八)佐世保(五・四七)門司(五・四五)吳(五・三二)廣島(四・八三)横須賀(四・二七)順次亞き夕張の〇・四五を以て最低とする。
3. 日傭労働者の失業率は給料生活者及労働者に比し遙に高く、之を地域別に見るに最低の夕張町に於てすら一・五九%を示し最高は岡山の四〇・四五%にも達し、横須賀(三一・九六)佐世保(二九・七二)横濱(二九・六五)神戸(二六・九七)吳(二五・八五)門司(二三・二三)長崎(二三・一六)八幡(二二・七〇)順次これに次ぐ。

せられることを望む

次に産業別に細別して失業率を見れば

業種	給料生活者		労働者	
	失業者数 人	失業率 %	失業者数 人	失業率 %
総 数	一九、三九六	三・一五	四六、二六七	三・〇三
農 業	七四	七・八六	四二	三・九五
水産業	三三	一三・二〇	一〇三	七・五〇
鑛 業	二三〇	五・一九	五三九	一・九六
工 業	四、二四一	三・九九	二九、三八九	三・三三
商 業	六、六三二	二・七四	五、五八一	二・八七
交 通 業	二、五九六	三・八八	六、四八五	四・〇八
公務自由業	五、四六九	二・八八	二、五八八	三・二五
其他の有業者	三	五・〇二	五九〇	五・六三
家事使用人	三	一・八一	五八一	〇・三五

項目	給料生活者		労働者	
	實數	%	實數	%
總 数	三六、四七三	一〇〇・〇	一三三、七七〇	一〇〇・〇
行政整理	二、八三七	七・八	二、二八三	二・〇
軍備縮少	五三七	一・五	一、〇三七	〇・九
業務廢止	七、二七三	二・七	五、二八一	七・三
業務休止	一、八九三	五・二	一一、九四三	一〇・五
業務縮少	五、八〇二	一五・九	二八、三四六	二四・九
生産方法の變化	九	〇・〇	三七	〇・〇

第一部第一篇 労働者状態一般

更に失業原因別に之を見るに

失業原因	給料生活者		労働者	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率
災 厄	七二	二・〇	一、一五九	一・〇
労働争議	二四	〇・一	四〇一	〇・四
兵役關係	二三五	〇・七	四三三	〇・四
傷痍疾病	五、四四五	一五・五	一四、二九	一三・四
自己の都合	三、一八〇	三・四	三三、七八五	二九・七
仕事なき爲	一四一	〇・四	二、七九四	二・五
天 候	二	〇・〇	三、八〇五	三・三
其 他	二、二三八	五・八	五、三六八	四・七

失業期間	給料生活者		労働者	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率
三日以内	一九	一・九%	九三	九・三%
十日以内	二〇	二・〇%	七六	七・六%
二十日以内	三二	三・二%	六六	六・六%
一ヶ月以内	三九	三・九%	七九	七・九%
二ヶ月以内	一〇二	一〇・二%	一四・五	一三・六%
三ヶ月以内	八四	八・四%	一一三	一〇・九%
六ヶ月以内	一九〇	一九・〇%	二〇・九	一八・五%
一ヶ年以内	二五〇	二五・〇%	二四・五	二二・一%

失業期間

Aは大正十四年十月一日現在失業せる失業者にして、失業期間は失業の年月日より調査期日に至る期間を以てこれに充つて失業期間とす  
 Bは調査當時有業者中過去一ヶ年間に失業せし事あるものにして失業年月日より失業後就職したる年月日に至る期間を以て失業期間とす



一ヶ年を超ゆるもの 三・四 七・四 一五・三 四・一

**失業季節** 先づ給料生活者の失業季節について見れば、次表の示すごとく、十二月を除いては概して春夏の候頻出し秋冬の候に減少すといひ得べく、労働者に於ては、晩秋より冬期にかけて最も少く、春期に入りて稍々増大し來り、夏より初秋に至て最も頻出すといふを得やう。各地方とも大體に於てその傾向を同じうしてゐる。

失業季節百分比

	給料生活者 労働者		給料生活者 労働者	
月	給料生活者	労働者	給料生活者	労働者
一月	四・七	五・四	七・月	九・三
二月	六・〇	五・三	八月	一〇・五
三月	九・七	六・九	九月	一三・七
四月	八・三	七・五	十月	一五・六
五月	九・〇	八・四	十一月	一六・〇
六月	八・二	八・六	十二月	一〇・〇

備考 右比率は大正十四年十月一日現在の失業者及それ以前一年間内に失業せしことある有業者との合計による比率である。

第二 労働移動

中央職業紹介事務局の発表にかゝる大正十四年中の「他道府縣への出稼者調」の結果によれば、他道府縣への出稼者總數は七十八万五千三百七十六人にして、その内男は四十五万

四千六十六人、その總數に對する割合は五割八分弱、女は十三万三千三百十人にして總數に對する割合は四割二分強に當る。而して之を前年中における出稼者總數と比較するときは總數に於て十一万七千四百十三人、男に於て五万七千六百三十六人、女に於て五万九千七百七十七人各々増加を示してゐる。之を府縣別に見て、二万以上の出稼者あるものを列挙すれば

府縣	出稼者總數	府縣	出稼者總數
新潟縣	一五、二四五	香川縣	二八、九〇八
島根縣	三九、三三三	大分縣	三三、七七一
德島縣	三八、二八三	山梨縣	三三、七七七
熊本縣	三三、七三三	青森縣	二〇、六三三
岡山縣	三三、七六一	富山縣	二二、四三〇
鹿児島縣	三三、四七七	三重縣	二八、二〇八
東京府	二二、四三三	長野縣	二五、七三三
大阪府	一一〇、三三三	京都府	三三、五七七
北海道	六九、二七七	神奈川縣	三三、三三九
福岡縣	五八、七六六	埼玉縣	二六、七〇二
兵庫縣	四九、九〇〇	樺太	一六、三三三
愛知縣	四二、八六六		

而して右はいづれも、工業或は鑛業地か新開地でありいつ

次に入稼者の状況を府縣別に付て見るにその一万五千以上のものを列挙すれば

れも、出稼人より入稼人の方が多数を占めてゐる。

### 第三 賃 銀

大正十五年における諸職業賃銀を見るに、大正十四年に比して大した低落もなく、概して安定の状態にあつた。唯大阪に於ては大正十四年四五月の頃まで次等に昇り來つた。賃銀は十四年末より十五年にかけて少しく低落を示してゐる。

月	大正十五年			大正十四年		
	東京	大阪	十三都市平均	東京	大阪	十三都市平均
一月	103	103	101.1	103	103	103.3
二月	103	103	101.5	104	103	103.3
三月	103	104	101.7	104	103	103.8
四月	103	103	101.0	104	109	104.1
五月	103	103	101.5	103	106	103.2
六月	101	101	101.2	102	107	103.9
七月	101	103	101.0	101	107	103.6
八月	101	103	101.3	101	107	103.5
九月	101	103	101.8	101	108	103.5
十月	101	104	101.5	101	108	103.5
十一月	101	104	101.3	101	107	103.6
十二月	101	104	101.1	101	104	103.3

大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃銀を以て一〇〇とす  
(商工省調査による)

### 第一部第一篇 労働者状態一般

一般賃銀に関する統計は甲第十一表として収録してある。

### 第二章 生活状態

#### 第一 物 價

大正十四年以來次第に低落の傾向を辿つてきた卸賣物價は大正十五年に入つて益々低落するに至つた。特にその傾向は衣料品及び穀物に於て著しかつた。小賣物價も亦卸賣物價の低落に従つて同じ方向を辿つてきたのを見られる。今十三都市平均卸賣物價指數及び東京市小賣物價指數を示せば次の如くである。

卸賣物價指數表 (十三商業會議所調)

月	大正十五年		大正十四年		穀物	調味品及嗜好品	衣料類	燃料
	平均	平均	平均	平均				
一月	98.2	108.8	108.8	108.8	100.9	100.9	97.7	93.2
二月	96.9	107.2	107.2	107.2	100.1	100.1	94.5	93.4
三月	95.3	104.1	104.1	104.1	99.8	99.8	91.7	93.0
四月	94.4	101.8	101.8	101.8	99.0	99.0	88.2	91.8
五月	92.6	101.0	101.0	101.0	98.0	98.0	86.5	90.8
六月	92.3	101.5	101.5	101.5	97.6	97.6	86.9	90.4
七月	92.5	103.3	103.3	103.3	97.4	97.4	88.4	90.6
八月	92.1	104.0	104.0	104.0	97.5	97.5	87.8	90.2
九月	91.4	103.8	103.8	103.8	98.5	98.5	84.9	90.4

十月	九〇・九	一〇三・三	一〇七・八	九九・一	七九・七	九二・六
十一月	九〇・一	一〇二・七	一〇七・三	九九・一	七九・六	九二・二
十二月	八八・八	一〇〇・〇	一〇六・〇	九八・八	七五・八	九二・四

(大正十年乃至大正十二年の全三ヶ年平均価格を一〇〇とす)

東京市小賣物價指數

大正十五年	大正十四年	大正十五年	大正十四年
一月	二二〇	七月	二一九
二月	二二七	八月	二一五
三月	二二五	九月	二一五
四月	二二三	十月	二一五
五月	二二三	十一月	二一〇
六月	二一九	十二月	二一九

(大正十三年七月を百とす日本銀行調査)

尙ほ物價に關する統計は甲統計表第十八表として収録されてゐる。

第二家計

1. 生計費

本年中に發表せられた労働者、給料生活者の家計調査の主なものは

1. 大連在勤滿鐵邦人社員生計費調査——滿鐵調査
2. 炭鑛々夫家計調査——社會局及鑛業労働事情調査會調査

3. 給料生活者生活状態——廣島市社會課(十五年三月)

尙我政府は我國での最初の試みとして、大正十五年九月一日より一ヶ年間に亘り、全國主要都市鑛山農村等に於て給料生活者、工場労働者、鑛山労働者、交通労働者、日傭労働者及農業者に關して家計調査をなしてゐる、今こゝには右の1及2の概略を示さう。

『大連在勤滿鐵邦人社員生計費調査』

主として、月收五〇圓乃至二五〇圓の傭員及薄給職員社宅在住者(埠頭事務所、沙河口工場、本社)につき大正十三年十月より十四年三月に至る六ヶ月間記入式によつて調査したる結果の概要を示せば(二百一世帯につき)

月收別世帯數

職工	一	一	三	四	八	四	三
現業員	一	三	六	六	六	二	一
事務員	一	二	一	三	三	二	一
計	一	四	九	七	一七	九	六

△〇圓 一〇〇圓 一五〇圓 二〇〇圓 二五〇圓 三〇〇圓 三〇〇圓 以上

家族數別世帯數表

世帯人員	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	計
實數	二七	四九	四八	三七	八	二	二	二〇二
比例	一三・四%	二四・四%	二三・九%	一八・四%	八・九%	五・五%	五・五%	一〇〇%

次に右二百一世帯につきその收支状態を見るに

調査世帯数

世帯員数  
男  
女

計

項目	世帯員数		計	実数	百分比
	男	女			
世帯員数	251	209	460		
世帯主	277	76	353		
基本	492	294	786		
特殊	322	186	508		
家族	460	375	835		
借入	0.06	0.04	0.10		
入質	4.33	2.56	6.89		
品物	18.92	11.30	30.22		
貯金引出	1.62	0.66	2.28		
財産収入	2.56	1.55	4.11		
其他	27.52	10.00	37.52		
合計	326.6	197.6	524.2		
食費	17.97	11.23	29.20		
居住費	17.97	11.23	29.20		
被服費	0.71	0.45	1.16		
公課	3.55	3.42	6.97		
合計	33.95	21.33	55.28		
第一生活費	161.69	100.00	261.69		
第二生活費	74.8	46.79	121.59		
第三生活費	115.71	50.01	165.72		
合計	352.2	196.8	549.0		

註、本調査世帯は殆んど社宅居住者にして、社宅を無料貸與しつゝあるが故に本調査に於て住居費と稱するは、光熱費家具什器及水道料を意味し殆んど家賃を含まず。

第一部第一篇 労働者状態一般

右支出につきその生活費項目の占むる比率を世帯主の業態別につきて見るに、

業態別	世帯数	第一生活費	第二生活費	第三生活費	計
職工	3	37.2	19.7	33.7	100.0
現業員	5	42.4	14.4	41.3	100.0
事務員	4	38.9	17.6	33.6	100.0
計	22	39.8	18.8	33.3	100.0

次にこれを収入段階別、世帯人員別について見るに、その収入額の低きにつれて、又世帯人員多きにつれて第一生活費の比率は増加し、第三生活費は低位を示してゐる。而して第二生活費は大體に於て中間に位するものが高率を示す傾向をもつてゐる。

収入段階	世帯数	生活費			計
		第一	第二	第三	
1000円まで	14	47.3	17.7	34.7	100.0
1500円まで	6	42.5	18.4	39.4	100.0
2000円まで	7	42.7	19.3	39.5	100.0
2500円まで	7	35.0	19.7	45.3	100.0
3000円まで	9	33.6	18.8	47.7	100.0
3000円以上	6	26.6	23.4	58.6	100.0
世帯人員	世帯数	第一生活費	第二生活費	第三生活費	計
2人	7	38.9	15.3	47.6	100.0
3人	15	36.3	19.3	43.7	100.0

四人	六・七〇	一七・七二	四三・九六	一〇〇・〇〇
五人	三〇・四八	一九・八一	五九・九六	一〇〇・〇〇
六人	四〇・三三	二〇・〇二	三九・九六	一〇〇・〇〇
七人	四三・三三	二二・六六	三三・五六	一〇〇・〇〇
八人以上	四四・四四	一五・九〇	三〇・八四	一〇〇・〇〇

稼働せざる家族数別世帯数

『炭鑛々夫家計調査』  
 大正十四年四月乃至六月社會局及鑛業労働事情調査會によつて調査（記入式）せられたる全國にわたる石炭山労働者三百八十六世帯（採炭夫百八十三・運搬夫八十九・職工百十四世帯）の家計調査の結果の一部を示せば次の如くである。

稼働状況	稼働せざる家族数	世帯数			計	比			計
		一人	二人以上 上四人	五人以上		一人	二人以上 上四人	五人以上	
世帯主のみ働くもの	二	二	一六二	三七	二〇〇	一・〇	八〇・五	一八・五	一〇〇・〇〇
家族中女子一人が稼働するもの	三	三	一六二	一三	一八	二・三	八七・七	七・〇	一〇〇・〇〇
計	三三	三三	三三	五〇	三八	六・〇	八二・一	一三・九	一〇〇・〇〇

鑛山各種労働者別收支の平均を表示すれば

項目	採炭夫			運搬夫			職工			合計
	世帯主	家族	計	世帯主	家族	計	世帯主	家族	計	
賃金	五八・三三	一五・七五	八七・四	四八・四三	八・七四	六六・九	五八・九七	二二・四二	五九・三	
扶助料	二・六六	二・六六	五・三二	二・四四	二・四四	四・八八	二・〇七	二・〇七	四・一四	
救済金	二・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	
繰越金	九・二八	五・二七	一四・五五	五・九八	八・七三	一四・七	八・七三	八・七三	一七・四六	
貯金引出、貸金回収	五・六六	二・四四	八・一〇	四・六六	六・三三	一〇・九九	六・三三	六・三三	一二・六六	
其他	二・四四	二・四四	四・八八	二・三三	三・五〇	五・八三	二・七九	二・七九	五・五八	
借入、入質	二・九七	二・九七	五・九四	一・四七	二・四三	三・九〇	二・三三	二・三三	六・二三	
計	八七・三三	三三・三三	一二〇・六六	六六・九	二二・四二	八九・三二	九三・八九	九三・八九	一八七・七二	

項目	第一生活費			第二生活費			合計
	食住居	被服	清潔	教育	診療	計	
食費	三三・四	二九・六	三三・三	三・三	一・七	三六・〇	九三・八
住居費	三・八七	二・七	二・九	二・八	二・五	八・三	一〇二・一
被服費	六・六〇	四・九〇	六・六	三・三	二・五	一〇・九	一〇二・一
清潔費	一・二四	四・九	一・一六	二・八	二・五	六・六	一〇二・一
教育費	四・三	三・九	四・三	三・三	二・五	一〇・九	一〇二・一
診療費	一・四〇	一・〇三	一・七二	二・八	二・五	五・三	一〇二・一
計	四六・二	四三・九	四三・二	一〇・七	九・九	二〇・六	一〇二・一

費活	交際費	小計	二・九二	二・三三	三・四四	二・九一
		酒類	七・五四	五・六九	七・七二	七・一八
第三	煙草	計	三・七一	二・七四	二・五五	三・一四
		食費	一・七二	一・三三	一・六六	一・六六
生活	間食	計	一・七二	一・三三	一・六六	一・六六
		樂費	一・七二	一・三三	一・六六	一・六六
費活	雜費	計	三・九七	二・八八	三・五三	三・五九
		小計	一・〇・八五	八・〇四	九・一六	九・六九
貯蓄	計	計	二・二九	七・二九	九・三三	一・〇・三二
		辨濟	二・五九	二・〇七	二・五九	二・四七
分配所	供給所	拂	一・七七	三・七九	三・二〇	二・五九
		記入	〇・八	〇・九	〇・四	〇・七
合	計	八・八〇	六・六四	七・〇五	七・七〇	

次に右收支各々中各項目を百分比率を以て示せば次の如くである。

第一部第一篇 労働者状態一般

費活	第一生活	計	其	五・八五	五・五一	五・〇八	五・七五
			住居	四・六七	四・一六	三・九三	四・三五
第二生活	計	計	一・〇・四四	九・八一	三・二〇	一・〇・八一	
		其他	四・〇四	四・一六	三・九三	四・三五	
第三生活	計	計	四・四八	四・一	三・三五	四・〇七	
		其他	一・〇・八	一・二四	一・三八	一・一九	
貯蓄	計	計	七・五五	六・七二	七・三一	七・三〇	
		其他	一・三・二一	三・〇六	二・〇四	三・五九	
其他	計	計	一・九・七七	一・九・八七	一・九・九三	一・九・六二	
		其他	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	

2. 貯蓄及金融  
 郵便貯金 少額収入者が最大部分を占めてゐる郵便貯金の  
 本年における概況は次の如くである。

預入	新規人員	三、九三二、三六八人	▲ 四六、三三二人
拂出	全拂人員	八七九、一八五、三四四	▲ 三九、九二一、九九四
年末現在	人員	三三、二九八、一七二人	▲ 一、〇七、四四四人
	金額	一、一六、四二五、〇三五圓	▲ 一九、八三二、二四四圓
	一人平均	三五圓八四厘	▲ 二圓一八厘

而して大正十四年末現在における郵便貯金預入人の職業別につき人員、預金額比率を觀察するに、

職業	人員 百分率 %	金額 百分率 %	一人當り 預金額 圓厘	同大正 十三年 圓錢
農業	三三	三三	三三、五〇二	三三、〇〇三
商業	二〇	二五	五二、四三八	五二、元
工業	五	五	四二、一〇二	四二、七八
雜業	三	六	五九、四五〇	六〇、四四
諸業者被傭職工 及一般使役人	八	六	三〇、一四二	三〇、六五
官吏軍人	七	九	四三、八〇七	四四、五四
學校生徒	二八	七	一三、六八八	一三、九一
漁獵業及船夫	二	二	五〇、五三	五一、二一
無職業	四	五	四九、二六二	五〇、一一
社寺其他團體	一	三	一四、九三四	一四、三四
職業未詳	七	九	四九、一〇七	四九、九五
計	一〇〇	一〇〇	三六、三〇一	三六、九〇

即ち各職業別百分比は昨年度と變化を見ないが、一人當り預金額はいづれに於ても、皆幾分減少してゐる。

産業組合貯金 大正十四年産業組合中央會調査「産業組合現勢調査」によると、大正十三年度にて調査組合數一二、三四三の貯金總額四九四、二六五、二五八圓である。

貯蓄銀行貯蓄預金

預金總計 大正十三年 大正十二年より増  
 七九三、五三、九九圓 九九、九三、四三圓  
 内貯蓄預金 六八八、八九四、五四 八四、〇八三、二七  
 尙この他に普通銀行貯蓄預金が一九、八〇二、三一四圓ある。(大正十三年)  
 無盡 大正十三年末における無盡の概況は次の如くである。

本店	支店	資本金	拂込済資本	一營業者平均公稱資本
二七	四二	一八、七四三、六〇〇圓	八、一〇四、八〇四圓	八二、五七〇圓
▲	▲	三、七二九、六〇〇圓	一、六〇三、六三三圓	一四、〇三圓

## 第一篇 工・鑛・交通労働者状態

### 第一章 概況

#### 第一 労働者數

社會局の調査にかゝる昭和元年十二月末現在の工場鑛山及交通労働者數は次の如くである。

	男	女	計
工場労働者	一、〇五〇、三三七	一、〇四七、六六九	二、〇九八、〇四六
鑛山労働者	二六、三三三	七〇、八三三	二九七、一六六
運輸交通通信労働者	三六五、七二〇	二四、七三三	四〇〇、四三三

### 1 工場労働者

昭和元年十二月末については附表甲第一表其一として掲載するが故にこれを略し大正十五年六月末につきて見るに、工場労働者總數二、一四七、三四三にして前年の二、〇〇六、八一二に比して一四〇、五三二の増加を示して居る。

右の總數を更に官公業と私營及び私營を更に工場法適用と非適用とに分類すれば次の如くである。

官	公	管	計
工場法適用	一、五四三、一七六	七三・三〇%	
私營	四六六、五三八	三三・八〇%	
非適用	一、九九九、七二四	二〇・〇〇%	

右労働者數を地方別に見ると最も多數なのが、大阪府の三十二万三千三百七十二(全國の一五・〇六%)にして東京(二・二・一三%) 愛知(八・五一%) 兵庫(七・四一%) 長野(五・五二%) 之に次ぎ、沖繩の五百七十六人(〇・〇二六%)を最少數として、岩手の七千二百七十三(〇・三四%) 佐賀(〇・四一%) 鳥取(〇・四二%) 秋田(〇・四三%) 之についてである。(昭和元年十二月末現在は附表第一として掲載してあ

### 第一部第一篇 労働者状態一般

る)

### 業態別工場及職工數

(大正十三年末) (統計年鑑による)

業態	工場數	%	職工數	%
紡織工業	一七、三三三	三五・九二	九三五、〇九三	五三・二五
機械器具工業	四、〇三三	八・三三	三三六、六二九	一三・三三
化學工業	五、〇六六	一〇・四九	一七九、四三〇	一〇・〇三
食料品工業	九、七二四	二〇・〇七	一六九、二二四	九・四六
雜工業	二、八九一	二四・五七	二二二、八三三	一四・六六
(金屬工業を含む)				
瓦斯電氣業	二九七	〇・六一	六、四三〇	〇・三六
計	四八、三九四	一〇〇・〇〇	一、七九八、六二八	一〇〇・〇〇

### 2 鑛山労働者

社會局調査(十五年六月末)によれば鑛山労働者の總數二八九、二〇二にして、これを府縣別に見て一万以上の鑛山労働者を有するものを示せば次の如くである。

府縣	鑛山労働者數	全國鑛山労働者總數に對する比率%
福岡縣	一三七、六五五	四七・五九
北海道	二八、六六四	九・九二
長崎縣	一九、三三七	六・六六
福島縣	一六、三九九	五・七七
佐賀縣	一六、三九八	五・七七



山口 縣

一〇、七九三

三・七三

(昭和元年十二月末現在に關する詳細は甲統計第一表共一参照) 而して鑛山種別に見れば

鑛山種別鑛夫數 (大正十四年六月鑛山局調)

鑛種	鑛夫數	百分比
金屬山	四、八六一	四四・五
石炭山	二五三、八九八	八二・七
石油山	七、三三〇	二・六
其他非金屬山	五、三四七	一・三
計	三〇、四三六	一〇〇・〇

3 交通労働者數

第一回國勢調査の概數によれば、交通業本業者は

地位	男	女	計
業主	二四、〇〇〇	一、〇〇〇	二四、〇〇〇
職員	一三、〇〇〇	七、〇〇〇	二〇、〇〇〇
労働者	五、四〇〇	五、〇〇〇	一〇、四〇〇
計	九七、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇三、〇〇〇

(昨年度年鑑に本業者數九七二、〇〇〇とあるは、男數にして男女總數は一、〇三三、〇〇〇と訂正さるべきである)

次に交通労働者數を種類別に擧ぐれば

交通労働者

- 1 鐵道従業員 二五、六八八 (大正十三年末鐵道省)
- イ 國有鐵道職員 一四、七三二 (大正十三年末鐵道省)

- ロ 地方鐵道職員 二五、六九八 (重役を除く 同右)
- ハ 軌道従業員 三、三〇七 (大正十三年末鐵道省調)
- 2. 船舶労働者 四三、三三六 (概數)(大正十三年末遞信省調)
  - イ ※船舶法適用船 六、二六六 (大正十三年末遞信省調)
  - ロ 官廳船 四、六〇〇 (同右)
  - ハ 自分持のもの 六、五〇〇 (同右)
  - ニ その他の船員 四三、〇〇〇 (概數)
- 3. 馬車挽 三六、六七七 (大正十二年末現在内務省調)
- 4. 自働車運轉手 二〇、四三九 (同右)
- 5. 乗合馬車馭者 六、五九九 (同右)
- 6. 人力車夫 八六、一八三 (推計)(同右)
- 7. 郵便電信電話職員(雇員以下) 一三、五三二 (大正十三年末現在遞信省調)

イ 雇員 五九、八六八 (以下皆同)

- 一、通信事務員 四三、九九九
- 二、電話交換手 一六、八九一
- 三、その他 三八
- ロ 傭人 五、七三四
- 一、遞送人 五、九七八
- 二、集配人 四、二七八
- 三、その他 六、五五八

※註、船舶法適用船六六、二九六中、五三、三九九は汽船乗組、

一二、八九七は帆船乗組にして、船長八、八〇〇を含まず。

尙交通労働者に關する統計は甲統計第四表として収録され

てゐる故参照せられ度い、又前載の如く社會局調査（昭和元年十二月末）によれば運輸交通通信労働者は男三八五、七一〇女二四、七二三である。

## 第二體 性別

### 1. 工場労働者體性別

社會局調査に基いて工場労働者の男女別及びその百分比を表示すれば、次の如くである。

大正十五年六月末現在工場労働者男女別

官 公 營	男		女		計	労働者百人中女の占むる數
	男	女	男	女		
工場法適用	六二、三六	八七、五〇	一、五四	一、七六	一五〇、九六	五・五
工場法非適用	三二、七三	一四、七五	四六、三六	三三・二	一〇七、〇八	三・二
計	九五、〇九	一〇二、二五	四七、九〇	五・七	一九七、二九	五・三
合 計	一、〇八、二〇	一、〇三、四三	一、四七、三三	九・五	二、一三、五三	九・五

更にこれを業態別に男女の比率を見れば

業態別男女職工數比率表（大正十三年末）

業 態	職工百人 男工百人中各業		職工百人 女工百人中各業	
	男	女	男	女
紡織工業	八〇・九六	二〇・三六	八二・七二	一七・二八
機械器具工業	四・八五	二六・二八	一・三三	一三・八八
化學工業	二九・三六	一四・七六	五・五五	一〇・三三
食料品工業	二九・三六	一四・七六	五・五五	一〇・三三
雜工業	二二・三六	二四・〇四	六・〇四	一五・九六
（金屬工業を含む）				

第一部第一篇 労働者状態一般

瓦斯電氣業

計 一・二九

五・七九

一〇〇・〇〇

一〇〇・〇〇

（本表は官營工業を含む）統計年鑑により計算せるものなり）

### 2. 鑛山労働者體性別

鑛山における婦人労働者は前年に比して、全體としては數に於ても婦人労働者の全労働者に對する百分比に於ても多少の減少を示してゐる。これを各種鑛山坑内外別に見れば、婦人労働者は數に於ては金屬山（坑内外）及其他非金屬山（坑内外）に於て増加を見てゐるが百分比に於ては金屬山坑外鑛夫のみ増加を示してゐる。而して特に婦人労働者の多い石炭山に於て男子労働者數増加を見たるに拘らず婦人労働者に於ては減少を見てゐることは注目さるべきであらう。

坑内	鑛夫數		鑛夫百中女子	
	男	女	大正十四年	大正十五年
金屬山	一九、三三	九〇四	四・四	四・六
石炭山	一三、〇七	四、七二	二四・八	二六・二
其他非金屬山	二、〇六〇	九五	四・四	四・三
計	一六、三九	一、〇〇一	二二・六	二四・〇
坑外	鑛夫		鑛夫百中女子	
金屬山	一九、四九	四、九一	二〇・四	二〇・三
石炭山	四七、八六	一、三三〇	二八・八	三〇・〇
石油山	六、六九	六三	八・五	九・七
其他非金屬山	二、八四	三〇八	九・六	一〇・三
計	七六、八八	二、〇〇〇	二四・七	二五・八

總計 三六、二〇五 七三、三二一 三三・三 二四・六

第三年 年齢別

1. 工場労働者

大正十三年末現在第一回労働統計實地調査によれば年齢別表次の如くである。

年齢及性別労働者数表

年齢	實數		百分比	
	男	女	男	女
十五才以下	三六、二〇四	二五、九二五	六・四一	三三・三七
一六―一九	九六、二七〇	三九、五九七	一六・〇九	三三・三三
二〇―二四	二二、九六五	二二、五〇二	二〇・五五	一六・九〇
二五―二九	一〇六、〇九八	四一、四六一	一七・七四	五・七七
三〇―三四	七九、九一八	二二、四三三	一三・三三	三・三三
三五―三九	五九、一七四	一七、七五八	九・八九	二・四七
四〇―四四	四四、六二〇	一四、三九二	七・四六	二・〇〇
四五―四九	二九、三三六	一〇、七五四	四・八九	一・五〇
五〇―五四	一三、四九九	五、八七一	二・〇九	〇・八二
五五―五九	五、八七一	三、一七五	〇・九八	〇・四四
六十才以上	三、三〇七	二、〇五五	〇・五五	〇・二八
計	五八、三三三	七三、九〇七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

即ち男労働者と女労働者とはその年齢の比率全く趣きを異にし女子に於ては幼少年労働者は非常に多く、男子にあつて

は壯年労働者が最も大である。

尙次に社會局工場監督年報によれば

大正十三年末現在年齢別男女職工數

職工總數	内譯		百分比	
	十六才未満	十六才以上	十六才未満	十六才以上
男	八五九、七六三	四三、四二〇	八六、七三三	五・〇五
女	九一九、八三五	三三〇、九〇七	七〇八、九二八	三三・七六
計	一、七七八、六一八	二六四、三二七	一、五五三、三〇一	一四・七七一

この幼年工（十六歳未満）の率を各業態別に見るときは次の如くである。

業態別	職工百人中幼年工%		業態別	職工百人中幼年工%	
	職工百人中幼年工%	職工百人中幼年工%		業態別	職工百人中幼年工%
紡織工業	三三・三三	製材木製品工業	五・四九		
製本印刷業	一三・〇三	機械器具工業	三・八五		
其他工業	二・三三	金屬工業	三・三三		
窯業	八・六〇	瓦斯電氣業	〇・四五		
化學工業	七・二七	全平均	一四・七七		
食品工業	七・二〇				

2. 鑛山労働者

鑛山局調査によつて、大正十四年六月末現在の鑛夫年齢を前年度と比較すれば

十四才未満	十四年六月末 百分比	十三年六月末 百分比
四六	〇・二五	五九
		〇・二九

即ち十四歳未満、十五歳未満、二十歳未満幼年労働者は數に於ても、率に於ても前年度に比して減少してゐる。これを更に男女別について見るに（大正十四年）

年齢	男女別百分比		各年齢級における鑛夫百人中女子	
	男	女	大正十四年	大正十三年
十四才未満	0.3	0.3	35.0	35.9
十五才未満	0.6	1.2	36.2	37.5
二十才未満	1.3	2.2	33.1	34.5
二十才以上	86.9	78.4	23.5	23.7
計	100.0	100.0	23.3	24.6

次に更に坑内外別に見れば次の如くである。

年齢	男女各別百分比		各年齢級における鑛夫百人中女子	
	男	女	大正十四年	大正十三年
坑内				
十四才未満	0.2	0.9	33.7	27.9
十五才未満	0.7	0.9	36.1	34.7
二十才未満	2.5	1.7	30.6	33.0
二十才以上	87.5	88.5	22.3	23.7
計	100.0	100.0	23.6	24.0
坑外				
十四才未満	0.2	0.3	33.7	27.9
十五才未満	0.7	0.6	36.1	34.7
二十才未満	2.5	1.3	30.6	33.0
二十才以上	87.5	88.5	22.3	23.7
計	100.0	100.0	23.6	24.0

第一部第二篇 工、鑛、交通労働者状態

年齢	男女別百分比		各年齢級における鑛夫百人中女子	
	男	女	大正十四年	大正十三年
十四才未満	0.8	0.3	36.8	44.4
十五才未満	0.7	1.7	36.5	40.1
二十才未満	3.7	2.5	37.1	38.7
二十才以上	84.9	73.4	23.0	23.9
計	100.0	100.0	24.7	25.8

第四 教育程度

大正十三年十月十日現在、労働統計實地調査の結果として内閣統計局より發表されたる、大正十三年労働統計實地調査報告によれば

1. 工場労働者

教育程度	實數		百分比	
	男	女	男	女
不 就 學	24,241	5,399	4.5	7.4
尋常小學校	7,084	13,338	12.2	18.2
中途退學程度	24,865	42,878	42.6	66.0
尋常小學校	44,218	18,541	73.8	26.8
高等小學校	16,818	25,233	28.3	35.0
卒業程度	5,861	2,777	9.8	3.8
實業補習學校	9,289	1,387	15.8	0.9
卒業程度				

中等學校	一六、四四〇	三、九〇五	二・七五	〇・五四
中途退學程度	一〇、二九六	一、〇九六	一・七二	〇・一五
卒業程度	一、一〇九	三三	〇・一九	—
專門學校以上の教育程度	二、〇六六	三〇三	〇・三四	〇・〇四
計	五八、一七九	七九、八二六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
不詳	二、五三〇	五、七四四	—	—
總計	六〇、六九〇	七五、五七〇	—	—

2. 鑛山労働者

不就學	男	三三、〇七五	女	二五、三六四	男	一四・九六	女	三五・九六
	尋常小學校	五五、九八八	二二、八八六	二五・三三	三三・八八			
中途退學程度	七九、三三三	一八、三四四	三五・八九	二六・〇三				
卒業程度	一三、五〇一	一、二二九	六・〇六	一・六〇				
高等小學校	三五、三三〇	一、六七七	一五・九八	二・三三				
卒業程度	三三	三〇	〇・一八	〇・〇四				
中等補學程度	四七	七	〇・二〇	〇・〇四				
中等學校	一、八六一	四	〇・八四	〇・〇七				
中途退學程度	六四	三	〇・三〇	〇・〇五				
卒業程度	—	—	—	—				

專門學校以上の教育程度	七六	—	〇・〇四	—
其他	五四	八	〇・三三	〇・〇一
計	三三、〇九四	七〇、五〇四	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
不詳	一、〇七八	一五	—	—
總計	三三、一七二	七〇、五二三	—	—

第二章 労働生活

第一 労働移動

1. 工場労働者

社會局調査による大正十五年中工場労働者移動状態を見るに、十一、十二兩月を除く外はいづれも雇入数は解雇者數を超過して居り全體として雇入は解雇より一二一、九七四を超過してゐる。而して新設及復舊工場について見るも社會局統計によれば工場數に於ては各月とも廢止休止工場數をこえ同職工數も四月十一月を除く外皆然りである、殊に七、八、九に於て特にその顯著なるを見る、これ一方製絲織物工業の季節の交代期たるとともに、景氣の恢復の豫想が一時頗る有力であつたのによるものの如くである。

大正十五年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
解雇	七四、三二	六二、九三	六三、六二	六二、三〇	七二、四三	六〇、八二	五八、四八	六八、〇三	六二、四七	三九、三八	四四、〇二	一七七、九四	八四二、二四
雇入	九二、八五	一三九、〇三	九四、一七	八五、三七	五九、七八	六五、二二	一八、二五	九二、三五	八三、三三	四二、八九	四三、一七	四〇、九〇	九六四、二六
月末現在	一、五四、四六	一、六八、七八	一、六二、七六	一、六九、〇三	一、七三、一六	一、六八、九七	一、七六、七四	一、七九、三八	一、七八、五九	一、三六、五八	一、三四、四七	一、一八〇、五七	一九、一二、四六

廢止休止及新設復舊工場數表

大正十五年月平均	大正十四年月平均	大正十三年月平均	廢止休止工場數		新設復舊工場數	
			男	女	男	女
一七	一七	二〇	一、七〇七	三、四三	一、三三九	二、六六〇
一七	一七	二〇	一、七〇七	三、四三	二、〇四四	五、七五五
計	計	計	計	計	計	計

大正十五年月平均	解雇職工數		雇入職工數	
	男	女	男	女
一、〇四	五、四四五	五、八五四	一一、三三九	二、一、三三九

第一部第二篇 工、礦、交通勞働者狀態

大正十四年月平均 二六二 二、二五二 五、五七四 七、八八四  
 大正十三年月平均 四〇二 三、七三二 五、二七〇 九、〇〇一  
 次に解雇者の歸趨を見るに、歸農者最も多く同業に轉職せるものこれにつき、未従業者は九・八%を占めて居り、前年と比較すれば、歸農者及未従業者は著しく増加し同種工業他種工業に轉職せるものの率は減少を示してゐる。

解雇者歸趨調

計	大正十五年		大正十四年		百分比	
	大正十五年	大正十四年	大正十五年	大正十四年	大正十五年	大正十四年
同種工業に轉職	一七五、五九二	一七七、一七一	一七、五九二	一七、一七一	二・八	二・六
他種工業に轉職	九八、八〇四	九四、七三九	一〇、八〇四	九、七三九	一・四	一・三
歸農せる者	二七四、一九七	二二〇、八三二	三〇、一九七	二〇、八三二	三・六	二・三
其他に轉職せるもの	一〇三、〇一九	八八、五八二	一三、〇一九	八、五八二	一・五	一・一
未従業者	八二、二八九	四一、八八	九、二八九	四、一八八	一・二	〇・五
不詳	一一三、三三三	一〇六、七五五	一三、三三三	一〇、七五五	一・四	一・一
計	八四二、二四	七九、九七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

尙甲統計第八表参照

2. 鑛山勞働者

社會局調査による大正十四年中における鑛山鑛夫の移動狀態を見るにその概略次の如くである。

大正十五年	解雇		雇入		月末現在
	大正十五年	月	大正十五年	月	
一	一七、三三五	一七、三三五	一六、一七〇	一六、一七〇	二九六、八七七
二	一五、八〇三	一五、八〇三	一三、一五六	一三、一五六	二九三、八七〇

月	計	大正十四年月平均
三月	二、四四	一八、二五六
四月	二〇、〇三五	一八、七五三
五月	一九、三九三	二六、六〇一
六月	一九、〇五五	二八、三三三
七月	一七、八九七	二八、〇九二
八月	一六、六四九	二八、〇三三
九月	一九、九二二	二八、〇一八
十月	一七、〇八二	二七、五三九
十一月	一五、六七三	二七、六〇二
十二月	一三、一四六	二八、一四四
計	二二、四二二	二〇、五八
月平均	一七、七八四	二七、〇四三
大正十四年月平均	二〇、九五五	二〇、三三七

即ち大正十五年中に於いても鑛山勞働者の數は次第に減少せられて、雇入が解雇より超過した月は僅に九、十一、十二月の三月にすぎず、全體として見るとき昨年(大正十四年)の平均鑛夫數三〇一、四六二に比して本年は一六、五七二減の二八、八九〇である。

勞働者平均數に對する解雇者數の率は七四・九%にして勞働者平均數に對する新雇入者數の率は七一・八%であり、而して、本年中を通じての解雇超過數を八、八八四に當る。更にこれ等解雇者の歸趨を見るに

種別	大正十五年		大正十四年		百分比
	五年中	四年中	十五年	十四年	
同種鑛山に轉職	九〇、九〇三	一〇五、五五二	四三・三	四三・九	
他種鑛山に轉職	二、一〇六	二、六五九	〇・九	一・一	
歸農	三、二四八	四、四六一	一五・〇	一六・八	
其他に轉職	一五、九九〇	一六、八〇五	七・五	六・七	
未從業	一三、七八四	一三、一〇三	六・〇	五・二	
不詳	六〇、三九二	七二、三九三	二八・二	二八・三	
計	二四、四三三	二五、九八四	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

尙甲統計第九表參照

## 第二 失業狀況

工場勞働者及鑛山勞働者の失業狀況はすでに、第一篇第二章第一に於て、大正十五年中解雇者の歸趨については本章勞働移動の節に述べたる所なるが故にこゝにはこれを省略してたゞ大正十五年中に於て、特に多くの失業者を出して社會の注目をひいた主なる解雇の事實を列擧する。

- 【二月】 ▲土佐製紙藥防支店(山口縣、事業整理)八〇名 ▲近江絹絲紡績會社(滋賀、事業不振)五〇名 【三月】 ▲三井三池鑛業所(福岡、事業不振)三三〇名 ▲東洋汽船(合併の結果)二二三名
- 【四月】 ▲東京市電(行政整理)五七名 ▲日本石油西山鑛業所(新潟、元員淘汰)百數十名 ▲大力製材所(大阪、事業不振)五〇名
- 【五月】 ▲東神ゴム工業株式會社(神戸、事業縮小)一四二名 ▲タイン時計製造會社(大阪、爭議によるロツクアウト)七六〇名 ▲

大阪鐵工所因島土生兩工場(廣島、事業縮少)三〇〇名【七月】  
 ▲東邦電機工作所(福岡、工場閉鎖)二〇〇名【八月】 ▲旭絹織工場(天津、事業縮少)一〇〇名 ▲山爲ガラス工場(大阪、整理淘汰)一〇五名【九月】 ▲岡山地方專賣局田下分工場(工場閉鎖)九九名 ▲松原炭鑛(茨城、工場閉鎖)約二〇〇名【十一月】 ▲大興紡績株式會社(埼玉、操業短縮)四〇〇名【十二月】 ▲日本窒素肥料會社鏡工場(熊本、事業整理)五七〇名 ▲扇田炭坑(秋田、事業縮少)一〇一名 ▲浦賀船渠會社(浦賀、事業縮少)四〇〇名 ▲上毛織物會社(群馬、解散)百數十名

### 第三 賃 銀

#### 1. 工場勞働者

商工省の調査によつて、主なる産業部門の賃銀の變動指數を表示すれば次の如くである、即ちこれによればいづれの産業部門に於ても大正十五年中大なる變動を見なかつたわけである。

大正十五年	一月	二月	三月	四月	五月
織業	100.4	99.9	100.1	100.7	100.1
金屬及機械器具工業	103.0	103.2	103.0	103.0	103.2
窯業	100.6	101.6	101.0	100.8	101.2
化學工業	97.9	99.0	99.6	99.6	100.6
飲食物品工業	108.8	110.3	109.0	108.3	108.0
印刷製本業	105.0	105.0	105.0	103.5	105.0

#### 第一部第二篇 工、鑛、交通勞働者狀態

大正十四年	四月	八月	十二月	備考
六月	100.0	103.4	103.4	大正十年乃至十二年全平均賃銀を以て一〇〇とす。(商工省調査)
七月	103.4	101.6	101.4	
八月	103.9	103.6	101.0	
九月	101.1	103.8	101.4	
十月	103.6	101.4	104.2	
十一月	103.3	103.2	101.6	
十二月	100.6	103.0	101.4	
大正十四年	103.7	103.4	101.4	
四月	103.7	103.4	101.4	
八月	101.7	101.6	101.0	
十二月	99.7	101.6	101.2	
備考	大正十年乃至十二年全平均賃銀を以て一〇〇とす。(商工省調査)			

しかるに統計局の調査によれば左表の如く年末に於て著しく騰貴の傾向を示してゐる。(重なる産業部門のみを掲ぐ)

月	總數	窯業	金屬工業	機械器具工業	化學工業	織業	印刷製本業
一月	96	103	96	91	106	103	100
二月	96	101	101	101	97	100	101
三月	100	100	101	101	101	99	100
四月	99	99	101	100	99	99	103
五月	100	97	99	100	99	99	114
六月	103	101	101	103	99	106	98
七月	100	103	103	99	101	98	91



八月	九	九	九	六	一〇〇	九	九
九月	九	一〇〇	一〇一	九七	一〇一	九	九
十月	一〇〇	九	九	一〇三	九	一〇四	九
十一月	一〇三	一〇一	一〇三	九	一〇七		
十二月	一〇七	一〇七	一〇九	一〇三	一〇三		

大正十五年上半期平均を一〇〇とす。

賃銀の實際金額に關しては甲第十二表として掲載してあるから参照を乞ふ。

2. 鑛山労働者

鑛山労働者の賃銀は大正十五年中石炭及金屬鑛業に於ては上昇してゐるが石油及非金屬鑛山に於ては一上一下變動しつつも平均してゐる。指數によつて見るに (統計局)

一月	九	九	九	一〇三	一〇一	九
二月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九	九	一〇一
三月	一〇〇	一〇一	一〇〇	九	九	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	九	九	一〇三
五月	九	九	九	一〇一	一〇三	九
六月	一〇三	一〇三	一〇三	九	九	九
七月	一〇〇	一〇三	九	九	一〇三	九
八月	一〇〇	一〇一	九	一〇一	九	九
九月	一〇一	一〇一	一〇一	九	九	九

十月	一〇三	一〇三	一〇三	九	一〇三
十一月	一〇五	一〇一	一〇五	一〇一	一〇三
十二月	一〇六	一〇四	一〇九	一〇〇	九

大正十五年上半期平均を一〇〇とす。

次に男女別に一日平均賃銀手當賞與額を見るに

大正十二年	下半年期	一・七三九	一・八五四	一・六四五
大正十三年	上半期	一・七三三	一・〇五五	一・六三七
	下半年期	一・七六六	一・二二〇	一・六六八
大正十四年	上半期	一・八〇三	一・二四六	一・七〇五
	下半年期	一・七六九	一・二〇一	一・六八四
大正十五年	上半期	一・七七九	一・二三三	一・六六一
	下半年期	一・七六四	一・二九四	一・六三三
一月	一・七六一	一・二七五	一・六七九	
二月	一・七六三	一・二九一	一・六七八	
三月	一・七七三	一・三〇三	一・六八一	
四月	一・七六七	一・二七九	一・六六三	
五月	一・八〇九	一・三三三	一・七〇九	
六月	一・七七七	一・二七七	一・六七二	
七月	一・八七九	一・二六五	一・七七七	
八月	一・七九七	一・二〇七	一・六五五	
九月	一・八三四	一・二六六	一・七五五	
十月	一・八六三	一・二七三	一・七六一	
十一月	一・八八〇	一・二八八	一・七六一	
十二月			一・七六〇	

大正十五年上半期平均一日平均賃銀手當賞與

	男	女	平均
金屬山	一・八二九	〇・六七三	一・七〇五
石炭山	一・七三三	一・二九五	一・六六九
石油山	一・八〇四	〇・七七七	一・七四四
其他	二・〇〇三	〇・八〇三	一・八六六
平均	一・七七九	一・二三三	一・六六一

第四 労働時間及公休日

1. 工場

大正十三年末現在第一回労働統計實地調査の結果によれば労働時間、休憩時間、休業日數次の如くである。

労働時間別工場並に労働者數 (全國)

一日労働時間	工場數	労働者數	百分比	
			工場	労働者
六時間以内	七	三三三	〇・一〇	〇・〇三
七時間以内	二七	二、三三七	〇・三六	〇・一八
八時間以内	五四	一〇四、二二三	七・二二	七・八六
九時間以内	一、六〇二	三三七、三三六	三三・四七	二五・九三
十時間以内	一、八五三	三〇五、六八九	二六・四五	二二・〇五
十一時間以内	二、〇九七	三三三、五五〇	二六・四一	二二・三〇
十二時間以内	九七三	三三六、七三五	一三・三三	一七・二五
十三時間以内	五	一一、七九四	〇・七四	〇・八九

第一部第二篇 工、礦、交通労働者状態

十四時間以内	四	三六	〇・〇六	〇・〇三
十四時間を超ゆるもの	—	—	—	—
一定せざるもの	二	一〇〇	〇・〇三	〇・〇一
計	七、三三〇	一、三三六、二八九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

註、本表の労働時間には休憩時間を含まず。

休憩時間別工場及労働者數

一日休憩時間	工場數	職工數	百分比	
無 休 憩	九	四二一	〇・一三	〇・〇三
三十分以内	八八一	一八五、七九元	三三・三六	一四・〇〇
四十分以内	六	一〇、八四三	〇・九七	〇・二二
五十分以内	一五六	六七、九四三	二・三三	五・三三
一時間以内	四、四〇四	八六六、四三八	六二・七七	五三・三三
一時間半以内	一、〇三四	一五、九八一	一四・五〇	一・七六
二時間以内	五〇五	三四、七九五	七・〇八	二・五二
二時間半以内	三七	二、〇五五	〇・五三	〇・一五
三時間以内	二	一、五二二	〇・二九	〇・一一
三時間以上	三	六〇一	〇・一七	〇・〇五
計	七、三三〇	一、三三六、二八九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

休業日數別工場及労働者數

一ヶ月休業日數	工場數	労働者數	百分比	
無 休 業 日	五	三、三四	〇・七九	〇・二五
一	一〇五	一四、七七七	一・四七	一・一一

二	日	五、四三	六五、五二九	六・三三	四八・七
三	日	三、七四	五、〇三二	五・二四	四、九〇
四	日	八元	四二、四六〇	二・六三	三二・〇二
五	日	二九三	一八三、二九三	四・二	一三・八二
六	日	三	二、八九五	〇・四三	〇・三
計		七、一三〇	一、三三六、二九九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

工場法第六條による晝夜業 工場法第六條の規定に基いて職工を二組以上に分つて交替せしめ夜業をなすものを見るに左の如くである。(工場監督年報による)

大正十四年 大正十三年 大正十二年

工場数	六五五	六七三	五九五
職工数	三三、一四二	三二、一三六	三〇、一六四
内保護職工	二五、二三八	二六、六六元	二九、四七七
1. 女子	二五、九〇二	二四、八〇二	二七、八三四
2. 十五歳未満の男子	一、三三七	一、八八六	一、六三三

これを業務別に見るに(大正十三年)紡織業最も多く、工場数三百二工場にして、全数の半に足らずと雖もこれを保護職工数について見るときは女子二一五、八四九人、十五歳未満男子一、六四一人、計二二七、四九〇人にして前記保護職工合計数の九十五%を占めてゐる。且紡織以外の工場にては、本條によつて、深夜業をなすも、保護職工は原則として晝業のみとし又は午後十時以後に残さざるもの多きを以て本條による深夜業をなす保護職工は紡織工を主たるものとする。

尙本第六條及び工場法第五條による夜業についての詳細は統計第十四表其五及其四を参照。  
尙同工場法第五及第六條による保護職工の深夜業は改正工場法施行後三年後(昭和四年六月末日限り)に於ては禁止さるべき運命にあるものである。

2. 鑛山労働者

大正十三年末現在第一回労働統計實地調査の結果によれば

労働時間別鑛山及鑛山労働者數

一日労働時間	鑛山數	労働者數	鑛山	労働者
六時間以内	一	一三〇	〇・三〇	〇・〇五
七時間以内	六	五五五	一・七九	〇・一九
八時間以内	四	三、三九八	三・八四	七・五五
九時間以内	一四	一〇、二四六	四・三九	三・三三
十時間以内	六	一〇八、八八三	二・六五	三・二八
十一時間以内	四	五、九六六	三・八四	一・八四
十二時間以内	四	六、六八八	一・一九	二・二七
十二時間以上	一	一	一	一
計	三五	二九三、八三五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

休憩時間別鑛山及鑛山労働者數

一日休憩時間	鑛山數	労働者數	鑛山	労働者
無	一	一	一	一
休憩	一	一	一	一

三十分以内	二	一八、五七	六・二七	六・三三
四十分以内	四	一、五四	一・一九	〇・五二
五十分以内	三	三、七六	七・二六	二・一九
一時間以内	一九	一八、六二	五七・〇三	三三・〇三
一時間半以内	五	三〇、七三	一五・五二	一〇・四九
二時間以内	六	一九、五四	一〇・七五	六・六七
二時間半以内	四	四、九四	一・一九	一・九六
三時間以内	二	二、二五	〇・六〇	〇・七七
三時間を越ゆるもの	一	九一〇	〇・三三	〇・三三
計	三五	九三、八五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

休業日數別鑛山及勞働者數

無休業	二	四七四	〇・六〇	〇・六六
一日	九	五、〇二〇	二・九六	一・七一
二日	一六	五〇、〇七	七・六一	一七・〇九
三日	三	五九、三六	九・八五	一三・四三
四日	一五	一八、五〇	二〇・七七	二〇・〇〇
五日以上	一三	一六、三九八	三・八八	五・六〇
計	三五	二九、八三五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第五 勞働災害及死傷病者

1. 工場災害及死傷病者

工場災害 大正十三年中における工場法適用工場に於て惹

第一部第二篇 工、鑛、交通勞働者狀態

起したる職工の死亡及重傷（負傷の爲從來の勞務に服すること能はざるもの及其見込のもの並に三十日以上醫療を受け休業したるもの）に付き其の概要を摘記すれば、

男女別死傷病者數

男	九四	一六	一、二〇
女	九	八	一、〇六
計	一、〇三	一七	一、二〇

次に之を工業別に見れば、最も多數の死者及重傷者を出したるは機械及器具工場にして、男女計四百八十九（内死亡五十一）にして全死傷者の三八・六%に當る。

死者及重傷者	總死者及重傷者に對する百		千人職工に對する一年間の同罹災率			
	男	女	男	女		
染織工場	一九	三	二七	三	一・三	〇・〇
機械器具工場	四三	六	四九	六	三・六	〇・七
化學工場	三三	三	三五	三	二・九	〇・六
飲食物工場	四	一	四	一	三・九	〇・七
雜工場	一六	一四	二〇	一四	九・五	〇・四
特別工場	三	一	三	一	一・八	〇・一
計	一、一〇	一、一六	一、二六	一、一〇	一・八	〇・三

災害原因に就ては運轉中の機械及傳導装置によるもの六百十七人（内死亡六十八人）にして總數の約四九%に當る。更

に災害頻度大なるものを工業別毎に原因を尋ねるに造船業にては高所より墜落に因るもの、紡績業に於ては調帶及紡績機械より綿屑を取り除く際運轉部分に捕へらるもの、金屬工業に於ては灼熱金屬取扱に因る火傷、製材業に於ては鋸機及鋸機に木材を送給するに際し材料の反撥によるもの等とす。こゝに特に注意を要すべき原因の主なるものを摘記して其の死亡率を示せば次の如くである。

原因別	罹災者數	罹災者中死亡者數	罹災者數と死亡者數との比率
高所より墜落によるもの	二三五	二六	二・三
物體墜落又は飛來によるもの	二一〇	九	〇・八
齒輪に因るもの	二〇五	六	〇・六
轉子に因るもの	二〇四	三	〇・三
調帶調索及調帶車によるもの	一八四	三	三・一
高熱物體によるもの	一六〇	二〇	三・三
壓搾機に因るもの	一三六	一	一
車軸に因るもの	一七	八	四・七

死傷病者 尙負傷及疾病者數及其の結末等その他工場災害に關しては甲統計第十六表を参照せられたい。

2. 鑛山災害及鑛夫死傷病者

鑛山災害 大正八年より大正十一年に至る四年間漸減の方向に向つた鑛山災害は十二年逆に増加し、十三年再び減少したるも、十四年に至り再び著しく増加を示した、今最近八ヶ

年の變災事故回數を表示すれば次の如くである。

年	變災事故回數	基準	變災事故回數	指數
大正七年	一三、三九	大正十一年	一五、六八	六
大正八年	二〇、七六	大正十二年	一六、九三	二九
大正九年	一三、四〇	大正十三年	一五、〇〇	一〇三
大正十年	一四、四八	大正十四年	一七、〇六	一〇九

註、統計年鑑による 但、大正十一年事故數は商工省鑛山局よりの回答によるものにして東京鑛山監督局管内の分は震災の爲書類焼失調査を缺くを以て含まれずと

大正十四年における鑛山災害に關する統計（死傷者數坑内外別）は之を甲統計第十六表として掲げたるが故にこゝには重ねて載せることを省略して、變災原因について見やう。變災事故の最も多きは落磐にして、總回數の三五・三％に當り、死亡者亦落磐によるもの最も多く總死亡者の五二・八％に當つてゐる。即ち死亡者の主なる事由について見るに、

大正十四年度變災事故山別死亡者數表

事	變災回數	總回數に對する割合％	死亡者數	總死亡者に對する割合％
落磐	六、〇六	三五・三	四二	五二・八
坑車	三、四〇	一三・〇	一三	一七・七
器械の爲	一、四三	〇・八	一	一・三
瓦斯炭塵爆發	五	一	三	四・二
鑛車又は架空索道の爲	三、三三	一・九	三	二・七

鑛夫死傷病者 尙、鑛夫としての業務上たると否とを問はず大正十四年中に死亡せるもの、負傷又は疾病のため解雇せられたるもの、並に三十日以上醫療をうけ休業したる重傷病者について見るに、死亡者一千七百七十八名（前年に比し二百二十九人減）解雇者一千七百〇七人（前年に比し十六人減）重傷病者二万六千九百二十三人（前年に比し五十七人減）を出した。（詳細に關しては附表甲統計第十七表共三参照）

## 第六 労働衛生

引續く財界の不況は工場衛生設備の改善にも影響を及ぼし多少の費用を要するものは躊躇する傾向あり、新設工場に於て間々進歩せる設備をなせるものがあるにすぎない、只疾病豫防並に健康増進運動は近來頗る活躍を見んとしつゝある、  
 労働衛生に關する詳細は、工場監督年報（社會局）に掲載されてゐるが故に、参照せられたい。尙その他大正十五年中發表せられた調査の主なるものを擧ぐれば

「労働時報」（社會局労働部）には

- ▲炭鑛夫における寄生蟲と實驗報告（二月號）▲工場作業場内空氣の衛生學的試験成績（三月號）▲炭鑛夫の粉塵病（三月號）▲炭坑夫における寄生蟲の實驗報告（八月號）▲製絲工場における寄宿舎の改善（同）▲我國における寄宿舎の現況（九月號）▲埼玉縣下における疾病による死亡者及歸郷患者状態調（同）▲宮崎縣下における製絲女工に關する調査（同）▲工場附屬寄宿舎規則要綱（社會局私案）

### 第一部第二篇 工、鑛、交通労働者状態

（十月號）▲警視廳管内における工場内小兒保護施設に關する調査（十一月號）▲長野縣管内適用工場における炊事従業者保有病原體及寄生蟲調査（十二月號）

「産業福利」（産業福利協會）

▲製絲工場の疾病統計（第四號）▲英國における職業病統計第七號）▲女工と結核（第七號）▲鑛山における安全及衛生について（第九號）▲熱中病（あかまる）の話（第十一號）▲職業病について（第二卷第二號）

「労働科學研究」（倉敷労働科學研究所）

▲晝夜轉倒作業の生理學的研究 ▲婦人における生理的週期と作業能 ▲工場換氣に關する研究

工場診療施設の概況を、東京、大阪、兵庫の三府縣について見るに、（大正十三年）

府縣	工場法適用	内診療所を有するもの	百分比
東京府	工場數 四、二四二	五三（但診療所數）	一・三%
大阪府	工場數 一六二、二五二	五、八三三	三・八%
兵庫縣	工場數 三、六三三	二一八	三・二%
職工數	二六、二六六	九、〇二〇	四八・〇%
職工數	一、八七三	七	二・〇%
職工數	一三、九六四	六、九七二	五〇・九%

次に東京府の健康診断の概況を見るに

東京府職工健康診断施行状況 (警視廳調)

調査工場数	工場数	百分比	内					
			毎月一回	二ヶ月毎	三ヶ月毎	四ヶ月毎	半年毎	一年毎
調査工場数	155	100.0	9	9	6	9	138	100.0
雇入當時及爾後施行するもの	175	27.6	1	1	0	1	153	30.0
雇入當時施行せざるもの	135	19.7	1	1	0	1	132	26.0
も爾後施行するもの	100	15.5	1	1	0	1	97	19.0
計	300	45.2	1	1	0	1	298	59.0

第三章 生計状態

職工貯蓄累年比較

調査道府縣	貯金工場数	貯金職工数	貯金額	一人平均
大正十年末現在	一道三府四十三縣	四、六三二	三二、五九、八三七	四、八七六
大正十一年末現在	一道三府四十二縣	四、七九二	三三、四四、九八三	四、九四四
大正十三年末現在	一道三府四十三縣	四、三三三	三三、三二、四六八	五、四七九
備考大正十一年は神奈川縣の報告を缺く。	同 右	四、九三〇	三三、七九、九六四	六、一三〇

官設工場は之を含まず。

工、鑛労働者の生計状態、生計調査については、第一篇、第三章に於て給料生活者生計状態とともに記述したから、茲には只工場職工貯蓄について記するに止める。

職工貯蓄

職工貯蓄は之を貯金額に於ても一人平均に於ても年々増加する傾きにあり、之を業態別に見れば染織工場は職工數に於ても(五六・四%)貯蓄總額に於ても(七五・九%)最高を占めてゐるが一人平均に於ては機械器具工業が最高を占め、紡織工場は下より第二位を占めてゐる。最後に之を管理方法に就いて見れば、工場貯金がその大部分(九〇・七二%)をなしてゐるが賃銀支拂が貯金なる名稱の下に年末拂又は解雇の際拂ふのが多いが、不景氣のため、それが遂に不拂に終つて、紛議を醸すことがしばしばある。

職工貯蓄に關する詳細の統計は、甲第二十表として収録してあるが今その大要を略記すれば次の如くである。

職工貯蓄業態別 (社會局調)

工場數	職工數	貯金額	一人平均
染織工場 二、七四	五三、二七〇	二七、五〇、一七〇	五二〇三
機械器具工場 六九八	七、八四八	七、八八、〇三三	一〇九、三七〇
化學工場 六二五	五三、〇三五	五、六三、九六二	一〇六、二三三
飲食物工場 二四七	一四、三四五	一、五五〇、六二八	一〇八、〇九五
雜工場 五三〇	二六、六三八	八七、五三六	三三、九五五
特別工場 六	四、六一	三三、六四五	六七、五六八
計 四、九二〇	七〇九、八七七	四三、七四九、九六四	六二、六三〇
官設工場 三五	八三、〇四五	四、七〇五、五三〇	五、六三三

職工貯蓄管理方法別 (大正十三年末 社會局調)

貯金額	百分比	官設工場貯金額	百分比
郵便貯金 一、九〇三、三五	四・三	一、七四、一七四	三七・七〇
銀行預金 二、一六、七五四	四・九	四九九、一三三	一〇・六二
工場貯金 三九、六八、八八五	九〇・七	二、四三三、二三四	五・六九
計 四三、七〇九、六四	一〇〇・〇	四、七〇五、五三〇	一〇〇・〇

第三篇 農業労働者状態

第一章 農業概況

第一 耕地段別

大正十四年末現在に於ける本邦内地の耕地面積は六、〇六

第一部第三篇 農業労働者状態

七、〇一五町にして之を田畑別にすれば田三、一〇二、〇一一町(五割一分)畑二、九一五、〇〇三町(四割九分)にして前年に比し總數に於て一八五〇町(三毛)を田に於て一九、二二六町(六厘)を増加し、畑に於て一七、四四六町(六厘)を減少した。最近十ヶ年間に於ける趨勢を通觀するに田は年々規則的增加の傾向を示してゐるが畑は大正十年を最高とし爾後漸減の傾向を呈してゐる。

次に耕地面積を自作地、小作地に別てば、自作地三、二八六、四一七町(五割四分)、小作地二、七八〇、五九八町(四割六分)にして前年に比し自作地は六、九九二町(二厘)を増加し小作地は五、一四二町(三厘)を減少してゐる。最近十ヶ年の趨勢に於ては自作地は大正十年迄毎年遞増の傾向を示してゐたが一轉して大正十二年迄漸減し再轉して十三年以後再び増加の趨勢に變じ小作地は大正十一年を最高とし爾後減少の傾向を呈示してゐる。

更に之を田畑別に觀るに田は自作地一、五二二、九五三町(四割九分)、小作地一、五八九、〇五八町(五割一分)にして小作面積稍々大なるに反し、畑は自作地一、七七三、四六三町(六割)、小作地一、一九一、五三九町(四割)にして自作面積が遙に大である。(甲統計表第二十一表其一参照)



## 第二 農家戸数

大正十四年末現在に於ける農家戸数は五、五四八、五九九戸にして總戸数の四割九分に當り前年に比し一六、一七〇戸（三厘）増加せるも最近十ヶ年間の趨勢に於ては農家戸数の割合は逐年減少の傾向を示してゐる。

之を自作小作別に觀れば自作農一、七二五、〇三四戸（三割一分）、小作農一、五二五、六五六戸（二割八分）、自作兼小作二、二九七、九〇九戸（四割一分）にして最近十ヶ年間に於ける趨勢は大體に於て自作農は漸減し小作農及自作兼小作農は漸増の傾向にあつたが大正十二年以降自作農及自作兼小作農は漸増し小作農は漸減の傾向を呈した。（同上統計其二(1)参照）

次に之を耕地の廣狹別によれば五段未滿一、九五二、一五六戸（三割五分）、五段以上一町未滿一、八七七、一八五戸（三割四分）、一町以上二町未滿一、一八五、三六四戸（二割一分）、二町以上三町未滿三二二、八五〇戸（六分）、三町以上五町未滿一三七、〇八四戸（三分）、五町以上七四、九六〇戸（二分）の順序で、最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに大體に於て二町未滿のもの漸増の傾向あるに反し二町以上ものは年々減少の傾向を示し、小經營のもの増加し中經營以上のもの減少するは注目すべき現象であらう。（同上統計其二(2)参照）

更に之を耕地所有者戸数に就て觀れば大正十四年末現在に於ける耕地所有者戸数は四、九七九、〇一八戸にして前年に比し八、五七四戸（二厘）を増加してゐる。之を所有地の廣狹別により區別すれば五段未滿一、四七八、五六〇戸（四割九分八厘）、五段以上一町未滿一、二一八、一四四戸（二割四分四厘）一町以上三町未滿八八八、六二三戸（一割七分九厘）、三町以上五町未滿二二七、七二三戸（四分六厘）、五町以上十町未滿一一五、三五五（二分三厘）、十町以上五十町未滿四六、三三〇戸（九分）、五十町以上四、二九三（一分）である。最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに大體に於て所有者總數は大なる増減なく五町未滿の所有者は大正十、十一年頃迄は漸減の傾であつたが爾後漸増の傾向を示せるに反し、五町以上のものは大正十一、十二年頃迄は漸増の傾向であつたが爾後漸減の傾向に轉じてゐる。（同上統計其三参照）

（附記、大正十三年の概況叙述は之を省略し統計のみを掲げることとした。）

## 第三 農作狀況

米 大正十五年に於ける米作付段別は三百十五万八千四百三十六町四段にして前年作付段別に比すれば四千五百九十八町七段（一厘五毛）を、前五ヶ年平均作付段別に比すれば一万四千五百二十一町三段（四厘六毛）を増加した。而して米收穫

高は五千五百五十九万二千二百九十石にして之を前年收穫高に比すれば四百一十一万二千四百九十四石(六分九厘)を、前五ヶ年平均收穫高に比すれば二百四万七千二百三十一石(三分六厘)を減少した。蓋し本年の稲作は播種後六月中旬に至る苗代期の氣温低かりしたため共生育思はしからざりしも移植時期に及んで氣温漸く昇騰し爾來高温旱天打續き局部的には旱害を蒙りたるものあるも土用入後の氣候は概して順調となりしを以て稻の生育良好に進みしも地方により水害を被りたるものあるのみならず九月上、中旬に於ける颱風の襲來に因り被害相當大なるものありしを以て九月二十日現在に於ける第一回豫想に於ては五千九百四十九万八千八百十石と豫想せられた。然し其後の天候概して早冷濕潤なりしたため稻の成熟を阻害したると病蟲害殊に浮腫子の被害相當大なりしとに因り十月末日現在に於ける第二回豫想に於ては第一回豫想に比し四分六厘の減少を示し實收高に於ては第二回豫想高に比し更に百二十一万三千五百六十石(二分一厘)の減少を示した。

尙ほ参照のため前五ヶ年間に於ける作付段別及收穫高を示せば左の如くである。

	作付段別	收穫高
大正十年	三、一四〇、八四・九	五、一八〇、四六八
同 十一年	三、一四〇、七六・九	六、〇六三、八五一
同 十二年	三、一四七、六六・四	五、四四四、〇八九
同 十三年	三、一四三、五四・四	五、一七〇、四三三

第一部第三篇 農業労働者状態

同 十四年 三、一三三、八七・七 五、七〇三、七八四  
 同 十五年 三、一六六、四六・四 五、五九一、二九〇

大麥 大正十五年に於ける大麥は作付段別四四七、五四四町、收穫高八、五六八、八五〇石にして之を前年に比すれば作付段別に於て九、二四五町(二分)、收穫高に於て二六〇、一八九石(二分九厘)を減少してゐる。最近十ヶ年に於ける趨勢は大體に於て作付段別、收穫高共に逐年遞減の傾向を示してゐる。

裸麥 大正十五年に於ける裸麥作付段別は四五四、二九二町、收穫高七、四三六、七〇八石にして之を前年に比すれば作付段別に於て五、五〇〇町(二分)を、收穫高に於て三四一、九九三石(四分四厘)を減少した。最近十ヶ年間に於ける趨勢は大體に於て作付段別、收穫高共に漸減の傾向を呈してゐる。

小麥 大正十五年に於ける小麥の作付段別は四六七、四五六町、收穫高五、八九五、二六八石にして、之を前年に比すれば作付段別に於て一、三五九町(三厘)を、收穫高に於て二二六、一七三石(三分七厘)を減少した。最近十ヶ年に於ける趨勢は作付段別に於ては大正六年を最高とし漸減の傾向を示し、收穫高に於ては大正十二年迄は漸減の傾向なりしも同十三年より漸増の傾向に轉じた、が本年は如上の如く前年より減少を示した。

養蠶 大正十五年養蠶戸數は二、〇六〇、三五一戸にして蠶種掃立枚數は一七、九六一、五三九枚。内、春蠶七、六一二、〇八一枚、夏秋蠶一〇、三四九、四八八枚である。繭産額は八六、七六八、八八三貫この價格六六一、四〇四、七三七圓を示してゐる。之を前年に比すれば養蠶戸數に於て一一一、六四五戸（五分七厘）を、蠶種掃立枚數に於て二三〇、六三〇枚（一分三厘）を、繭産額に於て一、九六九、〇八七貫（二分三厘）の各々增收を呈示してゐる。

#### 第四 田畑賣買價格

日本勸業銀行調査課の發表する處の要領を摘記すれば次の如くである。

『大正十五年の田畑賣買價格を地方別に通觀するに、田に在つては近畿區の六百六十四圓（普通田一反當）を最高とし中國區、東海區、四國區、東山區、九州區、北陸區、關東區、東北區、沖繩、北海道之れに次ぎ全國平均は五百七十一圓にして前年（五百六十圓）に比し一分九厘の騰貴を示せり。畑に在つては東海區の五百圓（普通畑一反當）を最高とし關東區、東山區、近畿區、四國區、中國區、九州區、東北區、北陸區、沖繩、北海道之れに次ぎ全國平均は三百五十圓にして前年（三百三十八圓）に比し三分五厘の昂騰を示してゐる。』

耕地の價格は地方により幾分其趣を異にするが、大正五年以降は歐洲大戰の影響で農産物價昂騰し、農業收益増加せるを以て逐

年昂騰の氣運に向ひ、大正八年には全國平均普通田一反當り七百餘圓を唱へ未曾有の高價を示した、其後財界の好況と俟て益々昂騰せんとするの傾向があつたが、大正九年春突如恐慌の襲來するや地價又反動的暴落を來し同年秋季には一反當り五百九十餘圓を示すに至り爾來農産物價下落し農家の收入著しく減少せるに反し生産費は依然低下せず農家の經濟は常に收支の均衡を缺き剩へ小作爭議は各地に頻發し農村は著しく窮迫の狀態に向へる爲め耕地價格も亦其影響を受け漸次下落するに至り、其後大正十一年には米價の回復に因り幾分の引返しを見るに至たが低落の趨勢は到底挽回すべくもあらず大正十四年に至る迄下落を繼續したが本年は前記の如く僅少の騰貴を示した。

近年地方に於る耕地需給の狀勢を按ずるに歐洲大戰後社會民心の變動は土地に對する愛好の念にも其影響を及ぼし地主は小作爭議、地方費、町村費等の重課に飽き機會あらば之を處分せんとするの風あるを以て地價は大體に於て今後著しき昂騰を期待し難きものの如く、唯昨年中米、麥、蠶等農産物の價格騰貴に加へ其收穫亦比較的豊富なりしを以て地方に依ては農家經濟に幾分の餘裕を生じたる者ありしと自作農創定、自作地免稅等の農村振興策亦農民の土地に對する需要を促したるものありしとに依り本年の調査に於ては東海、東山、近畿、關東及び東北地方に於て幾分騰貴を見たる結果前記の如く、田に在ては前年に比し一分九厘、畑に在ては三分五厘の昂騰を示すに至つた、併し昨年中小作爭議の喧かつた四國及中國地方は一般に低落を示してゐる。

將來地價騰落の見込に就て報告を求めたるに之を全國的に通觀

すれば低落を豫想するもの依然多きを占むるが騰貴を豫想するもの亦前年に比すれば多少の増加を示し従来主として鐵道開通の見込ある地方又は都市發展の影響を受く可き特殊の事情ある地方に限られてゐたが本年の調査では幾分其範圍を廣め蕘地若くは米作地と覺ゆる純農村に於ても之を見るに至りたるは上に述べたる地價騰貴の理由を裏書きするものと謂ふを得べく其他農村の振興せざる限り現状維持を免れずと爲す者も少くない。

次に土地賣買の多寡に就ての報告を綜合すれば賣買少しとするもの稍多く其理由とする處は金融逼迫の爲め賣手多きも買手少しとなすとの多數を占め其他農業薄利、小作爭議の爲め進んで買入を爲さずとなすもの、耕地少き地方なるが故に賣手少しとなすもの、農家經濟安定せる爲め賣却するを欲せずとなすもの等あり、又賣買多しとせるは自作農創定による土地分譲に基くとなすもの農家經濟整理の爲め所有地を賣却すとなすもの等其主なるものである。

更に田畑抵當貸借の多寡に就ては報告相半し貸借多しとせるは農家經濟の不況なるが爲めとなすもの其大半を占め貸借少しとせるは資金豊富なるか産業組合の發達により信用貸借増加せりとなすものが多い。』

## 第二章 小作狀態

農林省は大正十年九月調査項目を定め地方廳に照會し之を纏めて大正十五年十一月に至り「大正十年小作慣行調査」と

して發表した。

本調査項目としては小作契約の態様、小作契約の期間、小作料、小作料の納入、小作料滞納の場合の處置、小作地の轉貸及小作權の賣買、小作契約の登記及小作地に對する制限、地主又は小作人の賠償、小作地に係る負擔、小作契約當事者の變更、小作契約の解除及消滅、小作地管理人、耕地整理が小作慣行に及ぼせる影響、穀物検査と小作慣行との關係、其他小作に關する重要なる事項、永小作、刈分小作、其他の特殊小作等であつて各項目は夫々細目に分たれ頗る廣汎多岐なる調査である。其中の一部は既に大正十三年五月七日及同十四年六月三日の官報を以て發表され、昨年度本年鑑（三二頁参照）に記載した處である。以下本調査の重要部分を爲す處の小作料に關し其の概要を記述するであらう。

### 第一 小作料

大正十年小作慣行調査によれば、大正五年乃至大正九年の五ヶ年平均普通田小作料の其收穫高に對する割合と同調査の明治四十一年乃至大正元年の五ヶ年平均に於ける中川のそれとを比較すれば、前者は後者に比し契約上並に實納小作料も共に絶對高は増加してゐることを昨年度本年鑑（三二―三三頁参照）に記載せるが故に之を略し、同調査に現れたる小作料に關する諸種の重要點一二に就てのみ略述するであらう。

(イ)「小作料額決定の基準に就て」は次の如く結果されてゐる。

一、管内大部分の地域に於て地租改正の際定められたる收穫米を基準として小作料額の改定を行ひたる地方。

二、管内大部分の地域に於ては地租改正の際にも小作料額を其儘繼續したる地方。

三、小作料額の改定行はれたる地域と舊慣小作料額を繼續したる地域と兩者大略相半する地方。

四、明治初年の地租改正と關係なかりし地方。(以上地方名を略す)

之を要するに土地制度上の大變革ありし明治初年の地租改正に際して小作料額の改定行はれたる地方は相當廣きに亘つてゐるが概して舊慣小作料を参考として一村に於ける小作料の總額に於て増減なき程度に改定された有様であつて一筆毎の小作料には増減を生じたるも、地方一般を通じて之を觀れば大體は舊慣小作料の額と大差なしといふを得べく、特に理論的基準に據りて決定されたりと認むべきものは尠い。

爾來土地の肥瘠技術進歩に依る收穫の増加、交通の便否、水利の便否、隣地小作料との比較、土地賣買價格、地租其他の諸掛等を斟酌して漸次部分的に小作料額に變化を來し、或は小作人相互の競争に依りその騰貴を促し、或は又耕地整理の施行に伴ひ小作料の改定を爲したる所もあつて殆ど舊態を

失ふ地方を見るに至つてゐる。

(ロ)「田小作料の種類」

田の小作料は全國を通じて殆んど總て米であつて其他の種類を普通とする地方にあつては山梨(粃)、沖繩(金錢)、徳島(米麥の組合せ)、長野、鹿兒島(米粃相半す)の數縣に過ぎない。次に特例としては全國を通じて金錢(金納、代金納)を小作料とするもの四十道府縣にして最も多く粃(二十一道府縣)麥(十四縣)之に亞ぎ勞力を以て小作料に代ふるもの(七縣)大豆(二縣)粟(一縣)等が稀に存する。

而して近時養蠶業、園藝業、製糖業の發達、經濟思想の發達、不在地主の増加、出稼、自家飯米其他の關係より金錢を以て小作料となすもの漸次増加する傾向を示してゐる。

尙ほ、小作料額及收穫高に對する全國町村數の類別は昨年度本年鑑(前掲頁)に記載されてゐる。

以上の外小作料の項目の下には畑、園に關する小作料を始めてとして、現物小作料に關する契約又は慣行上の制限、俵裝の制限、容量及重量の制限、込米に關して等微細の點に至るまで含まれてゐるが、今は之を割愛する。

日本勸業銀行發表全國小作料——同行調査課の發表に係る大正十五年三月調全國實收小作料を擧ぐれば左の如くである。

地域	田(單位石)		畑(單位圓)	
	上	下	上	下
北海道	・五九	・三三	四・四一	一・六六
東北區	一・二四	・七九	一八・七〇	九・四三
關東區	一・三三	・七五	一九・八七	九・五四
北陸區	一・三五	・七七	二七・三三	一三・四九
東山區	一・四八	・八八	三六・〇四	一六・七五
東海區	一・二四	・七四	三三・五九	一五・七八
近畿區	一・四一	・九〇	二九・二八	一五・二五
中國區	一・五二	・八五	二九・六一	一三・二五
四國區	一・四四	・九二	三四・一七	一五・七三
九州區	一・三九	・七六	二五・三〇	一〇・四六
沖繩	・四七	・二四	一七・三三	七・三三
全國平均	一・三三	・七九	二六・二一	一三・〇九

地域	普通田反當實收小作料累年表 (單位石)		普通畑反當實收小作料累年表 (單位圓)	
	大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十二年
北海道	・四六	・四六	・五〇	・五三
東北區	一・〇三	一・〇四	・九八	一・〇三
關東區	・九	一・〇一	・九	一・〇〇
北陸區	一・〇一	一・〇一	一・〇四	一・〇四
東山區	一・一八	一・一七	一・三六	一・三〇
東海區	・九	一・〇三	一・〇〇	一・〇五
近畿區	一・一九	一・一五	一・二八	一・二六
中國區	一・一八	一・二二	一・一九	一・三三

第一部第三篇 農業勞働者狀態

普通畑反當實收小作料累年表 (單位圓)

地域	大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十二年
四國區	一・三〇	一・三五	一・三三	一・三三
九州區	一・二二	一・三三	一・三三	一・二二
沖繩	・四〇	・四〇	・五六	・四七
全國平均	一・〇七	一・〇七	一・〇九	一・二二
北海道	二・七六	二・八七	二・八八	三・二一
東北區	一・二六	一・五二	一・三二	一・三六
關東區	一・四六	一・四六	一・四九	一・五七
北陸區	二・〇三	二・〇六	二・〇九	二・〇七
東山區	二・七三	二・五三	二・九八	二・八〇
東海區	二・四九	二・三三	二・六三	二・〇五
近畿區	二・二六	二・三六	二・三九	二・五七
中國區	二・〇六	一九・五〇	二・〇九	一九・三〇
四國區	二・四九	二・四三	二・二五	二・三六
九州區	一・七五	一・六九	一・七五	一・八四
沖繩	二・三〇	二・三三	二・四五	二・〇〇
全國平均	一・八九	一九・二六	一九・九六	一九・九六

第二 小作料制定の内容

小作紛議の中樞を爲すものは、從來は多くの場合小作料問題であつた。然るに未だ小作料決定の一般的基準は制定されて居ないので従て各地農會其他に於て合理的公正小作料なるものが頻りに提議されてゐる。今一例を擧げ其の内容の一斑

を窺ふであらう。

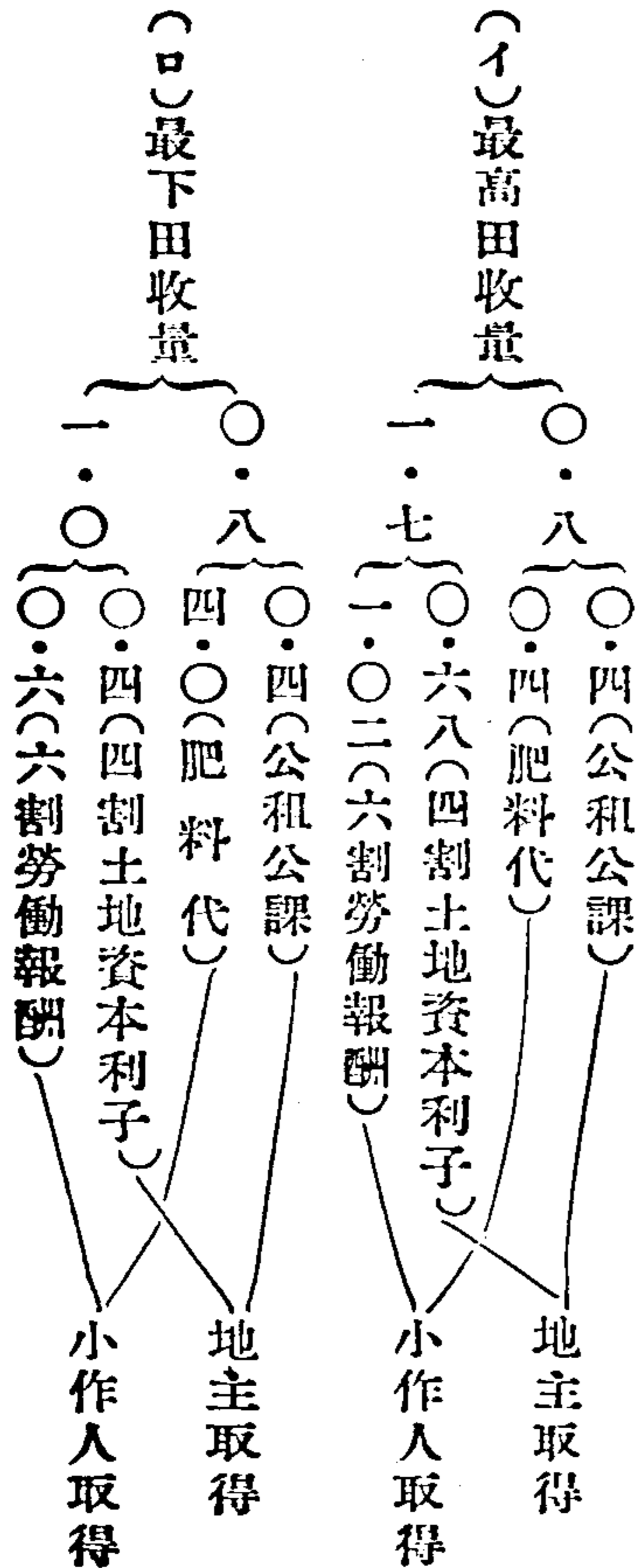
『三重縣一志郡豊田村の事例』

(一)各小作田に付き、反當産米收量を定むる目的を以て、小作田各筆毎に地方、耕作の便否、乾濕を標準として土地の生産力を調査す。但し土地の生産力は三〇點を満點とし生産力決定標準の各項目並に點數は次の如くである。

- 一、地方……一五點
- 二、耕作の便否……一〇點
- 三、乾濕……五點

以上の方法による土地の生産力を標準とし、小作田を一等より三十等迄に別ち、各等級の收量は一般投票によつて最高田及最下田の收量を定む。

(二)次に右收量の分配方法は先づ最高田並に最下田の小作料を決定し、それを基準として各等級の小作料を決定するのである。今、最高田の收量二石五斗最下田の收量一石八斗を得たと假定して其分配は地主四、小作人六であり、理論的小作料の決定基準を表示すれば次の如くである。(單位石)



(三)土地の生産力の大きなることは土地本来の性質である肥沃、耕作の便利等が或程度に貢献したるが故に此部分は地主の取得に屬するが妥當である(土地本来の性質が肥沃ならざる場合は自ら別である)といふ見地よりして土地の生産力を考慮し、從來の小作料を參酌した結果、最高田の實際小作料は最高田理論上の小作料に耕作便利の故を以て一定量を加へ、最下田の實際小作料は最下田理論上の小作料より耕作不便の故を以て或量を減じたのである、其算式を示せば

$$\begin{aligned}
 &1.08(\text{最高田理論上の小作料}) + 0.15(\text{耕作便利}) \\
 &= 1.23(\text{最高田實際小作料}) \\
 &0.80(\text{最下田理論上の小作料}) - 0.15(\text{耕作不便}) \\
 &= 0.65(\text{最下田實際小作料})
 \end{aligned}$$

以上の算式により最高田の實際小作料一石二斗三升、最下田の實際小作料六斗五升を得たるを以て各等級の小作料は以上最高最低の小作料を基準とし、其間に三〇等に分ち各等級の差額を二升宛として各等級の實際小作料としたのである。

(四)以上の他、例外的規定として改定小作料が從來の小作料に比し高額なる場合には從來の小作料を以て小作料となし、是に反し改定小作料が從來の小作料より三割以上低減した場合には二割以上の分を折半し改定小作料とするのである。

## 第二章 農家經濟

### 第一 農家經濟調査

農林省は大正十年以來農家經濟調査を始め今尙續行中であるが、大正十三年度成績（自大正十三年二月一日至同十四年一月三十一日）として昭和二年二月發表されし調査に基き、その概要を摘記すれば、調査全農家戸數二二三二戸中、採用農家は一八六戸にして八〇％に相當してゐる、而して地方別及構成分子別を擧ぐれば次の如くである。

地方別	調査採用戸數		
	自作	自小作	小作
北海道地方	一	一	二
東北地方	二〇	二〇	七
計	二一	二一	九

次に、調査農家一八六戸の農業用土地面積は一戸當平均二町六反二畝五歩にして耕作反別は一町九反九畝八分に當つてゐる。農業用土地面積に對する耕作反別の割合は七六％にして、其内容に於ては田最も多く全國平均では五五％を占めてゐる。自、自小作、小作の三階級別による農業用土地面積の實數及割合を示せば、

種別	農業用土地面積實數			用土地面積に對する割合	
	反	反	反計	耕作反別%	耕作反別以外土地%
自作 農(六八戸平均)	一〇・六三三	一〇・三三三	二〇・〇三三	六二・九	三八・一
自小作 農(六九戸平均)	一一・九〇一	八・五〇五	二〇・四〇六	八七・一	一三・九
小作 農(四九戸平均)	一〇・五三二	二・四二二	一五・九七二	九一・四	九・六
全國(一六八戸平均)	一一・〇一一	七・一〇〇	一八・一七一	七六・〇	二四・〇

註「其他」の中には宅地、山林原野其他を含む。

農業用土地面積に於ける全國平均に於ては自作農最も多く、之に反して耕作反別の割合は自作農最も少くして小作農



は實に九一・四%の大部分を占めてゐる、ことは注目し値する。北海道を除けば二、六八六圓餘である。今三階級別に表示すれば左の如くである。

更に農家總收入に就て見るに一戸當平均二、七三九圓餘で

種別	實數			割合		
	農業總收入	農業以外總收入	計(農家總收入)	農業總收入%	農業以外總收入%	農家總收入%
自作(六八戸平均)	二、六四三・二〇六	四七六・〇〇四	三、一一九・二一〇	八四・七%	一五・三%	一〇〇%
自小作(六九戸平均)	二、五四六・八九一	三三九・〇六八	二、八八五・九四九	八八・三%	一一・七%	一〇〇%
小作(四九戸平均)	一、九九九・〇八一	二八五・四七五	二、二八四・五五六	八七・一%	一二・九%	一〇〇%
全國(一八六戸平均)	二、三三三・〇三六	三六六・八四四	二、七九九・八八二	八六・六%	一三・四%	一〇〇%
自作(同上)	一、二六四・五二〇	八七・八一五	一、三五一・三三五	九三・五%	六・五%	一〇〇%
自小作(同上)	一、三七七・四九九	五五・六八四	一、四三三・一四三	九六・一%	三・九%	一〇〇%
小作(同上)	一、二〇四・二七三	三九・五五六	一、二四三・八四九	九六・八%	三・二%	一〇〇%
全國(同上)	一、二二二・〇七七	六一・〇〇六	一、二八三・〇八三	九六・一%	三・九%	一〇〇%

註「農事家事以外の經費」は財産利用収入、勤勞、兼業等の支出である。

以上の如く全國一戸當平均は一、三四三圓餘にして、三階級別に觀れば自小作、自作、小作の順位である。

これに依つて農家の所得を算出すれば、自作一、七六六圓は不足であるが、本調査の結果に従へば一八六戸中剩餘戸數餘、自小作一、四五二圓餘、小作九七〇圓餘となり三階級を

通じて平均一、三九六圓餘である。農家の所得より家計費を控除せる結果は、農家の剩餘若くは不足であるが、本調査の結果に従へば一八六戸中剩餘戸數は一四二戸の大多數を占め、不足戸數は僅かに四四戸に過ぎ

即ち農家總收入は自作農最も多く、自小作之に次ぎ、小作低の地位にある。農最も少いのであるが、農業總收入に就て見るも小作農は最

實數

割合

合

ざる事となつてゐる。今、剩餘若くは不足を五百圓を段階として其の上下に分ち三階級別に表示すれば次の如くである。

種別			種別		
五百圓 自五百圓			五百圓 自五百圓		
未滿至千圓			未滿至千圓		
自作	三	三	自作	四	一
過自作	三	三	不 <small>自作</small>	四	五
剩小作	三	三	足 <small>小作</small>	二	一
計	九	三	計	六	六

之を要するに農業及び農業以外の収入をも總て擧げてこの結果を得るに過ぎざることば農業經營難を雄辯に物語るものであらう。

因に本調査に表れた三階級別家計費の大要を擧ぐれば左の如くである。

種別		種別	
五百圓 自五百圓		五百圓 自五百圓	
未滿至千圓		未滿至千圓	
自作(同上)	一、四〇〇・四九	小作(同上)	八三・六七
自小作(同上)	一、二二二・三六	全國(同上)	一、二七二・四七

## 第二 生産費調査

### 1. 米生産費調査

帝國農會は大正十一年より同十三年に至る三ヶ年間繼續して全國各道府縣に各九ヶ所宛稻作地域を選擇し、其地に於ける專業農家に自家の稻作に關する收支の調査を囑託し、その結果を同會に於て集査し、大正十五年七月「米生産費調査資

料」として發表されたもので、該調査が同一様式の下に且つ全國的になされた點に於て本邦最初のものである。次にその概要を略述しよう。

大正十一年度調査は長野、神奈川、高知、熊本の四縣は除外され、從て四十二道府縣三百八十二戸中自作一六〇、小作五七、自作兼小作一一戸が採擇集計せられてあり、内一部は既に大正十三年十一月發表されてゐる。

大正十二年度は關東震災の爲め神奈川、千葉兩縣は中止され尙ほ北海道、長野、高知、熊本、大分の五道府縣は調査が行はれたかつたが故に三十九府縣三百四十八戸中自作一五二、小作四三、自作兼小作一一七戸が採擇集計され、調査農家は全部前年と同一である。

大正十三年度は沖繩縣を除き全府縣に亘り三百七十五戸中自作一七三、小作四八、自作兼小作一四九戸が採擇集計されてゐる。

次に調査事項を二つに分ち一は調査擔當者個人の實狀調査とし他は其町村全體に付ての調査である。即ち前者に付ての調査事項は

- 一、稻作反別及其法定地價
- 二、稻の裏作とせる麥作反別
- 三、農業に従事する者の人員及能率(家族、雇人、男女別)
- 四、種子
- 五、肥料(自給と購入別)
- 六、農具
- 七、勞力(勞働日數及勞賃)
- 八、耕作家畜の勢力(使用日數及勞賃)
- 九、諸材料(病虫害驅

除豫防用藥劑、畦畔作道等の修繕材料等) 十、雜(繩、俵、消耗品、其他) 一一、農具舍(納屋、畜舍、堆肥舍等) 一二、租稅、諸負擔 一三、土地賣買價格 一四、小作地の小作料 一五、收穫物であり、後者に於ては次の事項である。

- 一、稻作反別、收量、及法定地價 二、租稅諸負擔 三、水田の時價及小作料 四、購入肥料 五、農耕用牛馬頭數 六、稻作栽培反當勞力

この調査の行はれた三ヶ年の中、大正十一年は豊作、十二年は不作、十三年は稍不作の年であつて三ヶ年の平均は略々平年作に相當するものと看做すことが出来る。

さてこの調査の結果によると、反當收支の三ヶ年平均は先づ収入に付て見れば自作に於て七十九圓四十一錢(收量二石四斗五升)小作に於て八十圓九十三錢(收量二石四斗八升九合)自作兼小作に於て八十一圓四十三錢(收量二石四斗一升四合)であつて、之に副産物たる藁、粃穀等の評定價を加ふれば自作八十七圓四十四錢、小作八十八圓八十八錢、自作兼小作八十八圓六十九錢の収入となつてゐる。他方之に要する支出は、土地資本利子を三分と定め——但し小作地に對しては小作料を土地費と看て——家族労働に對する報酬を日雇勞銀に準じて評價する時——この評價によつた結果は全國の家族労働の平均評定勞銀は約一圓五十五錢となつた、——自作九十二圓八十三錢、小作百一圓六十七錢(自作兼小作に就ては土地費の計算が困難な爲めに、之が支出の集計を行つてゐ

ない)を要した。従つて稻作の經營によつて自作は反當五圓六十九錢、小作は十二圓七十九錢の損失をしてゐるといふ結果を示してゐる。併し此の收支計算には多額の評價支出を含むが故に客觀的に確實性を有するものでは勿論ないが、加工集計者は幾段にも評價法を更へる事によつて、又は二三の評價費目を除くことによつて控目な計算例を擧げ、然も尙損失てふ結果を示すに至つたことは注目に價するであらう。因に参考のため右三ヶ年の内地産米量及米價を附記すれば次の如くである。

	生産量(全國)	米價(東京深川中)
大正十一年	六〇、六三、八五〇石	三・三三圓
大正十二年	五五、四四、〇八九	三・三三圓
大正十三年	五七、七二、四二〇	四・四五圓
自大正九年五ヶ年平均	五八、三九、九三六	三・五三圓
至同十三年		

以上調査の詳細は甲第二十一表(其四)を参照されし。

## 2. 麥生産費

帝國農會は大正十一、十二、十三の三ヶ年に亘り小麥、裸麥、大麥の三種につき麥生産費調査を爲した。今その結果を摘録すれば、先づ「小麥」に付て見るに、三ヶ年の全國平均反當收穫量及びその價格に副收入を加算したる收入合計を示せば次の如くである。

年次	收量	収入合計	直接生産費	差引不足
大正十一年	一・三六二	三三・三四	四四・三〇	二〇・九六
大正十二年	一・四六一	二六・一九	四六・〇〇	一九・八一
大正十三年	一・六七四	三四・九三	四八・三三	一三・七〇
平均	一・五〇五	二八・二三	四六・二六	一八・二六

右の表中直接生産費の内譯は、種子六十六錢、肥料(自給)九圓九錢(購入)六圓五十錢計十五圓五十九錢、農具九十九錢、諸材料七十二錢、人間勞賃二十四圓七十九錢、家畜勞賃三圓五十三錢、合計四十六圓二十八錢である。

全収入より直接生産費を控除すれば三ヶ年の平均に於て反當十八圓十六錢の差引缺損を生ずることになる。併し之は自給肥料を普通の經營的に生産費中に見積てあり、又人の勞賃は雇傭勞働の場合の勞賃を標準として計上せるものなれば、之を家族の勞働によるものとして兩者を生産費中より控除したる(苟くも生産費の計上に於てこれらを控除するが如きは勿論妥當を缺くものではあるが)結果に就て次の如く示されてゐる。

年次	収入	生産費	差引利益
大正十一年	三三・三四	三三・〇七	八・九六
大正十二年	三三・九六	三三・八三	二・二六
大正十三年	三三・八五	三三・三〇	一九・五九
平均	三三・三三	三三・四〇	一三・三三

かくして得たる利益は十三圓二十三錢である。而してこの

利益を擧げる爲めには幾許の勞働量を要したかに就て更にその報ずる處を見れば、

年次	利益金	勞働日數	一日當利益
大正十一年	八・九六	一五・二	〇・五九
大正十二年	二・二六	一五・〇	〇・七四
大正十三年	一九・五九	一五・九	一・二三
平均	一三・三三	一五・三	〇・八六

反當收穫の所要勞働日數は平均一五・三日と測定されてある。この全國的平均測定日數の客觀的現實性の當否に付ては尙ほ多くの問題が存するであらう、が併しこの結果によれば小麥耕作による家族勞働は一人一日八十六錢の代償である。之を前述の生産費の項に加算された勞賃二十四圓七十九錢即ち平均一日一圓六十一錢に比すれば、一日一人當り七十五錢の差があり、利益の最も多かつた大正十三年に比較するも當時の雇傭勞賃と家族報酬との間には尙ほ四十五錢の開きがあるのである。

以上は「小麥」に就て見たのであるが裸麥、大麥の場合も大體同様の結果を示してゐる、詳しくは田第二十一表(其五)に就て見られたい。只便宜上三者の三ヶ年平均勞働報酬を對比すれば、

小麥	反當收益	勞働日數	一日當利益
	一三・三三	一五・三	〇・八六

裸	麥	三・三二	一六・九	〇・六
大	麥	三・〇六	一七・六	〇・六

以上の如く大麥が裸麥、小麥に比して収入少く、所要労働日數多く、結局一日の労働報酬は最も少いことになつてゐる。

### 第三 農作傭賃銀調査

大正十四年農林省に於ては北海道、岩手、秋田、茨城、島根、新潟、長野、静岡、三重、大阪、廣島、徳島、高知、福岡の一道一府十二縣の道府縣の農會より管内の最適當と認むる農村に付き一人前の農作傭普通賃銀を調査報告せしめ、之に基いて一人一日平均賃銀を算出し發表された。その結果の概要を摘記すれば、

大正十四年中一道一府十二縣の平均農作傭一人一日普通賃銀平均は年傭男七十八錢、女五十六錢、季節傭男一圓五十三錢、女一圓二十三錢、日傭男一圓五十一錢、女一圓二十一錢である。之を大正十年乃至十二年の三ヶ年の平均賃銀を一〇〇とせる指數とする時は、總平均指數一〇〇にして前年の九七に比し三分の昂騰を示し、十二年の一〇三に比すれば三分の低落に當り、十一年の九六に比すれば四分の昂騰を示してゐる。

各種傭別指數の最も高きは日傭女の一〇六にして年傭男の

一〇一之に亞ぎ、季節傭男の九四最も低く尙各種傭別指數を前年に比較すれば季節傭男は五分、年傭男、同女、季節傭女及日傭女は二分の昂騰に當り日傭男のみ一部の低落を示してゐる。

因に右の賃銀には食費手當其他實物給與の日割額を包含せしめてゐる。甲第二十一表(共六)参照

## 第四篇 其他の労働者の

### 状態

#### 第一章 林業労働者状態

林業労働者一般に關しては、本年度に於て何等新らしい調査の發表に接しなかつたから、今年度年鑑には、國有林事業労働者状態の一斑を記するに止めざるを得ない。

農林省山林局調査によれば、(大正十二年度)

#### 國有林事業従事労働者數

伐木造材	二〇、七九	苗圃	三九、一九
製材	一、〇六	製炭	四、九六
貯材	二、〇〇	森林土木	三六、二〇
運材	三、六三	其他	一六、四〇
造材	一七、九六	計	三三〇、二六六

之を府縣別に分けて見れば、秋田縣の四九、三四一最も多く一四・〇八%を占め、青森(四〇、四四八)岩手(三〇、〇四三)高知(二五、七〇五)山形、福島、鹿兒島等之につぐ、

次にこれを定雇、と否について分けければ、次表の示す如く臨時雇にして林業労働するもの八三・四二%を占め定雇は一・〇六%にすぎない。

定雇	三、七五	一、〇六%
其他	三〇七、二四七	九六・九四
兼業	二九二、三三八	八三・四二
之を更に男女及年齢別に見れば		
老	年(六〇以上)	三、六四
壯	年	二六二、〇六六
少	年(十四—十六)	八、五七
幼	年(十四以下)	二七三、二八九
合計		五九〇、五三四

國有林事業従事主要労働者平均賃金 (一人一日)

材製及伐研	杣	炭	夫	二〇〇	
材製及伐研	製	炭	夫	一八二	
材製及伐研	ト	口	曳	二五九	
材製及伐研	荷	馬	車	四七三	
材製及伐研	製	材	職	工	一九二
材製及伐研	林	造	平	夫(男)	一、三六
材製及伐研	林	造	平	夫(女)	〇・九〇
材製及伐研	林	造	苗圃	人夫(女)	〇・七
材製及伐研	土	平	夫	一、〇四	
材製及伐研	石	工	二、二六		
材製及伐研	大	工	二、二九		
材製及伐研	坑	夫	二、二二		

第一部第四篇 其他の労働者の状態

尙その他疾病死傷、扶助、共済組合等については國有林野一斑(農林省山林局發行)参照。

## 第二章 漁業労働者状態

大正十三年末水産業者数は (農林省調査)

本業	漁撈	二四〇、八〇三	被傭者	三七五、八四八	計	六二六、六五一
本業	養殖	三、一七七	被傭者	三、六三三	計	六、七八九
本業	製造	二三、〇八七	被傭者	六六、三九七	計	八九、四八四
副業	漁撈	二六七、〇六七	被傭者	四四五、八七七	計	七二二、九三四
副業	養殖	三〇、〇八三	被傭者	六二、五五四	計	一〇〇、〇〇〇
副業	製造	四六、七三三	被傭者	一八、二一八	計	六四、八五一
副業	計	四〇、二六一	被傭者	九四、六三九	計	一三四、九〇〇
百分比	計	三三七、〇七七	被傭者	三五、五〇三	計	六九八、五八〇
百分比	計	四九・六九	被傭者	五〇・三二	計	一〇〇・〇〇
本業	漁撈	三三、三三九	男	三三、三三九	女	三三、三三九
本業	養殖	二、四〇八	男	二、四〇八	女	二、四〇八
本業	製造	三、四八四	男	三、四八四	女	三、四八四
副業	漁撈	一六七、二〇八	男	一六七、二〇八	女	一六七、二〇八
副業	養殖	一〇、四七三	男	一〇、四七三	女	一〇、四七三
副業	製造	三五、五二四	男	三五、五二四	女	三五、五二四
副業	計	二二三、一九五	男	二二三、一九五	女	二二三、一九五

甲統計第二十二表其参照  
難破漁船及乗組員

	難破漁船數	乗組員數	死亡又は行 衛不明者
大正十年	一、六七九	三、四四四	五三三
大正十一年	一、四八五	五、七七七	一、二七二
大正十二年	二、五五五	五、五五九	九五四
大正十三年	一、〇〇九	二、七六一	五八

大正十三年中難破せる漁船は一、〇〇九隻にして中、動力を有せざるもの八七五隻(八七%)動力を有するもの一三四隻(一三%)である。之を前年に比すると六割の減少を見てゐる。難破漁船を種類別に見れば動力を有せざる小型漁船多く就中五噸未満のもの最多く全遭難の八割に當つてゐる、又難破の月別に於ては十月の二一二隻、九月の一五七隻、八月の九七隻、十一月の八六隻等多數なるものに屬し六月の二四隻が最少となつてゐる。

## 第二章 商業使用人状態

我國における最近商業労働事情については、詳細なる調査又は統計は殆んど無く、社會局勞政部より「商業労働に関する調査」(大正十三年九月調査)として發表せられたるを見るのみである、(勞働時報昭和二年一月號に掲載されてゐる)今これによりて最近商業労働事情を見るに。

### 第一 就業時間の状況

商業における就業時間は未だ法制又は營業者の規約を以て

規定されたものがなく、全然各營業者の自由に委しあるが爲營業の場所の如何、季節地方風習等によつて長短區々である。會社組織及規模稍大なる店舗の一部分には營業時間を定め使用人の就業時間を定めたものもないではないが之等は銀行業保險業大規模な物品販賣業、倉庫業、信託業等に限られてゐる、就業時間は營業の如何によつて甚しい差異を見るがその最も長いものは一日十八時間内外——旅館、飲食店、料理店——最も短きは八時間——銀行業保險業——にして一般には一日十四時間のものが多い。

### 第二 休憩時間

休憩時間もこれを規定したるもの乏しいが食後三十分乃至一時間の休憩時間を認むるものがほゞある。——特に銀行業——、しかしこれ等少數例を除いた他は、業務の閑散時に適宜休憩するの他一定の規律の下に休憩を與へないのが普通である。

### 第三 休日の状況

現在商業に於て實施されてゐる休日制は凡そ、年休、月休、週休の三態様に於て行はれその實施方法は年休にあつては正月、盆、地方祭典等の機會又は春秋二期一日若くは連続二日以上上の休暇を與へ、月休にあつては、一ヶ月一回又は二回の定休日を定め、週休制のものは一週一日の休日の外官廳 同様祝祭日を休業とする、一般に都市に於ては月一回若しく

は二回の月体制を設けること殆んど一般に行はれ、規模大なるは店舗、主として會社組織のものに週体制を見、その他小商店は年体制をとるが地方小都市街に於ては月体制は比較的少く、正月、盆、地方祭典等に際し舊慣による休日をあたるものが多い。

#### 第四 給金及手当

商業使用人の給料は年齢及び男女の別により組織の會社たると個人たるとにより、又その規模の大小により名稱待遇を異にし、上は年一万二千圓の貿易商館使用人より下は無給の飲食店料理店の女中仲働に至るまで全く各々ことなつてゐる。

#### 第五 居住食事等

大店舗會社に於ては通勤を主とするも個人商店は、獨身者は主家に住込むを普通とする、主家住込者の居住状況は特に居室は勿論寢室等の設備なく、店頭その他を閉店後整理して僅に寢所を得る程度にすぎない。

食事の状況は特に雇人用として粗悪なる食餌を給した往年の弊風は都鄙を通じて漸次その跡を絶ち、滋養價の適否は別として、兎にかくも家族と區別せざる待遇をなすもの少くなく、食事に對しては雇主に於ても特に注意を拂ひつゝある状況である。

#### 第六 雇傭契約の状況

### 第一部第四篇 其他の勞働者の状態

雇傭に關する契約は簡單なる口約によるもの多く、書面契約により、又は保證人をたてるものもある、會社組織のものにありては履歴書により採否を決し別に契約書等の交換を爲さざること官廳と異なる。契約期間に關しては何等取決めをせざるもの多く、又年期奉公者は近時一般思想の進歩に伴ひ長く拘束の下に束縛せらるゝを厭ふの風生じ漸次その數減少し、十年二十年の長期にわたるものは殆んどその跡を絶つた。

以上概略を述べたがより以上の詳細——特に各業態別については直接社會局調査發表につき参照せられたい。

## 第四章 自由勞働者状態

大正十四年十月一日現在の失業調査によると我國内地の主要工業都市及附近及鑛山地二十四ヶ所における日傭勞働者の數は

總數	内 失業者數
男	二〇六、二五一人
女	三九、九八八人
總數	二四六、二三九人
男	一九七、九八八人
女	三六、二五一人
總數	二三四、二三九人

であり、その中、東京市及その附近（以下「市及その附近」の六字を略す）八三、六三三（内女一、四三三）最高を占め、大阪の三二、五一八（女一、一三五）名古屋の一、七五八（女三



三四)横濱の一、六二七(女一六九)神戸の一、五九三(女五二五)それに亞ぐ。

次にこれを職業別に見れば、その主なるものは

	有業者數		失業者數		失業率
	總數	内女子	總數	内女子	
人夫、手傳	四、四〇四	二、六二二	一、三九五	七三九	三三・六
大工	三、八〇九	—	四、九四五	—	二・〇五
土工	二、四〇七	二七	五、三九一	六	三三・〇九
左官	九、三六六	—	一、三三三	—	一三・七
仲仕	八、六四八	一五	三、二〇四	二〇二	二七・〇三
鳶職	七、〇四三	—	二、〇三八	—	三三・六
庭師	五、三三三	—	一、二六五	—	一九・〇九

但失業率は調査總數(有業者プラス失業者)に對する失業者の率である。

尙失業狀況に關しては第一篇、第二章第二一般労働者の失業狀況の中に一所に載せられてゐる。

## 第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態

### 第一章 中間階級者状態

#### 第一 俸給生活者の數

中間階級者の範圍はその言葉の定義如何によつて決定さるべきものであるが、茲ではその範圍を單に俸給生活者のみに限ることとした。それにしても俸給生活者の主要部分たる私設會社等に就職する一般俸給生活者の状態を知ることとは甚だ困難であるので更に、主として官公吏、教員に限定し、各種職業従業者に就ては分明せるものみに就て記述することにした。

##### 一 官公吏

官吏(國庫金を以て俸給を支給するもの)、府縣吏員及市町村吏員の有給吏員合計數は大正十四年末現在に於て四八一、一二三人であつて、これを階級別並に種類別にすれば次の如くである。

##### 官・吏

勅奏任官	文官	武官	宮内官	計
判任官	一三、一五四	一八、六六六	四九	三三、二二〇
雇員	一三、四四四	三、四九九	二、三三九	一六、二二二
合計	一三、八五〇	—	一〇〇	一四、〇〇〇
公吏	三六、四九八	四、一三九	二、八三六	三三、四七三

市吏員	町村吏員	合計
府縣市長、助吏員、役、収入	町村長、助役、收入	合計
其他	其他	合計
二〇、二〇〇	三、五三〇	二四、七三〇
官公吏總計	四八、二二三人	

これを前年に比べると官吏に於ても、公吏に於ても三・〇—四・五%の増加をなし、尙ほ最近五ヶ年には何れも殆んど累年増加してゐる。(甲第二十三表(共一一—一二)参照)

其他の官吏 直接行政に干渉する官吏以外の官吏即ち國有鐵道、諸官廳直轄工場、郵便電信電話局、裁判所、刑務所、警察等の職員を其他の官吏として列挙すれば、

國有鐵道職員	一五、五五四	刑務所職員	八、八九〇
諸官廳直轄工場職員	*九、一三〇	警察職員	五八、五四一
郵便電信電話局職員	一七、八三〇	合計	四三、〇五八
裁判所職員	一三、一三三	備考	*は十四年の計數
二 教員			

大正十二年度末現在教員數は總數二五九、三一七人であつて、この種類別は次の如くである。

小學校教員	一九、六三三	實業補習學校教員	八、二九九
師範學校教員	一、九六〇	計	三三、八六〇
中學校教員	一〇、二二九	その他學校教員	二〇、三三七
高等女學校教員	九、七九五	合計	二五、三三七
實業學校教員	九、二四四		

これを前年度末に比ぶれば約四・六%の増加に當る。尙ほ官公私立別教員數、小學校教員數、中等學校教員數、實業補習學校教員數の細別に就ては甲第二十三表(共二一—二六)を見られたい。

### 三 各種職業従業者

大正十三年に於ける各種職業従業者數の分明せるもののみを擧ぐれば次の如くである。

工場法適用工場従業者	二九、八三三	請負業従業者	一五、〇四四
銀行業従業者	八七、一三五	周施業従業者	一六、三九九
保險業従業者	一五、〇六六	代理業従業者	四、一〇九
金銭貸付業従業者	六九、四四六	仲立業従業者	一四、六〇一
製造業従業者	二三〇、二四一	問屋業従業者	三五、〇八三
運送業従業者	五八、〇三〇	物品販賣業	一、三五、一〇三
倉庫業従業者	四、四八九	合計	二、〇九、九一四
鐵道業従業者	一八、一五五		

### 第二 俸給

官公吏其他の俸給生活者中、俸給額を知るを得たもののみ  
に就きその平均俸給額を表せば次の如くである。尙ほ官公  
吏、小中學校教員の細別俸給額に就ては甲第二十三表（其一  
—二、八）を見られたい。

官	吏（大正十四年）	二九・三五
公	吏（同）	五・二六
小學校本科正教員（同）		六三・三六
中等教員（大正十五年度豫算）		二四・五〇
鐵道關係職員（大正十二年）		二六・六八

### 第三 失業状態

大正十四年十月一日の失業調査の結果給料生活者失業數は  
一九、三九六六、失業率は三・一％であつたが、本年九月發表  
された「失業統計調査報告第二卷結果表」に依れば、これ等  
給料生活者失業者の年齢別、配偶別、失業期間、失業原因別  
の概略は次の如くである。（第一編「失業狀況」の項参照）

調査總數に對する失業率年齢別割合。一五歳以下、一五—五九  
歳、六〇歳以上に區別すれば、失業者は老人の場合に最も多く總  
數の八・一％に當り、小供に最も少く〇・二％、壯年は三・一％  
である。男女別に就て見れば同様な傾向であるが、唯小供の場合  
に於てのみ女が男よりも割合が多い。

調査總數に對する失業者配偶別割合。有配偶者の失業は三・九％  
であつて、無配偶者の失業よりも一・七％だけ多い。

失業期間。失業期間一ケ年を超ゆるもの最も多く二六・〇％、六一  
—二ヶ月のもの二五・〇％、而して期間の短いもの程失業者數は少  
い。この状態は短期間の失業が比較的多い労働者の場合と多少趣  
きを異にする。

調査總數に對する産業別失業者の割合。失業者數を産業別順に舉  
れば水産業（一二・一％）、農業（七・八％）、鑛業（五・一％）、其他有  
業者（五・〇％）、工業（三・九％）、交通業（三・八％）、公務自由業  
（二・八％）、商業（二・七％）、家事使用人（一・八％）となる。これ  
を男女別にすれば男はこれと同様な状態であり、女の場合には多  
少これと異り、農業（五・二％）、其他有業者（四・六％）、商業（二・  
三％）の順序となり鑛業（〇・四％）最も少い。

失業原因別。失業原因別に就て見れば業務廢止、休止、縮少のた  
めのもの最も多くて三六・〇％に當り、次に自己の都合によるも  
の二七・〇％、傷疾疾病によるもの二〇・〇％等が主たるものであ  
る。

本年、中央職業紹介事務局及大阪市の調査にかゝる學校卒  
業者の就職狀況は次の如くである。

卒業生實數	大正十四年	同十三年	同十四年	同十五年
	二年	二年	主要府縣	全國大學及 府縣專門學校
就職率	三三・四％	三三・六％	三三・〇％	三三・四％
	三三・四％	三三・六％	三三・〇％	三三・四％

未就職者率 五・八 五・九 五・六 四・〇 五・〇 二四九

備考 一、大阪市は中等學校、専門學校、大學四十三校及商事

會社、工業會社、官公署四十七に付き調査

二、主要府縣の分は甲種實業學校卒業者にして、主要府

縣とは東京、大阪、京都、神奈川、愛知、兵庫、廣

島、福岡、長崎、宮城の十府縣

三、主要府縣に於ては外に自營の者約四〇—五〇%があ

る。

而してこれ等就職者の就職先別の主たるものは次の如くである。

職業	大正十五年			
	大正十二年 大阪市	大正十三年 大阪市	大正十四年 大阪市	主要府縣 全國大學及 専門學校
會社	三%	六%	六%	三%
銀行	七	九	二〇	四
商店工場	三	三	五	八
官公署	六	七	七	七
學校	三	六	二	四
其他	三	九	九	五
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

尙ほ大阪市の會社官公署四七七に於て、一ケ年に新たに採用したる給料生活者の平均數、年齢別及び初任給料別は次の如くである。

平均採用數

大正十二年 同十三年 同十四年 計

二二 二二 三三 二〇九

採用者年齢別(%)

大正十二年 同十三年 同十四年

二〇歳以下 二〇 二〇 二〇

二〇—三〇歳 三〇 三〇 三〇

三〇—四〇歳 四〇 四〇 四〇

四〇—五〇歳 五〇 五〇 五〇

五〇歳以上 二〇 二〇 二〇

計 一〇〇 一〇〇 一〇〇

採用者初任給料別(%)

大正十二年 同十三年 同十四年

五〇圓以下 五〇 五〇 五〇

五〇圓以上 七〇 七〇 七〇

七〇圓以上 二〇 二〇 二〇

計 一〇〇 一〇〇 一〇〇

## 第二章 婦人勞働者及職業

### 婦人狀態

#### 第一 女 工

女工の數は毎年増加してゆく。が生活狀態は逆に悪くなつ

てゆく。女工の約八割迄が染織工場に働き寄宿舎に収用され、殆んど自由を束縛されてゐる。而も過勞のために甚しく健康を害はれてゐることは、最近各地に行はれる女工の保健調査の結果によつて明かであり、又歸郷女工の死亡調査を見るときは、如何に婦人労働者の雇傭主のために虐使されてゐるかに驚ろかさざるを得ない。以下婦人労働者の最近の状態の概要を記述する。

1. 數

大正十五年六月末現在の工場鑛山等に就業する賃銀労働者の中、女工數は次表の如く一、五六二、四八三人であつて、男工の三三%に當り、前年よりも六四、五二二人増加し、労働者總數に對する増加割合は〇・〇一%である。

官公營工場	民營工場 工場法適用工場	同 非適用工場	鑛山労働者	其他の労働者	總計
三六、一〇八	八七一、五〇〇	一、四一、七五五	七四、七九三	四三、二五六	一、〇三六、三三五
二四	五五	三三	二六	一九	一、〇三三、四八三
二六	五五	三三	二四	一九	三三
二	五	二〇	五	七	二〇
三	五	二〇	五	六	二〇

又五人以上を使用する工場の女工九二九、八三五五人(大正十

三年)の八一%即ち七五九、七三〇人は染織工場に働らく女工であつて、前年よりも〇・五を減じてゐる(甲第一、二、三、二十四表参照)

2. 賃 銀

賃銀に就ては第一、二篇の當該項目に於て既に述べられたところであるが、茲では「工場統計表」により、工場に於ける普通女工の一人一日實收賃銀を工場數の百分比によつて示し、以て女工賃銀の一般を知るの便とするにとゞむる。(甲第二十四表(其七参照))

普通女工一人一日實收賃銀別工場數百分比

(大正十三年工場統計に據る)

大正	九	十	十一年	十二年	十三年	十三年	十三年	十三年	十三年
五十錢	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一
未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一圓五十	一	一	一	一	一	一	一	一	一
未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二圓	一	一	一	一	一	一	一	一	一
未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一
不詳	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

3. 就業時間と夜業

第九回工場監督年報に依れば、大正十三年は經濟界の不況、生産制限等のために就業時間短縮の傾向があり、又改正工場法施行準備のため就業時間短縮を慫慂したるもの(北海道)等がある外、昨年と餘り變りはない。一般に工場に於け

る就業時間の長きは染織工場で、製絲工場に至つては十三四時間乃至十五六時間に及ぶものがあり、撚絲業も亦之に似てゐる。紡績業の大部分は大正九年以來休憩時間を除いて十時間制を維持してゐる、染織工場以外は基本就業時間（休憩時間一時間を加ふ）として十時間が最も普通で、九時間も亦少くない。けれどもこれは唯賃銀の基礎たる就業時間に過ぎないもので、作業の必要に依り残業をなすことは全く工業主の自由である。だから中には残業を常習とするものもあつて、就業時間の實際は尙ほ相當時間に及んでゐる。殊に晝夜繼續を必要とする業務に於ては、八時間三交替制が漸次増加はするが、一般には今尙ほ二交替制を採用してゐる。

工場法第六條に依り夜業をなすもの大正十三年には六七三工場（前年五九五）、之に従事する職工三二一、一三六人中、女子は二二四、八〇一人（七二%前年は七一%）、十五歳未満の男は一、八二八人（〇・五%前年は〇・四%）、保護職工合計二二六、六二九人である。これを業務別に見るに、工場数は紡績業及織物業合計三〇二で、全數の半に足らないけれども、職工數に於ては女子は二二五、八四九人、十五歳未満の男一、六四一人合計二一七、四九〇人で、前掲保護職工合計數の九五%に當る。但し紡績、織物以外の工場に就ては本條に依り深夜業をなすも、保護職工は原則として晝業のみとし、又は午後十時以後に残さざるものが多いから、本條に依り深夜業

をなす保護職工數は紡績及織物業が主たるものである。（甲統計表第十四、二十四表参照）。

#### 4. 保健状態

工場労働者乃至一般労働者の保健状態は既に第二篇第二章第六に於て述べられたところであるが、茲には特に女工のみに就てなされた最近の特別調査を掲げて、以てその保健状態を窺ふこととする。

- 一、宮崎縣製絲工場の營養調査（第九回工場監督年報）  
調査工場數七、調査日數七日、平均一日營養價二、四八三カロリー標準カロリーを二、八〇〇（石原修著労働衛生六三一―六四頁により算出）に比すれば三一七カロリーの不足。
- 二、三重縣トラホーム患者（大正十三年末現）（同上監督年報）  
大正十二年發見患者 一〇・五%、未治者 一七・八%、解雇者 一四・六%
- 三、和歌山縣トラホーム患者（大正十三年末現在）（同上監督年報）  
患者數 八・六%、未治者 五三・四%
- 四、長野縣製絲工場作業場（操絲場）の溫度及濕度調査（同上監督年報）  
調査工場一九 平均溫度攝氏三一度。人體に最も都合のよい溫度は攝氏二十八度（石原修著労働衛生七五頁）であるから、この平均溫度は三度高い。高ければ健康障害を起す（上掲書八五頁）。
- 五、長野縣製絲女工背柱異常調（同上監督年報）

調査工場数九一、被調査人員（繰繰女工）二〇、六五二人、内七・四％は異常者

六、長野縣製絲女工色盲調（同上監督年報）

調査工場九一、女工二〇、六五二人、内〇・八九％は色盲患者

七、警視廳管内K紡績に於ける職工婦人科的疾病調（大正十三年）（同上監督年報）

女工總数二、三四五人（内通勤三七七人）、一般的疾病は一〇・二％（通勤九五・二％、寄宿一〇三・三％）婦人科的疾病は二・二％（内通勤一〇・八％、寄宿〇・五％）

八、福井縣女工健康診断（五十人以上使用工場女工四、八一九人に就き調査）（同上監督年報）

（一人當り平均標準より不足）體重七七〇匁、身長一二分、胸圍一二分、疾病中主なるものはトラホーム一九％、發育異狀二二％、呼吸器一三％、結核性三％である。尙ほ營養は平均二、六八七カロリーで標準カロリーよりも一一三カロリーの不足となつてゐる。

九、三重縣歸郷職工の健康状態（自大正十二年七月至大正十三年六月）（同上監督年報）

女歸郷總数五九五中疾病による歸郷者は九四人（一六％）で總て製絲紡績女工である。而して疾病のため廢業せし女は四七（五〇％）であつて、そのうち呼吸器疾患によるもの三六％、死亡者は總数一人（二三％）、そのうち呼吸器疾患によるもの六四％である。

尙ほ富山縣下新川群の出稼女工の如きは、歸郷女工中毎年

百人以上の疾病者があり、その約八割は呼吸器疾患によつて死亡するといふ。

### 5. 女労働者の組合

女工にして労働組合に加入してゐるものは、産業労働調査所の調査（一九二六年末に於ける日本労働組合の勢力）に依れば、大正十五年末現在に於て總計二〇、六五二人であり、前年末に比ぶれば七、六六五人を増加してゐる。けれども女工總数から見れば一・三％にしか當つてゐない。今、組合員数を産業別にすれば次の如くである。尙ほ「第二部第三篇労働組合」を参照されたい。

工場労働者	二、三五	金屬	二、三三	織維	二、三六	化學	二、三九	食料品	二、四二	印刷	二、四五	雜	二、四八	計	二、五二	
建築	一、三三	鑛業	一、三六	電氣	一、三九	交通	一、四二	商業	一、四五	事務	一、四八	計	一、五二	其他労働者	一、五五	
合	計	二、五二	其他労働者	一、五五	合	計	二、五二	其他労働者	一、五五	合	計	二、五二	其他労働者	一、五五	合	計

## 第二 職業婦人

### 1. 數

職業婦人の數は、茲でも亦職業婦人なる言葉の定義の如何によつて定まる。職業上の地位から見て、單に職員のみをとれば、國勢調査の推計によれば大正九年には十六万八千人となり、又純労働婦人及家事使用人を除いた多少技術的乃至事

務的能力を有するものとすれば、同大正九年には凡そ百万人となる。けれども例へ茲に職業婦人の完全なる定義があつたとしても、國勢調査の正確なる結果が未だ公表されない現在では、職業婦人の確定數を知るを得ないことを遺憾とするが、現時の我國の社會情勢から考へて、職業婦人（その範圍はどうかであらうとも）の數が漸次増大しつゝあることは疑いないところであらう、假りに官廳等に於ける婦人の被雇傭者を職業婦人として、これ等の最近五十年の累年比較を見てもそれが窺はれる。

大正一〇年	六二	七六、二〇九	六〇、三六八	七、八四二	三、八六八	一七、七六一
同 一一年	七八	八三、三九六	六二、五五五	八、三〇九	五、〇三二	一七、五三三
同 一二年	八三	九三、四九二	六三、五五九	八、五九八	三、〇七二	二〇、〇四四
同 一三年	一〇八	九八、八八六	六八、三三三	八、七四〇	三、〇五二	二〇、一八六
同 一四年	一三三	一〇五、二〇六	七三、〇六六	一〇、〇六一	三、〇六一	二〇、六六一

備考 逓信省雇傭人中一〇年、一四年の分は貯金局員數缺。

## 2. 生活状態

職業婦人の生活状態を知るには特別調査を必要とするが、この調査は最近各方面に行はるゝ様になつた。本年の主たる調査は中央職業紹介事務局の二調査である。

東京・大阪に於けるタイピスト、事務員、交換手、店員調査。本調査は大正十四年七月現在の調査であつて、その人員及結果は次

第一部第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態

表の如くである。但しその結果表は繁雜をさけて職業別により各事項の割合の大なるものを表示するにとどめた。

調査結果	調査數				
	タイピスト	事務員	交換手	店員	計
東京	三、六七	六八	六九	六三	五、〇七
大阪	六八	三八	二、二六	六九	二、七七
計	四、三五	九六	一、七三	一、三三	八、二八〇

年齢(二十才以下) 四% 事務員 六% 交換手 七% 店員 七% 計 六%

配遇關係(未婚者) 九二 八九 八四 五三 九

教育程度 (高女卒) (高小卒) (尋卒) (高小卒) (高小卒) (二一三年) (二一三年) (二一三年) (二年未滿) (二年未滿)

勤續年限 三三 三三 三三 三三 三三

就職理由(家計補助) 三三 三三 三三 三三 三三

給料 三三 三三 三三 三三 三三

東京、大阪に於ける女給調査 本調査は大正十四年七月現在であるが、その調査人員及結果は次の如くである。

調査人員	現在數	調査人員と現在數との割合	
東京市	一、八四	五、〇七	三、八
大阪市	一、二五	四、一五	二、八

【本籍地】 調査府縣に本籍を有するものは東京では四五・一%、大



阪では三四・二%である。

【年齢】 東京は十九才最も多く(一五・八%)、平均年齢は二一・一才、大阪は十八才最も多く(一六・一%)、平均年齢は二一・〇才である。

【配偶関係】 東京は五%、大阪は六%の有配偶者であつたが、實際にはもつと多数の有配偶者があると見るのが至當であらう。

【上京阪後の期間】 東京では五九・九%が上京したものであり、上京後の期間は五年以内最も多く四四・五%に當り、大阪では六五・八%が上阪者、四四・三%が五年以内の滞阪者である。

【前職の有無】 東京に於ては無職者は七七・五%、有職者は二二・五%であり、大阪では前者は七三・五%、後者は二六・五%である。而してこの有職者の職業別の主なるものの%を擧ぐれば

東京	四〇・四	二四・一	五・一	二〇・七	八・八	六・二	一四・七	一〇〇・〇
大阪	三四・四	二三・三	二〇・三	八・四	九・八	五・六	一八・三	一〇〇・〇

【女給就職理由】 經濟的理由と然らざるものとに別くれば、東京は前者が七四・八三、後者は二五・二%であり、大阪は前者が六七・五%、後者は三二・五%である。

【勤続期間】 東京でも大阪でも殆んど二年以内で約八〇%に當つてゐる。

【就寝時間と起床時間】

調査人員	午後九時	午前〇時	同二時半	同四時半
(就寝時間)	十二時半	二時	四時	四時半

東京 一、六四 二九・〇 六五・八 四・七 〇・五 一〇〇・〇

大阪 一、〇五 一三・七 六八・一 一八・二 一 一〇〇・〇

【起床時間】 調査人員 午前五時 同九時 同十一時 午後一時 八時 一〇時 一二時 一四時

東京 一、六六 三三・九 六一・一 五・六 〇・四 一〇〇・〇  
大阪 一、〇八二 一七・九 六三・八 一七・八 〇・五 一〇〇・〇

【収入】 一ヶ月平均總収入は東京、大阪何れも二五—三〇圓未満のもの最も多く、チップも亦同様である。

調査人員	三〇圓以下	五〇圓以下	一〇〇圓以下	二〇〇圓以下	三〇〇圓以下
東京	一、五三	三九・〇	三九・九	三三・六	二・四
大阪	一、三三	四三・三	三九・〇	二〇・九	一・七
東京	一、〇三	三六・一	三六・四	二五・〇	二・五
大阪	九七	三六・八	三四・六	二六・二	二・四

尚チップを受けるものは東京に八二・四%、大阪に八五・六%であり、固定給ある者は東京に三三・一%、大阪に一三・三%であつて、固定給額は東京では十圓以下のもの最も多くて三六・八%、大阪では二〇—三〇圓の者最も多くて三五・一%に當つてゐる。

【支出】 一般に如何なる方面に如何程支出するものであるかを知らざることには困難であるが、その主たる費目を被服費とすれば、月額十圓、十五圓の被服費を記入せるものが最も多かつたが、二十圓以上を支出するもの東京(八四人)大阪(四一人)を合して百二十五人であつて、大阪では八十圓以上百圓以下を支出するものさへあつた。要するに百人中五人は被服費として月二十圓以上を支出してゐるのである。

### 第三 藝娼妓酌婦

最近の藝娼妓酌婦數は次表の如く娼妓は五万、藝妓は七万代であつて、大正十四年には藝妓も娼妓も増加し、本年は娼妓は減少した。府縣別に就ては甲統計表第二十四表(其十一)に就て見られたい。

尙ほ本年は娼妓取締規則改正の基礎資料として各府縣に於て娼妓の生活調査がなされたけれども公表されなかつたことを遺憾とする。

#### 藝娼妓酌婦の累年表

貸座敷營業者	娼妓	藝妓	酌婦	料理屋
大正九	二、三〇二	五、一四三	七〇、九〇〇	六七、八三三
同一二	二、〇二八	五〇、五二九	—	四六、六八八
同一三	二、五五四	五〇、四五一	七五、三三三	四八、二九二
同一四	二、七三六	五三、八六六	七九、三〇〇	五〇、五三六
同一五	—	五、八四三	—	五、八三三

### 第三章 少年勞働者狀態

#### 1. 少年勞働者並徒弟數

大正十三年に於ける少年勞働者(十六歳未満)數は次の如くであるが、職工五人以上使用工場に於ては、年々減少しつつある。(甲統計表第二十四表(其八)参照)

五人以上使用工場	鑛山
二六四、三七八	三、二四九
計	二六七、五二七

但し少年鑛夫は十五才未満。

前者の性別、全職工に對する割合は次の如くである。

職工總數	少年工	職工中占むる割合
八五九、七八三	四三、四一〇	五・〇%
九二九、八三五	三〇、九〇一	三・八%
計	一、七九、六八八	二六四、三七七
		一四・七%

右の十六歳未満の職工中、工場法第二條第二項(改正以前のもの)に依り行政官廳の認可を受けて輕易なる業務に就業する十歳以上十二歳未満の幼年工は、大正十三年に於ては六七三人で、その業務は燐寸工場の函詰包装及織物業の準備作業を最多とし、府縣別にすれば兵庫及大阪を最多とする(累年別數に就ては甲統計表第二十四表第八参照)

後者の少年鑛夫の性別及割合は次の如くである。

少年鑛夫數 (大正十四年)	十五才未満鑛夫數	鑛夫中占むる割合
男	一、七三三	〇・七三%
女	一、〇三二	一・四%
計	二、七六五	〇・八九%

(甲統計表第二十四表(其九)参照)

工場法施行令第二十八條により地方長官の認可を得て收容せらるる徒弟數は大正十三年末現在に於て八七六人、その收容工場は僅かに一五、徒弟契約期間は一定せず一年乃至七年に亘つてゐるが、二、三年を普通とし、修了後はその工場に一定期間就業する義務を課するもの相當に多く、又殆んど同工場に留まるのである。

徒弟數 (大正十三年工場監督年報)

工業種類	工場數	徒弟數	工業種類	工場數	徒弟數
機械器具	三	八〇七	染色工場	一	三
飲食工場	一	三	計	五	八六六

2. 少年労働者中學齡兒童

工場法施行令第二十六條に依り地方長官の認可を受け適用工場に就業する學齡兒童數は大正十三年末現在に於て八、四二七人、少年労働者の三・一%に當るが、この數は幼年工の場合と同様に年々減少してゐる。

この學齡兒童の就業する業務別を見るに、染色工場最も多く化學工場之に次ぐ、就學の場所は染織工場では主として工場内に、化學工場は公立學校に通學せしむるを普通とする。而して晝學及夜學は相半してゐる。(甲統計表第二十四表(其十)参照)

第六篇 労働移民状態

第一章 海外移民状態

第一 一般状態

大正十四年十月一日現在海外在留本邦内地人數及一萬人以上在留國は次の如くである。

	男	女	計
海外在留本邦内地人總數	三五、四七七	三六、四五三	六七、九三〇
北米(布哇ヲ除ク)	八二、九八八	五〇、〇九二	一三三、〇八〇
布哇	六九、七五四	五九、一九〇	一二五、七六四
英領加奈陀	二二、九二五	六、七六四	一九、六六九
伯刺西爾國	二七、三三六	三三、〇六四	四九、四〇〇
秘露國	七、八七四	三、〇九五	一〇、九六九
南亞細亞(南洋群馬を含む)	三、〇四二	八、七四二	三、七八二
支那(滿洲を除く)	二五、四九五	三三、二一七	四七、六三二
滿洲(關東州を含む)	六、一八三	八、三三三	一四、五一六
大正十四年中に於ける移民數	男二、六五〇人、女二、一四〇人、合計六、七九〇人であつて前年に比し七、五二九人の減少である。		

第二 北米合衆國及加奈陀

十五年度も北米は依然排日氣分濃厚である。通過には到ら

なかつたが、合衆國下院には、歸化權なき外國人を父母とする米國生れの子に對しては今後市民權を拒否する意味の憲法修正案や、正規の手續を潜つて入國したものも従來は七年以上経過するときは正當入國者並みに取り扱はれたが今後は一切之を追放する意味の外國人追放案が提出された。排日事件としては、十五年一月加州ウードレーク村において廣島縣人岡村氏が、米國地主から葡萄栽培勞働契約を結んで同村に移轉せるところを、白人勞働者二十餘名に襲はれ立退を命ぜられた事件などがある。

布哇生れの邦人の米國本土への移住が自由になつたこと、日本國籍法改正され日本人成人に達すれば日本國籍を脱し得ることとなつた結果米國に歸化出来るやうになり従來二重國籍者として享受し得なかつた權利をも享受し得るやうになつたこと等は日本移民にとり有利である。尙ほ五年越しの布哇日本語學校問題は日本人側の勝訴に歸し、布哇政府は直ちに米國大審院へ上訴した。

### 第三 南 米

南米在留本邦内地人六四、二〇三人中ブラジル在住四九、四〇〇、ヘルー在住一〇、九六九人でほとんど兩國在住人である。我國唯一の移民地ブラジルでも、従來の無差別許可主義を已めて各移民につき最近五ヶ年間の善行賞を要求する選擇

主義をとり、移民制限の意志を表はすに到つた。だが、ブラジル移民は依然盛んで、日伯協會創立され、政府は年額數百萬圓を渡航費に補助し、鐘紡はブラジルで日本本洲大の土地を買收し、山科禮藏氏等も二三万町歩の買收計畫を立て模範的植民地を建設せんとして居る。ペルー政府が日本移民を歓迎し、その優遇的具體案を通知して來たことも注目すべきである

## 第二章 移入民狀態

### 第一 移入鮮人

#### 1. 移入鮮人の數

昭和元年十二月末現在在留鮮人數は一四三、七九六人（男一一五、二三六人女二八、五六〇人）であつて大正十四年十二月末に比し四、二一九人の減少である。又地方的には大阪府が第一であつて三五、二一九人でその他一萬人以上は福岡（一三、二八六人）東京（一三、二三一）愛知（一〇、四四六人）である。數年前程ではないが、移入鮮人の流入は、尙ほ甚だ盛んで、日本内地政府も朝鮮總督府も移入後確實な職業先きを持つて居る者と、在留鮮人に確實な保證人を有する者に限り渡來を許可する方針に改めた。

大正十四年末現在在留鮮人數

	男	女	計
一戸を構ふるもの	二七、五五九	一四、三三八	四一、九八七
九十日以上同一地居住者	五五、〇三二	二一、三五九	六六、三九一
其の他	三〇、五五五	二、八七三	三三、四二八
計	一一三、一四五	三六、六一〇	一四九、七六五

### 2. 移入鮮人生活状態

大阪市社会部調査課が大正十五年十二月現在における在阪朝鮮労働者バラツク居住者のみに就きその生活状態を實地調査せる結果を摘記する。

調査人員總數七五六人、その中男五四三人女二一三人有配偶者二七四人無配偶者四八二人、年齢二〇才未満一五七人、二四才以上四〇才まで五七七人、四〇才以上二二人、戸數一四四で一戸宛り居住人員五・三人、疊一疊宛り居住人數〇・九人、職業は土方二三七人、人夫及手傳八九人、職工八一人、無職三一二人、その他の職業に従事する者三九人、教育程度は中學二三年程度の者三人、尋常小學卒業程度の者四一人尋常小學二三年程度の者一六三人、文盲者五四九人、である。收支状態に就いては一例として下宿生活の一土方者の場合を見ると、

【収入】 四五圓 一日一圓九十錢の賃銀で一ヶ月二十三十四日働きたる場合。

【支出】 下宿料二四圓（一日八十錢の割） 右服代五圓煙草代五圓、雜費五圓、計 三九圓。

【美引殘額】 六圓  
備考 殘金は故郷へ送金する由。一般に故郷に送金するは獨身

者に多く殊に内地の事情に通せざる者に多い。

### 3. 移入鮮人に關する事件

鮮人同志の争鬭事件もあるが、大多數は日鮮人衝突事件である。原因は本年も言語、慣習、生活状態等の相違から來る感情上の不和、内地人の鮮人に對する輕侮觀念乃至恐怖觀念と之れに對する鮮人の反撥等に基くもの多く、賃銀不拂その他雇傭上の關係から來るものも少くない。

次に本年度の主なる事件を列記する。

- ▲三重縣木本町における感情上の不和に基く日鮮人大亂闘、鮮人土工二百餘名に對し町民側は警察、消防組、青年團、自警團總出動、日本刀、竹槍、ダイナマイト使用され、死者鮮人三名、町民二名、双方何れも二〇餘名の被告人を出し、その中町人側十七名、鮮人側十五名有罪、判事は能動的だつたといつて鮮人側を長刑に處した。（一月） ▲相州小田原町在下府中村鴨の宮における朝鮮土工亂闘。（一月） ▲廣島縣双三郡作木村發電所工事内の鮮土工の大喧嘩、原因は鮮人土工が酒を飲まして呉れると要求して拒はられたため。（二月） ▲愛知縣下下地町における内鮮土工衝突。原因は内地人親方との賃銀關係。（二月） ▲大阪市東淀川區國次町にて素裸體の内鮮人お湯屋で大亂闘、鮮人十二名騒擾殺人罪で收容さる。原因は足を踏んだ事から。（三月） ▲福岡縣直方町鮮人工夫同志大亂闘、原因は賃米の返済催促から。（六月） ▲下關市彦島内鮮人十數名入亂れて争鬭、原因は賭博のテラ錢のことから。（七月） ▲東京本所若宮町鮮人苦學生の亂闘、原因は

思想上の争。(七月) ▲滋賀縣愛知郡御幸橋架替工事從事中の内鮮土工大衝突、原因はトロツコの脱線から。(八月) ▲山口縣徳山町にて親分を殺した内地人を鮮人乾分三十餘名寄つてたかつて殺す。(八月) ▲大阪市住吉區西田邊町にて内地人親方の賃銀不拂に基く内鮮人數十名の大亂闘。(十月) ▲群馬縣利根郡片品村發電所工女三百名工事場へ押し寄せ、殺された仲間の復讐に内地土工を鑿殺すると。(十二月)

#### 4. 移入鮮人の運動

移入鮮人の組織には、官憲又は民間有力者の後援のもとに内鮮人融和、相互救済を目的としたものと、戰闘的階級的な労働組合と二つの方向あり、相愛會は前者の、朝鮮労働總同盟は後者の指導勢力であるが、本年も兩方向それぞれの活潑なる運動を見た。

本年中の主要事件は、

▲大津膳所町に大津朝鮮労働同盟會成立。(一月) ▲門司にて相互會發會。(一月) ▲大阪府下南河内郡相原町にて町長後援のもとに鮮人自治會成立。(二月) ▲内鮮一心會愛知縣豐岡町にて發行、中部日本六萬の在日鮮人を大日本主義の旗の本に糾合するを目的とす。顧問蒔田子爵。(三月) ▲相愛會静岡本部設立。(三月) ▲相愛會岐阜支部發會。(五月) ▲相愛會第五回總會。(五月) ▲相愛會と朝鮮労働同盟會との衝突——大阪市東成區大今里にて(六月) ▲大阪朝鮮合同労働組合創立——労働同盟會所屬。創立大會にて鮮人労働者に對する賃銀差別撤廢、モルヒネ患者救済を

決議す。(六月) ▲茨城縣土浦町常南鐵道工事中賃銀不拂から、鮮人労働者の同盟罷工。(六月) ▲東京佛教朝鮮協會は七月三日相愛行といふ式をあげ一般から金品を受け鮮人労働者苦學生に寄附。(七月) ▲神戸朝鮮労働同盟の演說會、相愛會撲滅を目的とす。(六月) ▲小樽朝鮮労働同盟會成立。(八月) ▲朝鮮労働總同盟關東聯合會創立大會。(昭和二年三月)

#### 第二 移入支那人

在留支那人は昭和二年一月末現在二二三、六一三(男二〇、七一八、女四、八九五、居住者二一、三一四、滞在者三、二九九)であり、千人以上の地方は東京(五、四〇六)、大阪(三、四二三)、神奈川(三、四〇五)、兵庫(五、八〇九)、長崎(一、三七四)である。労働移民としては明治卅二年七月勅令第三五號によつて制限されており、餘り問題はない。だが朝鮮には續々支那労働者が入り込んで低賃銀で内地人を壓迫しつつあり。本年度で最も大きい事件は樺太の苦力事件で、樺太では從來内地労働者の渡航が六つかしいといふので苦力使用が許されて居たが、本年五月豐岡商業會議所を中心としての苦力使用廢止期成同盟會が設けられ苦力使用反對島民大會開かれ、七月には賃銀問題に基く苦力騷擾事件起り、多數苦力の收檻を見るに到つた。その他注目すべき事件は

▲和歌山縣における支那人理髮業の縣令撤廢運動、和歌山縣では縣令で支那人理髮人に按摩、マッサージ、耳掃除を禁止して居たが、その縣令撤廢運動。(九月) ▲東京府下荒川水道工事に支那人を勅令に違反して使用した事件。(十二月)









甲第一表(其二)工場鑛山勞働者數 (勞働統計實地調査) (大正十三年十月十日)

道府縣	工場數		勞働者數		鑛山數		勞働者數		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
北海道	一九五	二三、〇九六	一六、六三七	六、四五九	四	二六、七三三	二五、九七六	二、七九六	
青森	三八	二、七六九	一、八九三	八七七	二	一五七	一四二	一五	
岩手	二七	四、八四一	一、八四	三、〇一七	一〇	三、二七六	二、九三三	三三三	
宮城	三三	六、八三三	一、九五	四、九三七	二	四八九	四九	四〇	
秋田	四七	四、四二八	三、三三八	一、〇八〇	一五	一〇、二四一	八、七九一	一、四五〇	
山形	八七	一三、二二五	一、四二五	一〇、七九〇	六	六四八	五三〇	一三八	
福島	六三	一六、五七五	三、二二五	一三、〇〇〇	二六	一六、六九七	一三、七三三	三、九六四	
茨城	四二	九、四六九	三、一九二	六、二七七	九	九、二二〇	七、六四八	一、五八二	
栃木	六四	一〇、八四四	三、三六八	七、四七六	二	三、七三九	三、四四三	二九六	
群馬	一四八	二七、四六〇	五、五五五	二二、九三五	一	七三	六二	一一	
埼玉	一五五	二九、八八三	八、二九八	二一、五八五					
千葉	三三	七、四六七	四、八二〇	二、六四七					
東京	九五	一四七、二五〇	八九、六四一	五七、六〇九					
神奈川	一三四	四八、五七三	三五、四八八	一三、〇八七					
新潟	一六六	一一、三三五	四、七三八	六、五九七	三	四、三九九	三、八四九	四九〇	
富山	八九	八、六二五	二、九六六	五、六六九	一	七六	六	一四	
石川	一六三	一四、二四九	三、七〇三	一〇、五四六	二	一、二九九	一、一三三	一七六	
福井	一四三	一一、一〇九	二、六四三	八、四六七	一				

第一部甲統計表

山	梨	九、九三三	一、一四七	八、七八五	一	三九	一五	一四
長	野	八五、二〇一	九、五〇六	七五、六九五	二	四三	四〇〇	三五
岐	阜	二六、五八〇	五、九二六	二〇、六五四	二	二〇〇三	一、八一四	一九〇
靜	岡	三四、一二七	一三、七五五	二〇、三七三	三	一、二八一	一、一八〇	一〇一
愛	知	一〇一、五六一	三五、六九四	六五、八六七	五	六〇三	五七一	三
三	重	二八、一七四	七、三四三	二〇、八三一	一	一	一	一
滋	賀	一一、六三四	二、八〇七	八、八二七	一	一	一	一
京	都	三七、二五三	一七、七九三	一九、四六〇	一	一	一	一
大	阪	一八六、一三七	九七、〇七二	八九、〇六五	一	一	一	一
兵	庫	二一六、八三〇	五九、九八三	五六、八四七	五	一、三三五	一、二三九	一七六
奈	良	七、七四四	一、七三四	六、〇一〇	一	一	一	一
和	山	一九、五三四	六、三八四	一三、一四〇	四	六四	五二	一〇三
鳥	取	四、八六六	七八四	四、〇二二	一	三三	一九八	三五
鳥	根	三、四三三	八三三	二、六〇三	二	三三	一六一	六一
岡	山	二九、七四七	九、五三九	二〇、二〇八	四	一〇六八	八九七	一六一
廣	島	四六、〇三六	三三、二四五	三三、七八一	一	一	一	一
山	口	一三、三九九	九、〇七四	三、三三五	三	一一、四〇九	八、一四九	三、二五八
德	島	一〇、一六一	二、九〇七	七、二五五	四	九三九	七六〇	一七九
香	川	四、三六四	二、〇〇六	二、三五八	一	三七	三一一	二六
愛	媛	一九、七四九	四、八六五	一四、八八四	五	四、二九〇	四、〇一九	二七一
高	知	六、〇五七	二、〇〇一	四、〇六六	一	五七	四三〇	一〇七
福	岡	五九、九一六	四五、六八四	一四、三三三	六	一四六、三六三	一〇一、三三一	四三、一四三
佐	賀	四、九四九	二、五六〇	二、三八九	三	一八、八七三	一三、二一七	五、七五六
長	崎	三三、九〇七	二、三七七	四、五三〇	三	一七、二六七	一四、三六三	二、八八四

歌

熊本	五	一三、四四六	六、〇一九	七、四二七	一	二四三	一六九	七四
大分	二九	一〇、九九〇	二、七六六	八、二二四	四	二、〇三八	一、三九	四〇九
宮崎	九	三、八六八	九八八	二、八八〇	二	五五〇	四六八	八二
鹿児島	四六	八、一八一	一、七四三	六、四三八	七	一、三八二	一、一九二	一九〇
沖繩	九	四八〇	三三〇	一五〇	五	一、六四八	一、五七五	七三
總計	七、一三〇	一、三三六、二八九	六〇〇、六九九	七五、五九〇	三五	二九二、八三五	三三、二七二	七〇、六三三

備考 勞働統計實地調査の工場及鑛山の範圍次の如し

(一) 工場 工場法適用工場たると否とを問はず調査期日に於て原則としては三十人以上の勞働者を使用する工場に付き調査せり、但例外として (一)綿絲紡績業又は麻絲紡績業を營む工場に在りては三百人以上 (二)製絲業、絹絲紡績業、船舶車輛製造業、洋紙、藁紙、板紙類の製造業、燐寸製造業又は「セメント」製造業を營む工場に在りては百人以上 (三)毛撚絲業、眞綿製造業、麻眞田製造業、絲組物、紐、洋燈心類の製造業、活字製造業、漆器業、火藥「ダイナマイト」類の製造業、雷管導火線製造業、製油製蠟業、籠篋檜織傘骨、柳行李類の製造業又は藁莖麥稈眞田及經木眞田製造業を營む工場に在りては十五人以上の勞働者を使用する工場に付調査せり

(二) 鑛山 鑛業法及砂鑛法の適用を受くる事業場及附屬工場にして調査期日に於て五十人以上の勞働者を使用する鑛山に付調査す

甲第二表(其一)諸官廳直轄工場職工數 (大正十四年末日現在) (第四十五回統計年鑑に據る)

工場	職員	職工		其他使用人	
		男	女	男	女
内閣	二七一	一、五三〇	一、七〇六	三七	二
大藏省	一、四六八	八、六八八	二五、五三三	五二〇	一五
陸軍省	一、八六一	一三、八八三	三、四六六	一、六九五	二八八
計					
		三、三三六	三、三三六	三九	二七五
		一、九八三	一、九八三	六五	

海軍省	一、三三〇	四六、六四五	五七一	四七、二六六	一、〇六四	七七	一、一四一
農林省	一八	九三	三	一〇五	五四	二〇	六四
商工省	一、五九九	—	—	二二、二九二	—	—	四七
逓信省	三三	一七	九	一六	八	—	八
鐵道省	二、六一	一三、六五一	七四〇	一三、三九二	七四	五	八三五

甲第二表(其三)産業別(中分類)工場及勞働者數

(大正十三年勞働統計實地調査)

甲第二表(其三)寄宿舎ノ設アル工場數及寄宿職工數

(大正十三年末現在) (第九回工場監督年報に據る)

産業	工場數		勞働者		計	産業	工場數		職工數		計
	男	女	男	女			男	女			
窯業	四五一	四一、三三三	八、六三七	四九、九九〇	—	染織工場	六、〇六七	五九、三〇九	五〇三、五四四	五六三、八三三	—
金屬工業	三九三	六六、九五五	七、一三三	七四、〇八八	—	機械及器具工場	一、二八五	七、七四	一〇五	七、七三九	—
機械器具製造業	六八九	一九二、四四四	—	二〇二、九九六	—	化學工場	八七四	一三、一三三	二、一〇〇	一四、二三三	—
化學工業	四八一	三七、〇五〇	—	二一、一九一	—	飲食物工場	九四二	一八、三三三	八五四	一九、二四七	—
織維工業	三、二四二	一三八、一八〇	五九七、五三三	七三五、七二三	—	雜工場	五三九	五、〇四	二、二二八	七、二七三	—
紙工業	一九一	一九、二二七	八、五五五	二七、八二三	—	特別工場	二四	一八六	三	一八九	—
皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業	三七	二、五九二	—	三七	—	合計	九、七三一	二〇一、三三八	五〇八、八〇四	六二一、一四二	—
木竹に關する製造業	四三	二〇、五七七	—	四、四八	—	甲第三表(其一)鑛山種類別鑛山勞働者數	—	—	—	—	—
飲食料嗜好品製造業	四〇五	三一、二九七	—	三七、八六五	—	(大正十三年勞働統計實地調査)	—	—	—	—	—
被服身の廻り品製造業	二六四	一〇、五八四	—	一五、一八六	—	鑛山數	—	—	—	—	—
土木建築業	一三	六二七	—	七九	—	男	—	—	—	—	—
製版、印刷、製本業	三四	二五、八七〇	—	六、九一九	—	女	—	—	—	—	—
學藝娛樂裝飾品製造業	八三	五、六五九	—	二、五八〇	—	計	—	—	—	—	—
瓦斯、電氣及天然力利用に關する業	五	四、五八二	—	八九	—	金山	八九	三五、〇二	四、七〇〇	三九、七二	—
其他の工業	七三	四、七三三	—	三、二四	—	石炭山	三三	一七九、九六	六、一七	二四五、一三三	—
						石油山	一四	五、七三	五九五	六、三三八	—



大阪 鑛務署													東京 鑛務署										
計	福井	奈良	滋賀	富山	三重	京都	香川	廣島	鳥取	島根	和歌山	高知	石川	岡山	徳島	兵庫	愛媛	計	埼玉	長野	群馬	山梨	新潟
三、二一四	二七	三六	三八	六六	一〇一	一〇九	一	一七五	三〇三	三六〇	五〇八	五五五	八三三	一、〇七一	一、一〇六	二、一三三	四、八六六	三、〇八〇	二	三三	四一	一七五	八三
五五五	一	九	三〇	一	二四〇	三六	三	一	一	九	一九九	一	一	一四	一	三	一	六、三六七	六	三三	一	一〇五	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、九九九	一	七	一	一	三、九七四
四	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、六九九	一	三	二九八	一	六
一三、八六六	七	四	六	一三	三三	一三五	三	一七五	三〇三	三六九	七〇七	五五五	八三三	一、〇八五	一、一〇六	二、一六六	四、八六六	二四、二五五	六	三九	三三九	一七五	四、八九七

金屬山										福岡 鑛務署											
計	雜作夫	工作夫	機械夫	運搬夫	手摺子	支柱夫	採鑛夫	業態別	男	女	計	總計	沖繩	鹿兒島	熊本	山口	福岡	宮崎	長崎	佐賀	大分
一九、五三七	一、九五二	七〇	七〇〇	三、九六八	一、九六〇	一、七六〇	九、一三六	男	一、九六〇	七	四、八六六	五、六七五	六	一、六三九	三二	二四三	一三三	七九	一	一	二、八七六
九〇四	二九九	一	一	二五	二九〇	五	九、一三五	女	二九〇	七	七、三三〇	一〇	一、九五	一	一	一	一	一	一	一	三
一〇、四八一	二、二五〇	七〇	七〇〇	四、二一	二、二五〇	一、八二五	九、一四五	計	二、二五〇	一四	一一、六六〇	一、四七二	二、三五六	二	一	一	七	三	一	一	二、八九九

甲第三表(其四)業態別鑛夫數  
 (大正十四年六月末現在)  
 (大正十四年「本邦鑛業の趨勢」に據る)

第一部 甲 統計表

金屬山						其他非金屬山						石炭山								
機械夫	運搬夫	製鍊夫	選鑛夫	採鑛夫	業態別	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	手子	支柱夫	採鑛夫	計	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	後山	支柱夫	採炭夫
二,七四九	二,八三三	三,八六八	一,六六八	二七二	男	二,〇六〇	四	七	三六	一三三	五	一,四四二	一三,〇三〇	三,七五五	六,二二三	一〇,八四八	一九,九〇〇	一五,九四二	六九,八九九	三
二	三四	三八八	二,四四九	一	女	九五	一	一	一五	三四	一	二	四六,〇七三	二	五	三四五	四二,九三七	一五三	一六,〇九五	三
二,七五一	三,〇三六	四,二五六	四,〇八七	二二二	計	二,一五五	四	七	三三一	一四七	五	一,四四四	一八五,六九九	三,七二七	六,二二八	一一,一九三	六一,九三七	一六,〇四五	六九,九〇二	六
總計						總計						總計								
一六二,三四						二,〇六〇						一三,〇三〇								
四七,〇七一						九五						四六,〇七三								
二〇八,二九五						二,一五五						一八五,六九九								

2. 坑外鑛夫

其他非金屬山				石油山							石炭山												
運搬夫	製鍊夫	選鑛夫	採鑛夫	雜夫	容器製作夫	工作夫	機械夫	運搬夫	製油夫	汲油夫	鑿井夫	計	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	選炭夫	採炭夫	計	雜夫	試錘夫	工作夫	
三五二	二九二	一三六	一,〇三三	六,六九九	一,三三二	七五	九二五	五三〇	四	四三七	二,〇四二	一,三八五	四七,八六九	一四,五二八	九,〇三二	九,二六〇	一〇,八八三	四,〇八〇	一〇六	一九,四二九	六,〇七九	一九	一,九九三
二四	一	二〇八	一	六二	四四六	三八	四	一	八	二	八	三	一九,三三〇	五,七二七	七	四	七五九	三,七七一	七二	四,九九一	一,九二七	一	一,九九三
三五五	二九二	二三四	一,〇三三	七,三三〇	一,七五八	二二	九六八	五三〇	一二	四三九	二,一三三	一,三八八	六七,一九九	二〇,二二五	九,〇一九	九,二六四	一一,六三二	一六,八五一	一七八	二四,四二〇	八,〇〇六	一九	一,九九三



機械夫	一〇元	一〇元	計	二、八〇四	三、〇〇〇	五、八〇四
工作夫	八〇	八〇	計	七六、八二一	二五、二五〇	一〇二、〇七一
雜夫	八七四	一七五				

甲第四表(其一)國有鐵道從業員累年表 (第四十五回統計年鑑に據る)

年次	書記		技手	鐵道手	雇員		傭人		合計	
	男	女			男	女	男	女		
大正四年度末	四、六七二	三	二、一九〇	七八四	八〇八	七、八二六	二、九五六	一〇七、八六五	三、七六七	一一一、〇三三
大正五年度末	四、七〇一	三	二、二九三	八八三	八八六	七三、二八一	三、〇五五	一一〇、八六九	三、九四四	一二四、八三三
大正六年度末	四、八〇六	三	二、三三八	一、〇五一	一、〇六六	七八、六四七	三、六三五	一一〇、七三四	四、六九一	一二五、四二八
大正七年度末	五、一七六	三	二、四九一	一、四二〇	一、四二一	八六、一八四	四、一三〇	一二三、九四二	五、五六四	一二八、五〇六
大正八年度末	六、一三八	五	二、九三〇	一、四八〇	二、三四七	九五、七〇八	四、七九三	一二五、〇七〇	七、一四五	一三七、八八五
大正九年度末	七、九三九	九	四、〇二四	一、四〇六	三、二六〇	九四、八七六	四、六三六	一二五、七二三	七、八九五	一六五、六〇八
大正十年度末	七、九〇七	二〇	四、〇三九	一、三八〇	三、三〇八	九五、九二三	四、五七七	一二九、七〇八	七、八四五	一六七、五五三
大正十一年度末	八、九五四	二二	四、六三五	一、五五六	三、六〇〇	一〇三、〇三五	四、六九八	一二七、七三三	八、三〇九	一八〇、〇七三
大正十二年度末	九、五九六	二〇	四、九三三	一、五五六	三、七三〇	一〇四、九六三	四、八三四	一二九、二八三	八、五六八	一八七、八五一
大正十三年度末	一〇、〇四〇	二〇	五、一三三	一、六四一	三、八〇〇	一〇七、四七五	四、九七七	一三五、九二七	八、七四〇	一九四、六六七

備考 括弧内は女を示す。

甲第四表(其二)地方鐵道從業員累年表(全國)

(第四十五回統計年鑑に據る)

年次	重役	庶務係	建築及保線係、汽車係、運輸係	倉庫係	會計係	合計
大正五年度末						九三〇
大正六年度末						一、〇二四
大正七年度末						一、一五〇
大正八年度末						一、二八〇
大正九年度末						一、二七六
大正四年度末	八八三	一	八、七三三	一七四	九、八二〇	七四五
						一六、三八一
						五三三
						一八、八二四

年度末	電氣	蒸氣	瓦斯	馬力	人力	計	內國人	外國人	計
大正十年度末	一、三〇一								
大正十一年度末	一、四九九						二、二八九	二、三九八	
大正十二年度末	一、五八六						二、四四三	二、四九七	
大正十三年度末	一、七四一	一、〇〇〇		二、七九四	七七五	二、七三〇	二、八五三	二、五九六	二、五九六

甲第四表(其二)軌道運輸從業員數 (鐵道省調)

年度末	電氣	蒸氣	瓦斯	馬力	人力	計	內國人	外國人	計
大正十一年	二七、三三三	九〇八	三三六	五二四	四七三	二九、五二四	三、七六三	三、九五二	三、七二五
大正十二年	二七、六五四	八七一	一八三	五七六	五〇三	二九、七八七	三、四四一	四、四一九	三、四七〇
大正十三年	三一、一六〇	九〇一	三五五	五五五	四八六	三三、三〇七	三、七五、一七四	五、〇〇〇	三、七五、一七四

甲第四表(其四)船員累年表 (船員手帖受有者)

(第四十五回統計年鑑に據る)

年度末	計
大正十三年末	四一八、〇〇〇
大正十二年末	(概數)三九七、八四三
大正十一年末	—

甲第四表(其五)海技免狀受有者累年表 (內國人) (第四十五回統計年鑑に據る)

年次	甲種船長	甲種一二等運轉手	乙種船長	乙種一二等運轉手	丙種船長	丙種運轉手	機關長	一、二、三等機關士	計
大正四年度末	一、三三四	二、二八四	七九六	五、二五五	九七	二、八〇〇	一、一七七	八、〇七二	三、七六六
大正五年度末	一、五〇四	二、四四四	八六四	五、四六六	一〇三	一、三、八四六	一、二五五	八、五二四	三、三九六
大正六年度末	一、七〇七	二、四九三	九六五	五、七八四	一四四	一、五、一五九	一、三三二	八、九四三	三、六、五四六
大正七年度末	一、七九六	二、五八六	一、〇一〇	五、九二五	一六六	一、六、三三八	一、四四二	九、六八〇	三、八、八八二
大正八年度末	一、九四七	二、六八二	一、一四四	六、三三〇	一七七	一、六、六五七	一、五五〇	一〇、六〇六	四、一、〇四三
大正九年度末	二、一七五	二、七八四	一、三〇七	六、六六六	二二六	一、六、九三三	一、六七〇	一一、六三六	四、三、三九六
大正十年度末	二、四〇六	二、九五一	一、四三七	六、八四一	三三二	一、七、五〇〇	一、七七九	一二、三三〇	四、五、七七五
大正十一年末	二、五三〇	三、〇三三	一、四九〇	七、〇三三	三三六	一、八、〇〇八	一、八四六	一三、四三三	四、七、六二八
大正十二年末	?	?	?	?	?	?	?	?	?

大正十三年末 二,八七七 三,六七七 一,六六六 七,九六八 二二〇 一九,三七七 一,九九一 一六,六三八 五四,三四

甲第四表(其六)汽帆船航路乘組員數 (大正十三年末現在) (日本船員統計に據る)

航路	汽船				帆船				總計
	甲板部	機關部	事務部	計	甲板部	機關部	事務部	計	
遠洋航路	八,八七	一一,四四	六,三三	二六,六〇	三	一九	二	五	二六,六八
近海航路	七,九六	八,七九	四,四〇	二二,一九	三,三六	一,三七	五	四,六九	二五,七六
沿海航路	二,四八	二,三八	九三	五,六七	六,九七	一,二二	一〇六	八,一九	一三,八七〇
計	一九,二七	三,五三	一,六七	五,三九	二〇,三七	二,三七	一四	三,八九	六六,二九

甲第四表(其七)郵便電信電話局從業員累年表 (雇員以下) (第四十五回統計年鑑に據る)

年度末	雇員				備人				總計
	通信事務員	電話交換手	其他	計	遞送人	集配人	其他	計	
大正四年度末	二六,五三	九,三六	三〇	三六	七,三四	二八,五九	三,五五	三五	七五,三三
大正五年度末	二七,四〇	九,七八	四一	三六	七,七一	二八,四〇	三,四九	三五	七六,二六
大正六年度末	二八,六三	一〇,六三	四四	四三	七,二七	二八,七〇	三,五九	四五	七八,六八
大正七年度末	三〇,六三	一三,一八	四六	四九	七,〇八	三〇,五三	四,〇六	四五	八五,五三
大正八年度末	三三,一三〇	一三,二八	五〇	五三	七,〇三	三二,七五	四,二五	五五	九二,四九
大正九年度末	三七,九一九	一五,一〇〇	五五	五九	六,七九	三六,四三	五,七八	六〇	一〇二,一〇
大正十年度末	四一,三三〇	一六,九三三	五五	六三	六,九三	三八,六三	六,四九	六三	一一〇,三九
大正十一年度末	四二,四二一	一八,四二〇	四〇	六三	六,四九	三九,六〇	六,六六	六三	一二三,六五
大正十二年度末	四二,三三七	一六,〇五八	三三	五五	六,三七	四〇,三〇	六,六七	五五	一二三,九四
大正十三年度末	四二,九四九	一六,八九一	三六	五五	五,九八	四一,一七八	六,五八	五五	一二三,六〇

甲第四表(其八)諸車數累年表 (第四十五回統計年鑑に據る)

年次	馬車		牛車	荷車	自働車		人力車	自轉車	
	乗用	積荷用			乗用	積荷用		自働	通常
大正五年度末	八、九七六	一九五、〇六八	三三、五六六	一、八八〇、三〇九	一、二八四	三三	一一三、六八七	八〇九	八六七、〇九九
大正六年度末	八、六九四	二〇八、八八〇	三五、三六一	一、九三六、四〇六	二、七七七	四二	一一三、二七四	一、〇五七	一、〇七三、三八七
大正七年度末	七、三二一	二三四、二九六	三九、一〇九	二、〇〇二、三〇四	三、六六五	二〇四	一一三、九二四	一、四〇三	一、二七、五〇四
大正八年度末	六、八二七	二四四、八〇五	四〇、五八七	二、〇八四、八六五	五、一〇九	四四四	一一〇、五四一	二、四三三	一、六二一、八九七
大正九年度末	六、一七六	二五二、七四七	四四、四四五	二、一四三、三九七	七、〇三三	八八九	一一〇、四〇五	二、四七八	二、〇五一、一〇四
大正十年度末	五、八二七	二六九、三七八	五二、一六六	二、二〇三、四〇六	八、二六五	一、三八三	一〇六、八六一	三、四三三	二、三九、〇八九
大正十一年度末	五、四六三	二八五、二〇六	五五、三三一	二、二九、三七四	九、九九二	二、〇九九	一〇〇、五一一	四、五九一	二、八二三、四七八
大正十二年度末	四、九三二	二八八、八〇八	六三、四四九	二、一八五、三四五	一一、六七九	三、〇五六	八九、一四九	五、七九〇	三、二〇八、四〇六
大正十三年度末	四、三五九	二九二、二三三	六九、一六三	二、二七八、六〇〇	一四、八〇九	五、七七八	八五、四三四	八、九六六	三、六七五、三五九
大正十四年度末	三、九〇五	三〇六、〇三八	六六、三〇八	二、二八六、七五五	一八、五五五	七、八八四	七九、八三三	一一、三七八	四、〇七〇、六二四

甲第五表(其一)年齢配偶關係別勞働者數 (大正十三年勞働統計實地調査)

年齢別	總數		主要なる職業に就て中分類											
	有配偶	無配偶	農業	金屬工業	機械器具製造業	化學工業	纖維工業	飲食料品諸 好品製造業	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶
一二歳未満	一	一九九	二六	一	五	一	一	一	八〇	一	一	一	一	二
一三歳	一	一〇一五	九	一	八	一	一	一	一〇一	一	一	一	一	八
一四歳	二六	七、五四八	一、二七九	二	三二〇	三	一	一	三六九	九	二、五四一	一	一	一九五
一五歳	五九	八二、七〇二	四九四	一	一七八	一	四	一、七〇一	四二	七、三三九	三	三、二五六	一	三
一六歳	一三八	一三〇、三八一	三、二八〇	一六	一、七六六	二二	六、七三三	五	一、二二九	三	九、六六八	二二	一、一三四	二
一七歳	四二二	一五五、七〇八	八七九	八	四八〇	二〇	一、二一八	五	二、四八三	二四九	一三六、六八三	三八	七、六四三	三

一六一一七歲	男	四七一	四、八八八	六三	三、七五五	六三	三、三九五	八〇二	一、三三三	四三	二、二七六	一三三	一四、四八四	三四	二、三二一
女	二、九三二	一三八、九二七	八一	七三〇	六四	五四八	八四	一、三三〇	二五九	二、一八三	一、六〇三	一、三二一	三、七九	四一九	六、九八七
一八一一九歲	男	二、六七五	四七、三三六	三三〇	三、三三五	二六三	四、三三八	三九三	一、〇七一	一四八	二、六六六	一、〇五五	一四、二四六	三〇七	二、六五七
女	八、五二七	八九、二四三	二五四	四二七	三三〇	三五〇	二八三	八六一	七二八	一、二七〇	五、〇六六	七八、六六七	八五四	四、〇七一	四、〇七一
二〇一二四歲	男	三六、八二八	八六、一四七	二、二四七	五、五七二	六、一五	七、三三三	九、九二七	二、四、六六一	二、〇三二	五、五四四	九、四八四	二、四、四五七	一、八三六	四、九六〇
女	三五、九四〇	八五、五六二	一、〇三二	四〇六	九九七	三七七	一、三三四	八九二	二、六七三	一、一八八	三、七二〇	七、六、六三二	三、一、五六	三、二〇一	三、二〇一
二五一二九歲	男	七七、五三五	二八、五六三	四、五二九	一、九七〇	一〇、〇五一	三、五七六	二、七、三八四	七、六六〇	四、七五四	一、九九一	一、五、五八七	七、二〇一	四、〇一七	一、六五八
女	三五、八三四	一五、六二七	八五八	九五	九二七	一二三	一、〇五五	三、三五	一、九三三	四、六六	四、六六	一、三、三〇六	二、一、二二	七、六	七、六
三〇一三四歲	男	七二、四四三	八、四七五	四、二八	六八七	九、九六二	一、二、二八	二、八、〇四一	二、〇五三	四、六三一	五、六〇一	一、四、三三	二、三、三九	三、四、九七	四、二
女	一五、九三三	六、五三三	六九七	八八	七八	八六	八八五	一七三	一、三七八	一九二	八、八五五	五、二八	一、二、五三	四、六	四、六
三五一三九歲	男	五四、八七五	四、二九九	三、〇八一	三、〇二二	七、〇〇六	五、九四	三、六八五	一、一七三	三、五二六	三、三九	八、〇四七	九〇〇	二、八二	二、七
女	二二、二六九	五、四八九	六五九	一〇二	五五六	一〇五	八三七	三三七	一、〇九二	二、四	六、四三〇	三、九、五八	九一九	三、三三	三、三三
四〇一四四歲	男	四一、二〇七	三、四〇三	二、四二六	二、七四	四、八二五	四、二	一、七、六四九	九八八	二、六四二	二、四五	五、七九五	八〇〇	二、一、五八	一、六六
女	九、一七四	五、二二八	五二九	一六七	四四七	一三七	七四五	二六二	八七三	二、六四二	二、八〇	四、五七四	三、五、二四	七二	三、〇五
四五一四九歲	男	二六、七三三	二、五三三	一、七三一	一九五	二、八三八	三、三	一〇、八九三	七三〇	一、九二五	一九四	四、〇〇九	五、七七	一、四、二七	二、五
女	六、三七九	四、三三五	四〇四	一六五	三三〇	一五二	四三二	二五二	六四七	二、六六	三、一、六一	二、七、六〇	四、六三	二、八一	二、八一
五〇一五四歲	男	一〇、八三七	一、六六二	九〇四	一六三	一、三四八	二、八	三、一、六六	三三二	八四四	一、三八	二、〇、五三	四〇九	六三〇	九七
女	三、〇三三	二、八九九	一九三	一九	一〇九	七九	一四八	九七	三三四	三三	三二	一、五七七	一、七八九	二〇八	一、五八
五五一五九歲	男	四、八三三	一、〇四九	四七一	一二三	四九二	一、三二	一、〇、七	一、七五	三五七	九六	一、〇八九	二、七七	二、八七	五、六
女	一、三五五	一、八八二	九一	六七	三五	三六	四九	五九	一四二	一四三	一、四三	六八五	一、二、三〇	七三	九四
六〇一六四歲	男	一、六二〇	五二四	一八四	六〇	一六七	四六	三〇四	八八	一六八	四二	三七	一、三、九	九四	二、四
女	四〇七	八一九	一九	二七	一三	一四	一五	一八	五五	八六	二、三四	二、三四	五、三三	二〇	二、六
六五—六九歲	男	六四三	二四二	八二	二九	五五	二五	一、三	三六	六九	二六	一、五八	七三	四〇	一〇
女	二二五	四四四	五	二〇	二	五	三	六	三	五	二	二、二	三〇三	九	三

總數	七〇歲以上		十六歲未滿		十六歲以上	
	男	女	男	女	男	女
男	一八二	四一	一〇八	二四	一七	一四
女	二〇九	一	六	一	一	一
合計	三九一	四二	一一四	二五	一八	一五
年齡及配偶關係不詳	男	二,四七	六	一	一	一
女	六,六三	二元	二元	二元	二元	二元

甲第五表(其二)工場法適用工場職工年齡別數 (大正十三年末現在 大正十三年工場監督年報に據る)

工場種別	男			女			合計
	十四歲未滿	十五歲未滿	十六歲未滿	十四歲未滿	十五歲未滿	十六歲未滿	
染織工場	九四三	四,三二	八,四九七	一五七,一四一	一七〇,八〇一	三二七,九四二	九〇七,〇〇一
機械器具工場	三七六	一,〇七	三,二四六	一八〇,二七五	一八五,二〇四	三六五,四七九	三〇〇,七〇〇
化學工場	一,〇九	一,八四	三,三五五	一〇五,三〇〇	一一,五八	一一六,八八	一五九,七五六
飲食物工場	三五	一七	四九八	四,三三七	四,二四	八,六〇一	五九,三七四
雜工場	六四	一七四	三,二六一	七八,一五六	八三,八〇四	一六二,〇〇〇	一五,一三〇
特別工場	—	一七	五	八,七七一	八,八四	一七,六一	九,一三〇
合計	三,〇七	九,二七	一八,九二四	五七三,二二三	六〇四,四六六	一一七七,六八九	一,四四四,三三七
危險工場	八五	一,六〇	三,三七五	一一三,三五七	一一九,二三八	二三二,六〇五	一五九,八六〇
官設工場	一七	七五	二,〇一九	一〇七,七七七	一一〇,六九二	二一八,四六九	一四七,三三六

甲第五表(其三)職工五人以上使用工場種別ニ依ル職工年齡別 (大正十三年末現在 大正十三年工場統計表に據る)

工場種別	十六歲未滿			十六歲以上			合計
	男	女	計	男	女	計	
紡織工業	一三,七九四	一九四,九七七	二〇八,七七一	一六二,五六九	五六四,七五三	七二七,三二八	九三六,〇九三

金屬工業	二、一九六	七八四	二、九八〇	八四、六三三	八、〇三三	九三、六八四	九五、六六四
機械器具工業	七、九五五	一、二〇八	九、一〇三	三七、一五三	一〇、三六三	三三、五二六	三六、六二九
窯業	四、六三三	一、二七五	五、八三八	五二、〇三三	一〇、八四九	六三、〇三三	六七、八九〇
化學工業	二、三五八	五、六四三	八、〇〇〇	六八、六九二	三四、八三八	一〇三、五三〇	一一、五三〇
製材木製品工業	二、二七七	四七九	二、七五六	四一、七九二	五、六四八	四七、四四〇	五〇、一九六
印刷製本業	四、三三三	一、九二五	六、二四八	三五、五四九	六、一三三	四一、七三二	四七、九六〇
食料品工業	二、七七七	九、二七六	二、〇三三	二六、五六六	四〇、六三三	一五七、二〇一	一六九、二四四
瓦斯電氣業	二元	—	二元	六、三五四	七七	六、四三二	六、四六〇
其他の工業	三、〇六八	五、五四一	八、五七九	三三、八四三	二七、五七〇	六〇、四三三	六八、九三二
合計	四三、四一〇	三三〇、九〇二	二六四、三七七	八六、三七三	七〇八、九二八	一、五五五、三〇一	一、七八九、六二八

甲第六表 鑛夫年齢及配偶關係別勞働者數

年齢	金屬鑛山		石炭鑛山		石油鑛山		其他鑛山	
	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶
一二歳未滿	—	—	—	—	—	—	—	—
一二—一三歳	—	—	—	—	—	—	—	—
一四—一五歳	八	三三	二二	三〇	一〇	—	—	—
一六—一七歳	二八	八二	二四〇	二五二	二七	三三	—	—
一八—一九歳	一四五	一四一	一六〇	二、〇七七	二元	—	—	—
二〇—二四歳	二、〇六八	三、〇四四	一六六	九、九六九	八四	四八	—	—
二五—二九歳	四、三八四	九五八	六九	九、八七八	六六	二四	—	—
三〇—三四歳	四、八二二	五九	八三	二〇、九四五	三二	四〇	—	—
三五—三九歳	四、四三三	五〇二	二六	一八、一八三	五五	二二	—	—
四〇—四四歳	三、五六四	四〇三	一三四	一六、六九八	四六	二一	—	—

四五一四九歲	二、四六六	二、三三三	一、三三三	三、〇三三	三、〇三三	二、〇三三	六三三	三、三三三	二、五	四	八	一	二	一	二	一	二	一	二	一
五〇一五四歲	一、二四八	八九	一、二七八	六〇、〇〇〇	九七四	一、三三三	三〇九	一〇六	八	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三
五五一五九歲	五九	二六	一、二〇〇	七二、七二六	三三三	六〇〇	一〇九	四	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六〇一六四歲	一、六〇〇	三	五	一、八〇三	四二	一、六〇〇	三〇	九	一	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
六五—六九歲	五	一	一、六	二、八	八	九	一、四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇歲以上	二	一	一	一、四	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
年齡及配偶關係不詳	一、三	一、四	一	九、五	一、八	一	三〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

甲第七表 職業紹介所求職者教育程度調

（大正十四年中央及各地方職業紹介事務局年報に據る）

教育程度	東京		大阪		名古屋		中央								
	男	女	男	女	男	女	男	女							
高等學校專門學校同程度學校卒業以上	一、三七七	四一	一、四一八	一、〇一九	三四	一、〇三三	一三三	四	一、二六	二、四七八	七九	一、五五	五、六〇九	九、一〇八	四〇、〇〇〇
同上學校中途退學	三、七二七	二二七	三、八四四	一、七七〇	三三	一、七九三	一六〇	五	一、九五	五、六〇九	一、五五	五、六〇九	九、一〇八	四〇、〇〇〇	
中學校高等	一八、九三〇	四、四六〇	二二、三八〇	二一、一七〇	四、三八四	一五、五五四	一、〇一一	三四〇	一、三五二	三〇、八九二	九、一〇八	一、七二	三〇、八九二	九、一〇八	四〇、〇〇〇
女學校卒業	一八、九三〇	四、四六〇	二二、三八〇	二一、一七〇	四、三八四	一五、五五四	一、〇一一	三四〇	一、三五二	三〇、八九二	九、一〇八	一、七二	三〇、八九二	九、一〇八	四〇、〇〇〇
同上學校中途退學	三、七二七	二二七	三、八四四	一、七七〇	三三	一、七九三	一六〇	五	一、九五	五、六〇九	一、五五	五、六〇九	九、一〇八	四〇、〇〇〇	
同上學校中途退學	三、七二七	二二七	三、八四四	一、七七〇	三三	一、七九三	一六〇	五	一、九五	五、六〇九	一、五五	五、六〇九	九、一〇八	四〇、〇〇〇	
中學程度學校卒業	一九、二八五	二、〇四九	二二、三四四	一九、七五七	一、四九六	二二、二五三	一、九二四	一三五	二、〇九九	五、九九三	三、五八四	三、五八四	五、九九三	三、五八四	五、九九三
同上學校中途退學	一六、五五〇	一、〇二七	一七、五七七	一三、五〇七	二、一六二	一四、六六九	一、一四八	一六二	一、三〇九	三、三六〇	四、三四四	四、三四四	三、三六〇	四、三四四	三、三六〇
高等小學校	一三、一五九	一〇、四〇八	一四、五六七	一四、八、五八八	一三、五七五	一六、一六三	一七、二三三	一、一二三	一八、三四五	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇	二、九五〇
同上學校中途退學	一七、二三五	一、五三二	一八、六八七	一六、七九一	一、九四七	一八、七三六	二、五七一	二八一	二、八五二	三、五八七	三、七四八	三、七四八	三、五八七	三、七四八	三、五八七
尋常小學校	二二、一四二	二、三八二	二四、五三三	二〇、七、三九五	一、五、三三四	二二、七三九	一、四、六〇三	一、五九九	一六、二〇二	二、三〇、八三九	二、八、九四九	二、八、九四九	二、三〇、八三九	二、八、九四九	二、三〇、八三九
同上學校中途退學	三、〇一五	三、五六一	二五、五七六	二七、八九〇	四、三三六	三三、二二六	三、四三四	三八一	三、八二五	五、三、五二〇	八、二〇一	八、二〇一	五、三、五二〇	八、二〇一	六〇、七七一
多少文字を解する者	三、六四三	一、三六九	五、〇三二	五、六二六	一、七〇九	七、三三五	五九六	一三四	七三〇	九、七七七	三、一八〇	三、一八〇	九、七七七	三、一八〇	三、一八〇
文字を解せざる者	一、二九八	一、九八四	三、二八二	六、八二五	三、〇六六	九、八九一	六九六	三〇九	一、〇〇五	八、六二七	五、三〇五	五、三〇五	八、六二七	五、三〇五	一三、九三三



計

三八一、〇三八 四〇、九四五 四二、九七三 三〇〇、六四〇 四七、七三八 四二八、三七八 四四、三三六 四、五二〇 四八、八五三 七六五、七〇三 九二、一八八 八七七、八九〇

甲第八表(其一) 工場勞働者異動月表 (社會局職業課調)

解雇

雇入

月末現在

大正十五年	解雇			雇入			月末現在					
	工場數	男	女	工場數	男	女	工場數	男	女			
一月	七、〇六六	三三、五七六	五二、〇五五	七四、六三二	八、〇九二	二七、八〇七	六四、〇三八	九一、八四五	二八、一八五	七六二、一七五	七八〇、二九一	一、五四二、四六六
二月	七、二一九	三三、四四二	三九、四九一	六二、九三三	七、九五八	二四、〇三九	一一四、九九三	一三九、〇三三	二七、二一九	七六八、九六六	八四九、八三二	一、六二八、七八七
三月	七、四九四	二六、一九〇	三六、四二一	三二、六〇一	八、一九〇	二五、四八八	六八、七三五	九四、一七三	二七、九七一	七四四、五三三	八八七、二五五	一、六六一、七六八
四月	七、六九八	二五、三三九	三六、〇五二	六一、三九〇	七、七二九	二三、五三二	六一、八〇五	八五、三三七	二八、〇四〇	七七九、〇一〇	九二二、九九三	一、六九二、〇三三
五月	七、九二四	二五、一六一	四六、三三三	七一、四九三	七、一七三	二四、一三三	三五、六五七	五九、七八〇	二八、一三三	七六九、七三二	九〇三、四四三	一、六七三、一六四
六月	七、七五〇	二三、九四二	三六、八六〇	六〇、八三三	七、四〇一	二四、一五九	四二、〇七三	六五、三三二	二八、〇三二	七八〇、九七一	九〇一、〇三六	一、六八一、九九七
七月	七、四九七	二三、八〇〇	三五、六三八	五八、四三八	一四、九四四	六五、一三三	三三、〇九二	二八、二〇五	三八、〇八八	八二五、〇五七	九四三、六九二	一、七六八、七四九
八月	九、三三三	二六、四八七	四一、五四九	六八、〇三六	一三、〇五四	四四、六二四	四六、六五一	九一、二六五	四〇、九六八	八四七、四五四	九四八、九三三	一、七九六、三三七
九月	九、一五七	二三、七六一	三七、六九五	六一、四七七	一一、〇六五	三三、八八二	四九、四九〇	八三、三七二	三八、四〇一	八三六、七七七	九四五、八五二	一、七八二、五七九
十月	三、四三三	一三、三四〇	二五、九八八	三九、三三八	二二、三六四	一四、二五二	二八、五六七	四三、八一九	八、七九五	五〇六、八七〇	八〇四、六六八	一、三六五、五三八
十一月	三、四八六	一三、三七三	三〇、七二八	四四、一〇一	三、三〇三	一四、六八八	二七、四九〇	四二、一七八	八、七九九	五四七、二一六	八〇一、三三二	一、三四八、四四七
十二月	四、〇〇七	二〇、八三五	一七、一五九	一七七、九九四	三、〇七八	一七、二五七	三三、六四四	四〇、九〇一	八、八三〇	五五五、五八二	六四四、九九四	一、二八〇、五七六
計	八一、八四六	二六七、二四七	五七四、八五六	八四二、二〇四	一三三、三三二	三三八、八九四	六二五、二三四	九六四、二二八	三二一、三四二	八、七八八、一九二	一〇、三四二、二六九	一九、一三三、四六一

甲第八表(其二) 業務ノ廢止休止又ハ新設復舊ニ依ル職工解雇雇入數 (社會局職業課調)

業務廢止又は休止

業務新設又は復舊

大正十五年	解雇職工數		雇入職工數	
	男	女	男	女
一月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
二月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
三月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
四月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
五月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
六月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
七月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
八月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
九月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
十月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
十一月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
十二月	一、六四六	五、八三四	二、六八一	三、一八五
計	二〇、八三四	七、四八〇	二、六八一	三、一八五

月平均	計	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月
二、二七五	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八
一、四〇九	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八	二、四八八
四、一九四	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三
二、二四八	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七	一、七〇七
六、八五九	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇	五、一六〇
九、一〇七	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六	三、二一六
二、二八八	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九
六、八五九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九
九、一〇七	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八

甲第八表(其三) 工場労働者解雇者歸趨調 (社會局職業課調)

大正十五年	同種工業 に轉職せ るもの	地種工業 に轉職せ るもの	歸農せる 者	其他に轉 職せるも の	未從業者	不詳	計
一月	一六、八五五	八、八五五	一九、二六四	九、九〇六	九、四三六	一〇、三三七	七四、六三二
二月	一四、九六〇	七、五三七	一八、二二六	七、七五五	四、三三三	九、〇六三	六一、九三三
三月	一七、〇九九	八、一〇四	一八、〇三二	六、三八七	三、五九八	九、七〇〇	六二、六〇一
四月	一四、一六一	七、八三三	一八、八七四	六、九二一	三、三七一	一〇、二四〇	六一、三九〇
五月	一四、六四二	八、三〇五	二六、一〇七	七、三〇七	三、四一九	一一、七四四	七一、四九三
六月	一四、六〇五	八、七〇七	一七、六九〇	七、一七〇	三、七七四	八、八五六	六〇、八〇三
大正十五年 上半期計	九三、三三二	四九、三三九	一二八、二四三	四五、四五六	二七、九二二	五九、五七〇	三九三、八五〇

月平均	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	大正十五年 下半年計	月平均
一五、三六七	一四、二二二	一七、二〇三	一八、〇五七	一〇、一〇一	一一、四八四	一三、二二四	八三、二七一	一三、八七九
八、二二三	八、八五六	九、九三三	九、六七三	五、三三四	五、九〇四	六、七六六	四六、四六五	七、七四四
一九、七〇七	一三、一三六	一七、四二六	一四、八一九	一一、九七一	一三、六五二	八五、九七〇	一五五、九五四	二五、九九二
七、五七六	六、二七三	七、六九三	六、六二七	四、三八八	五、六六〇	二五、九三三	五六、五六三	九、四二七
四、六五四	三、三五四	三、九八七	四、二七八	一、八八九	二、一四二	三八、四一八	五四、三六八	九、〇六一
九、九二八	一三、三七七	一一、八〇五	八、〇二三	五、六四五	六、二五九	八、六九四	五二、七三三	八、七八九
六五、四七五	五八、四三六	六八、〇三六	六一、四五七	三九、三三八	四四、一〇一	一七七、九九四	四四九、三五四	七四、八九二

甲第九表(其一)大正十五年中鑛夫各月異動表 (社會局職業課調)

月次	種 別		解 雇		雇 入		月 末 現 在	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一 月	三三〇	四、五七七	一七、二六五	一七、二六五	三三五	一三、二二二	三、九三九	一六、一七〇
二 月	三四〇	四、一〇九	一五、八〇三	一五、八〇三	三三三	九、八二八	三、三三八	五七六
三 月	三四四	五、三三五	二二、四九四	二二、四九四	三三六	一三、二六〇	四、九九六	四九八
四 月	三四八	四、八三四	二〇、〇二五	二〇、〇二五	三三三	一三、九三四	四、八一九	四九九
五 月	三四七	四、七〇二	一九、三九三	一九、三九三	三三九	一三、二八六	四、四〇七	五〇五
六 月	三四二	四、八三〇	一九、〇五五	一九、〇五五	三四四	一一、七四九	四、一七九	五一二
七 月	三四三	四、八六六	一七、八九七	一七、八九七	三四三	一三、八七九	四、二二三	五〇四
八 月	三四七	四、〇三四	一六、六四九	一六、六四九	三四五	一一、三六一	三、三三五	五〇八
九 月	三四三	五、一四七	一九、九二二	一九、九二二	三四〇	一五、一五七	四、七九一	五一五
十 月	二七九	四、三三〇	一七、〇八二	一七、〇八二	二六〇	一三、九六四	三、九四一	三四四
十 一 月	二六四	三、八五四	一五、六三三	一五、六三三	二四九	一四、五四三	四、五七六	三〇八

十二月	三、八二一	三、七四四	三、三三二	三、一四六	二、五七	一、三、三六四	三、五八八	一、六、八二三	三、〇九	二、七、九七一	三、一、七三	二、八二、一四四
十一月	三、八二一	三、五〇二	三、九〇〇	二、三、四〇二	三、六三二	一、五、四三六	五、〇七三	二、〇四、五二八	五、五、四六二	二、三、三、九九八	七、八、五、六八五	三、四、一、八、六八四
平均	三、九一三	三、二七五	四、四九二	一、七、七三二	三、〇五	一、三、八七一	四、一、七三三	一、七、〇三三	四、三	二、七、七五〇	六、五、四、四	二、八、四、八九〇

甲第九表(其二)業務廢止休止又ハ新設復舊ニ依ル鑛夫解雇雇入數 (社會局職業課調)

大正十五年	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	九月マデノ計	業務廢止又は休止		業務新設又は復舊	
											鑛山數	解雇數	鑛山數	雇入數
男	一	三	三	二	三	一	七	一	二	二	一	三	二	三
女	一	三	三	二	三	一	七	一	二	二	一	三	二	三
計	二	六	六	四	六	二	一四	二	四	四	二	四	四	六

甲第九表(其三)大正十五年中鑛夫解雇者各月歸趨調 (社會局職業課調)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
同種鑛山に轉職	七、二七	六、七五	八、三六	七、九五	七、九七	八、〇六	八、三六	七、五九	八、九二	七、二四	六、九二	五、八八	九〇、九〇三
他種鑛山に轉職	二〇三	一八	二〇一	三六	一九	九二	一四〇	一五	一九	一八九	二八	二八	二、一〇六
歸農	二、四六	二、五三	三、三三	三、七九	三、五二	二、四六	二、三九	二、七八	二、八四	二、八三	二、〇八	一、六四	三、三、二四八
其他に轉職	一、二八〇	一、二三〇	一、五七〇	一、七九〇	一、三四六	一、三〇四	一、三三九	一、二三五	一、五〇五	一、五三三	一、〇八七	九八二	一五、九九〇

未從業	一、二七	九六	二、一九九	一、〇二七	九二七	八六四	九五三	八六三	一、一三二	一、〇〇一	八八九	八七七	一三、七八四
不詳	五、〇八二	四、六七八	五、七四七	五、五六九	五、八四三	六、二五九	四、七三三	四、六八七	五、三三三	四、四二四	四、三八九	三、六二八	六〇、三九二
計	一七、三四	一六、二七九	二、三四七	二〇、三六六	二〇、〇四一	一九、〇三三	一七、八八五	一六、七七五	一九、八八一	一七、〇七三	一五、六四三	一三、二七	二四、四三三

甲第十表(其一) 調査地域別失業者及有業者及失業率 (大正十四年十月一日) (失業統計調査)

調査地域	給料生活者			勞働者			日傭勞働者		
	總數	失業者	失業率	總數	失業者	失業率	總數	失業者	失業率
總數	六二五、三三一	一九、三九六	三・一五	四六、二七八	一、四八七	三・二〇	三九、九三八	一、六六	四・一六
市 (町)	四六八、一七四	一三、六四四	二・九一	三四、〇四三	一、二二	二・九二	二八、四八六	一、三三	四・六八
其附近	一四七、一五七	五、七五二	三・九一	一二、二三三	三、六五	三・二四	一、四四三	五、四五	三・八四
札幌市及其附近	一〇、七三三	四九一	四・五八	一四、七六二	三三三	二・二三	三、二一六	一三七	四・四〇
東京市及其附近	二四三、四三四	七、九〇四	三・二五	四九四、七八八	一四、三三三	二・八九	八三、六三三	一、六八〇	二・〇〇
京都市及其附近	三四、八二六	六四八	一・八六	九〇、九二九	一、〇九九	一・二二	八、四三二	一、二九一	一五・三五
大阪市及其附近	二九、二〇三	三、五五九	二・七五	三四、四八一	一〇、六二九	三・〇九	三三、五二八	四、二〇四	一二・三九
堺市及其附近	五、六七四	一五四	二・七一	二二、九二一	四六九	二・一四	一、四八二	二四六	一六・六〇
横濱市及其附近	二四、八二二	一、〇八二	四・三六	六〇、二二九	四、五五	七・五一	一一、六三七	三、四四七	二九・六五
横須賀市及其附近	三、七六五	一四四	三・八二	一六、九〇三	七三三	四・二八	二、七八八	八九一	三・九六
神戸市及其附近	四三、三三一	一、五八六	三・六六	一〇二、八三三	三、四〇三	三・三二	一一、五九三	三、二七	二八・九七
尼崎市及其附近	三、三六三	一〇八	三・二二	二二、一五〇	四七七	二・二六	一、二六四	一八四	一四・五六
長崎市及其附近	九、三四四	四〇八	四・四二	二四、五二七	一、四二七	五・七八	四、〇四六	九三七	三三・一六
佐世保市及其附近	三、七四七	二二七	五・九九	一四、五〇三	七九四	五・四七	二、一五七	六四一	二九・七三
名古屋市及其附近	三五、六七四	六八四	一・九二	一〇九、二四三	一、六七七	一・五八	一一、七五八	二、六〇二	二二・三三
濱松市及其附近	四、三七〇	一一〇	二・五二	一六、五五〇	一六五	一・〇〇	一、六三五	九二	五・六三
仙臺市及其附近	九、一六八	三九一	四・二六	二二、〇六九	二八五	二・三六	三、七八四	七五八	二〇・〇三

金澤市及其附近	七、七三	三六	七、五七	二、九一	一四、六二〇	一七四	一四、四六	一、一九	二、七〇	八二	二、六八	二、九六
岡山市及其附近	七、〇八	三〇	六、八八	三、一三	一五、三六〇	三七六	一四、八八	二、四六	一、九三	七九〇	一、一三	四、四五
廣島市及其附近	三、一五	四七	二、六八	三、九四	二、三三三	一、一三六	三、一九六	四、八三	四、四五	五九四	三、八二	一、三五
吳市及其附近	四、三六	二七	四、〇一	五、〇八	二七、八〇八	一、四七八	二六、三三〇	五、三三	二、四七	六三〇	一、八〇七	二、五八
和歌山市及其附近	五、一六	一四〇	四、九七六	二、七四	二、二四六	三、三三	三、八八三	一、五	二、一七五	二三八	一、九七	一〇、九四
門司市	五、八八	二〇七	五、六七八	三、五二	一、三、三四	七九	二、六三五	五、四	一、九〇七	四四二	一、四六四	一、三三
八幡市及其附近	四、八九	二五	四、六四一	五、二二	三、八九二	七六九	三、二二三	二、四一	六、一八六	一、四〇四	四、七八二	一、三三〇
夕張町	一、七五	一〇	一、七五	〇、五八	二、一五二	五〇	一、一〇三	〇、四五	六三〇	一〇	六三〇	一、五九
足尾町及其附近	一、四六	三	一、四四	一、五〇	六、七八六	一〇四	六、六八二	一、五	六七七	七四	六三	一〇、九三
大牟田市及其附近	三、七九	一三	三、六三	三、三三	三、二五	八三二	二、三八四	三、七四	三、二八	三六	三、〇三	六、八七

甲第十表(其一)産業別失業者數 (大正十四年失業統計調査)

業種	總數		給料生活者		勞働者	
	實數	百分比%	調查實數	失業者數	失業者數	失業者百分比%
總數	五、六三	一〇〇.〇	六、五、三三〇	一九、三九六	一〇〇.〇	三、一五
農業	四、八五	〇.七	九四二	七四	〇.四	七、八六
水産業	一、七	〇.二	二八一	二四	〇.二	一、三二〇
鑛業	七、六九	一.二	四、四三九	二、三〇	一.二	五、一九
工業	三、六三〇	五.二	一〇六、二九九	四、二四一	二.八	三、九九
商業	一、三、三三	一八.六	二四三、一七三	六、六五三	三.四	二、七四
交通業	九、〇八一	一三.八	六六、八四六	二、五九六	一三.四	三、八八
公務自由業	八、〇五七	一三.三	一九〇、〇三〇	五、四九	二.八	二、八八
其他ノ有業者	六、三三	一〇.〇	一、二三四	三三	〇.三	五、〇三
家事使用人	六、二九	一〇.〇	二、〇九七	三六	〇.二	一、八一

甲第十表(其三)職業別日傭勞働者失業率

(大正十四年失業統計調査)

職業	調査日傭勞働者		失業率	
	傭勞働者	失業者	失業者	失業率
總數	106,251	39,938	19.76	
農業勞働者	1,007	199	19.83	
庭師	6,637	1,255	19.09	
草刈	1,911	361	18.90	
セメント工	6,637	233	3.51	
鍛冶	2,033	377	18.56	
鑄物	1,791	291	16.25	
鑄葉	1,133	22	1.95	
鐵葉	1,743	291	16.70	
研	34	6	17.65	
製材	377	34	9.02	
木挽	1,775	394	22.20	
建具指物	1,577	145	9.20	
桶樽	233	35	15.02	
塗物	276	38	13.77	
表具	133	19	14.29	
疊	933	66	7.08	
裁縫	455	51	11.21	
履物	259	26	10.04	
厨夫	759	180	23.72	
女中	4,754	4,945	110.5	
衛生掃除夫	1,000	151	15.1	
撒水夫	1,969	300	15.24	
看病人	1,969	300	15.24	
仲仕	1,853	3,204	173.5	
運搬夫	3,196	774	24.23	
船夫	991	37	3.73	
車力	3,750	85	2.27	
人力車夫	5,955	35	0.58	
工	477	110	23.06	
浴場雇人	178	8	4.49	
遊藝人	280	30	10.71	
裝飾職	79	11	13.92	
家洗職	200	29	14.50	
ペンキ職	1,510	333	22.05	
井戸堀	848	29	3.42	
鐵筋工	377	33	8.75	
葺根	9,071	2,018	22.24	
瓦煉瓦	2,443	505	20.67	
石工	4,535	619	13.65	
コンクリート工	291	4	1.37	
左官	10,688	1,333	12.47	
土工	16,798	5,391	32.09	
木工	403	53	13.18	

人夫手傳 五、三三九 二、九三五 三、二一六 其の他 六、三三二 一、三三三 一、九一三  
 雜役 五、〇八九 九八〇 一九・六

田第十一表(其一)大正十五年月別東京市諸職業賃銀表 (東京商業會議所調査)

(1.) 平均實數

職名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
綿絲紡績女工	一〇七	一〇四	一〇六	一〇九	一〇三	一〇四	〇・九六	〇・九〇	〇・九三	〇・九六	一〇五	一〇〇
旋盤工	三・九四	四・七一	四・五五	三・七二	四・六〇	三・三三	三・三三	三・六六	四・七七	四・一〇	四・五〇	五・〇〇
洋紙製造工	一・五九	一・六〇	一・六一	一・六六	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・六九	一・六九	一・六九	一・七二
製粉工(小麥)	一・五〇	一・五〇	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七
活版植字工	二・九五	二・九五	二・九五	二・九五	三・〇五	三・〇五	三・〇五	三・〇五	三・〇五	三・〇五	三・〇五	三・〇五
大工	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
左官	三・二〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇	二・八〇
石工	四・六〇	四・四〇	四・四〇	四・四〇	四・四〇	四・四〇	四・四〇	四・三〇	四・三〇	四・三〇	四・三〇	四・三〇
日傭人夫男	一・九〇	一・八八	一・八三	一・八三	一・八三	一・八五	一・八五	一・八五	一・八四	一・八四	一・八三	一・八三
同女	一・二五	一・二三	一・二三	一・二三	一・二三	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・一九	一・一九	一・二七	一・二七

(2.) 指 數 (大正九年下半期を一〇〇とす)

職名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
綿絲紡績女工	九五・五	九三・九	九四・六	八七・六	九三・〇	九三・九	八七・五	八〇・四	八三・〇	八五・七	九三・八	九六・三
旋盤工	一〇六・二	一三三・〇	一〇九・九	一〇〇・三	一四四・〇	九七・六	九七・八	九八・七	一三六・六	一四〇・五	一三三・六	一三三・八
洋紙製造工	九八・一	九八・八	九八・四	一〇二・五	一〇三・一	一〇三・一	一〇三・一	一〇四・九	一〇四・三	一〇四・三	一〇四・三	一〇五・六
製粉工	九四・三	九四・三	九八・七	九八・七	九八・七	九八・七	九八・七	九八・七	九八・七	九八・七	九八・七	九八・七



活版植字工	101.7	101.7	101.7	101.7	103.3	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2	105.2
大工	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7	126.7
左官	103.9	97.4	97.4	97.4	97.4	90.9	90.9	90.9	90.9	90.9	90.9	90.9	90.9	90.9	90.9
石工	123.6	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9	128.9
日傭人	95.9	94.9	92.9	92.9	94.4	93.4	93.4	93.4	93.4	93.4	93.4	93.4	93.4	93.4	93.4
同女	109.5	121.8	120.9	120.9	120.9	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1
總平均	108.5	122.2	122.0	120.3	108.3	105.2	105.5	106.2	106.5	108.3	107.3	106.4	106.4	106.4	106.4

(3) 大正十五年東京勞働賃銀指數月別表 (東京商業會議所調査)

職業種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
染職工業(四種)	103.5	101.9	103.3	102.5	98.7	97.0	96.9	92.7	90.9	91.6	92.9	96.4
機械工業(五種)	101.3	103.2	102.8	104.1	109.3	93.1	94.7	98.7	105.3	128.3	134.2	140.8
化學工業(十二種)	99.6	99.7	99.4	99.3	99.0	97.4	97.5	97.4	99.1	99.2	99.8	100.1
飲食物工業(五種)	123.0	125.3	123.9	124.6	124.6	124.6	125.5	125.5	125.5	125.5	124.3	124.3
雜工業(四種)	124.0	124.0	129.4	123.1	120.2	120.2	120.2	120.2	120.2	120.2	120.2	120.2
其他(十六種)	123.7	123.6	123.3	122.5	121.6	109.4	109.3	121.0	109.4	120.2	121.4	121.2
總平均	108.5	122.2	122.0	120.3	108.3	105.2	105.5	106.2	106.5	108.3	107.3	106.4

備考 大正九年下半期を一〇〇とす

甲第十一表(其二)大正十五年月別大阪市諸職業賃銀表 (大阪商業會議所調査)

(1) 平均實數

職名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	107.0	107.0	105.5	105.5	105.5	105.5	106.0	106.0	107.0	107.0	107.0	107.0

備考 賄費諸手当等の雑収入を含む。

職名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
紡績女工	1.24	1.21	1.21	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.34	1.34
精煉	2.52	2.52	2.49	2.84	2.84	2.50	2.50	2.50	2.50	2.60	2.50	2.50
旋盤	2.36	2.36	2.37	2.36	2.36	2.34	2.34	2.33	2.33	2.33	2.40	2.40
製紙	2.00	1.93	1.92	1.92	1.92	1.60	1.85	1.65	1.50	1.50	1.40	1.40
印刷	2.62	2.61	2.61	2.55	2.60	2.52	2.52	2.52	2.52	2.52	2.55	2.55
大工	3.30	3.30	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
左官	4.00	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
石工	4.50	4.50	4.50	4.70	4.70	4.80	4.80	4.40	4.40	4.40	4.40	4.40
日備人	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30

(2.) 指数 (大正九年七月を100とす)

職名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	97	97	98	98	98	98	92	92	97	97	97	97
紡績女工	221	208	208	218	218	217	218	218	218	211	211	211
精煉	236	237	239	217	217	235	235	235	235	234	234	234
旋盤	207	206	207	208	208	206	206	219	219	219	219	219
製紙	214	210	219	210	210	212	216	214	219	219	219	219
印刷	92	92	92	89	92	89	89	89	89	86	83	80
大工	103	103	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
左官	239	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232
石工	250	250	250	257	257	260	260	247	247	247	247	247
日備人	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
平均指数	225.05	224.42	225.36	225.83	225.80	225.66	225.22	225.32	225.89	224.38	225.23	224.51

第一部 甲 統計表

一時間當り平均指數 一八・四八 一七・五〇 一八・八〇 一五・二一 一三・六四 一八・二四 一五・九二 一八・七九 一六・五五 一三・一〇 一四・一〇 一三・七七  
備考 時間當り平均指數は工場職工のみの賃銀にて算す。

甲第十二表 業務別職工一人一日平均賃銀諸手當賞與額 (第四十五回統計年鑑に據る)

業種	大正十四年				大正十三年			
	一ヶ月平均 調査工場數	男	女	平均	一ヶ月平均 調査工場數	男	女	平均
染織工場	二三	一、四五四	九三二	一、〇五〇	二三	一、四〇一	九一七	一、〇四一
製絲業	三〇	一、〇五二	七六八	七八一	六二	一、〇四七	七六四	七八五
紡績業	五五	一、四八二	九九四	一、二六六	五三	一、四三三	九七三	一、一〇四
撚絲業	五	一、三九六	七九七	八八一	五	一、四二四	八三三	九三二
製綿業	八	一、五五九	八二七	一、〇三四	八	一、五七二	八四七	一、〇六一
織物業	三	一、四八八	九〇〇	一、〇三七	六	一、四七一	八八四	一、〇二七
染色整理加工業	一〇	二、〇〇五	九八九	一、八二六	九	一、八二五	九三〇	一、六三五
組物編物業	一〇	一、六九八	九三五	一、一五五	一〇	一、八二九	一、〇〇四	一、三三二
雜業	三	一、七二二	一、〇一〇	一、一三五	二	一、三九〇	五七六	七六一
機械器具工場	一四	二、四九四	一、一八八	二、四四五	一五	二、五〇四	一、〇八九	二、四八八
機械製造業	五	二、四八六	一、一四〇	二、四四八	五	二、五五四	一、〇五三	二、四七三
船舶車輛製造業	六	二、五三六	一、〇〇九	二、五〇八	七	二、六三二	九五五	二、六〇一
器具製造業	二〇	二、五九二	一、三六八	二、三四七	一九	二、六二四	一、三三二	二、三七〇
金屬品製造業	五	二、四八〇	一、一四八	二、三三六	五	二、三三五	一、二二二	二、二三五
化學工場	一三	一、九八九	八八七	一、七七三	一三	一、九〇四	八九〇	一、六九八
窯業	五	二、五四六	九一六	一、九六六	五	二、〇〇一	九〇一	一、九二九
製紙業	七	一、一五〇	八三二	一、五四六	六	一、七〇三	八五一	一、五二七
製革及毛皮縫製業	三	二、六九六	一、三〇〇	二、五七八	一	二、三三七	一、〇〇八	二、四〇四

發火物製造業	六	一、五八一	七六一	一、〇二一	七	一、七四四	九三九	一、二一七
製油製蠟業	五	二、〇五〇	八六一	一、六三一	五	一、八六一	八六九	一、六四七
製藥業	八	二、〇七三	九四五	一、八九六	一〇	二、一四七	一、〇六一	一、八三二
護謨製造業	七	一、八三三	九二一	一、五二〇	八	一、九二五	九〇七	一、五〇〇
化粧品製造業	三	二、一七三	一、一五八	一、四〇六	三	一、九四六	九九九	一、二二九
石鹼蠟燭製造業	九	一、六六三	七九八	一、一九四	七	一、六六三	七九一	一、二二三
染料塗料製造業	四	一、八七三	九三三	一、七七八	四	一、九七三	九四八	一、八九七
人造肥料製造業	九	一、七六五	八四〇	一、八四八	九	一、八二〇	七九二	一、七三六
雜業	一	一、六〇一	八四八	一、二六二	三	一、六〇八	九二四	一、四〇〇
飲食物工場	六	一、八二五	八八四	一、五七四	八〇	一、八二七	八九一	一、五六六
釀造業	三	一、八二四	一、〇三八	一、七〇四	三四	一、八三七	九九六	一、六九五
製糖業	五	二、一六〇	九七九	一、九八八	五	二、〇六六	九八二	一、九三七
製茶業	四	一、七三八	七二一	一、六九五	三	一、七四四	七六八	一、二三〇
精穀製粉業	八	二、二五四	八七九	二、〇五三	八	二、一八四	七五五	一、九九八
ラムネ水鏡泉業	三	一、三三六	六七九	一、二三八	三	一、四二八	六九五	一、三二一
菓子製造業	一六	一、五七〇	八〇一	一、一九七	一七	一、五六八	七八五	一、一八七
罐詰壘詰業	九	一、五六八	八五五	一、二〇八	七	一、五三八	七九八	一、二七一
畜產品製造業	一	一、五五八	六三六	一、二三八	二	一、一六九	六六八	一、三三五
雜業	一	一、二二五	八五三	一、一二三	一	一、二二八	九〇七	一、二七五
雜工場	八	一、八八八	九一五	一、三三七	八六	一、九四二	九二二	一、六三九
印刷製本業	二六	一、八二〇	九三二	一、六四一	二八	一、八二六	八九六	一、六六七
紙製品業	三	二、三三八	八八七	一、二八七	四	二、〇七四	八三八	一、一三一
木竹葎葦製品業	二五	一、九八七	九六四	一、九三三	二七	二、〇六七	九九八	一、九九九
皮革製品業	六	三、三三〇	一、〇七三	三、一六〇	四	二、八三四	一、二二六	二、六二九

第一部 甲 統計表

蘭莖麥稈真田及經木真田業	六	一、三九九	一、〇三二	一、二八〇	二	一、六六〇	八六七	一、二五五
玉石骨介甲及角製品業	一	一、六七七	八三三	一、五〇九	一	一、三三九	五三七	一、二七九
雜業	三三	一、六六八	八七七	一、二七二	二二	一、八〇七	九〇八	一、三三八
特別工場	一一	二、三六〇	一、一八五	一、九三四	九	二、二七四	一、〇九五	二、三三四
電氣業	五	二、二四九	一、三三五	二、二二一	四	二、三七四	二、一九一	二、三三五
瓦斯業	九	二、四七〇	一、三四二	二、〇〇四	三	二、二七六	一、二八八	二、二三三
金屬精鍊業	四	二、三六〇	一、二八四	二、二九八	三	二、一五三	九四九	一、九九六
總平均	六三	一、九五五	九八二	一、七三八	六八〇	一、九七三	九六〇	一、七五三

甲第十三表(其一)鑛山種類及賃銀階級別勞働者數 (大正十三年勞働統計實地調査)

賃銀階級	總數		金屬鑛山		石炭鑛山		石油鑛山		其他の鑛山	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四十錢未滿	四六	六六〇	一四八	三五	三〇六	三四二	四	一	五	二
四十錢以上	二、四五一	五、四四四	六七四	一、六七二	一、七三三	三、六六六	二元	五七	六	五〇
六十錢以上	五、三〇七	一三、〇一〇	一、一九七	一、四四四	三、九六九	一、一三九	二〇九	三七八	三	三九
八十錢以上	九、五三二	八、三三四	一、七〇三	六六三	七、六〇五	七、五四三	三六	二八	二八	五〇
一圓以上	二二、〇〇四	六、七五一	三、一〇七	二八二	一七、二四五	六、四三三	六〇四	二	四八	二六
一圓二十錢以上	二八、六六四	六、八五八	四、五五五	九七	二二、二五〇	六、七四二	八二	三	七七	二六
一圓四十錢以上	三〇、九九九	六、八六五	四、九〇〇	二二	二五、〇七一	六、八三五	八七九	一	三九	八
一圓六十錢以上	二九、八七一	六、〇九九	四、六八〇	一六	二四、三〇三	六、〇八一	七〇五	一	一八三	二
一圓八十錢以上	二四、九五六	五、二九一	三、九八七	八	二〇、〇八二	五、二八三	六八七	一	二〇〇	一
二圓以上	一八、八九八	三、七七九	二、八三三	一	一五、二二六	三、七七八	六三三	一	一八七	一
二圓二十錢以上	二二、九五五	二、四〇三	一、八八〇	一	一〇、四八四	二、四〇二	四二五	一	一六	一
二圓四十錢以上	九、二〇一	一、三九九	一、三三七	四	七、五六四	一、三九四	二七八	一	一三	一

二圓六十錢以上	六、四九九	八三三	七、二八二	八七七	一	五、三九八	八三三	一二五	一	七九
二圓八十錢以上	四、六二八	三九四	五、〇二二	六三三	一	三、九二四	三九四	五二	一	三九
三圓以上	六、一八	三三三	六、四六一	七六九	七	五、二二六	三三六	七四	一	五九
三圓五十錢以上	二、三三二	九二	二、四七四	三五六	一	一、九七七	九〇	一四	一	三五
四圓以上	九九九	五五	一、〇五二	二四九	二	七三三	五二	二	一	一五
四圓五十錢以上	三七八	七	三八五	四	一	三三八	七	一	一	三
五圓以上	四七	一三	四八〇	六	一	三九四	一三	四	一	五
不詳	六、四〇〇	二、〇〇六	八、四〇六	一、一五七	一六六	五、一九九	一、八〇八	八〇	五	二四
計	三三、一七三	七〇、六三三	二二二、八三五	三三、〇二二	四、七〇〇	一七九、九八六	六五、一四七	五、七三三	五九五	一、四三二

甲第十三表(其二)鑛夫一人一日平均賃銀諸手当賞與額 (第四十五回統計年鑑に據る)

總數

調査鑛山數	男				女				總平均
	十六歲未満	十六歲以上	平均	十六歲未満	十六歲以上	平均			
大正十二年下半期	七五	〇・六九九	一・七六四	一・七三九	〇・五九二	〇・八六六	〇・八五四	一・六四五	
同 十三年	上半期	〇・七六九	一・七四三	一・七三三	〇・七五〇	一・〇六八	一・〇五五	一・六三七	
	下半期	〇・八八一	一・八三三	一・七八六	〇・九二六	一・二三七	一・二二〇	一・六八八	
同 十四年	上半期	〇・九二七	一・八六六	一・八〇三	〇・九五九	一・二六一	一・二四六	一・七〇五	
	下半期	〇・八九一	一・八一	一・七八九	〇・九七五	一・二三三	一・二〇一	一・六八四	
同 十五年上半期	八五	〇・九〇七	一・七九八	一・七七九	〇・九四七	一・二三四	一・二二三	一・六八一	

業務別 (大正十五年上半期)

業	業務	調査鑛山數	十六歲未満	十六歲以上	平均	十六歲未満	十六歲以上	平均	總平均
金	屬山	二四	〇・六四七	一・八四三	一・八一九	〇・四四二	〇・六七九	〇・六七二	一・〇七五
石	炭山	四九	〇・九八四	一・七八一	一・七六三	〇・九四三	一・三〇八	一・二五五	一・六六九







化学工業	工場労働者	1	57	7	17	1011	4	50	1	3	1
織維工業	工場労働者	2	41	13	13	2,477	505	175	10	2	3
紙工業	工場労働者	1	5	3,666	3	1,031,550	104,408	14,255	93	9	1
皮革骨角甲羽毛 品類製造業	工場労働者	1	3	1	4	1,159	1,964	1,147	3	1	1
木竹に関する製 造業	工場労働者	1	47	6	5	233	91	38	3	1	1
飲食料品嗜好品 製造業	工場労働者	1	16	1	1	210	85	33	2	3	6
被服身の廻品製 造業	工場労働者	1	18	3	7	1,651	50	20	1	1	1
土木建築業	工場労働者	1	2	39	9	1,934	2,576	94	3	1	1
製版印刷製本業	工場労働者	1	7	3	1	489	130	1	1	1	1
學藝娛樂裝飾品 製造業	工場労働者	1	13	1	7	1,131	210	8	1	1	1
瓦斯電氣天然力 利用に関する業	工場労働者	2	15	1	1	5,377	1,648	102	2	1	1
その他の工業	工場労働者	1	8	3	4	2,355	625	35	1	1	1
合計	工場労働者	15	491	1	1,183	2,232	2,399	1,533	15	1	1

計

工場 九 八八二 六九 一五六 四、四〇四 一、〇三四 五〇五 三七 二二 三〇一  
 労働者 四〇一 一八五、七九 一〇、八四三 六七、九四二 八六六、四二八 一五五、九六二 三四、七九五 二、〇五五 一、五三二

甲第十四表(其三)産業(中分類)及所定休業日數別工場及労働者數 (大正十三年労働統計實地調査)

一ヶ月の休業日數

産業	無休業						
	工場労働者	一日	二日	三日	四日	五日	六日以上八日以内
窯業	四	六	三九	一三	二	六	一
金屬工業	一	一	二七	一五	八〇	一七	二
機械器具製造業	二	三	三七	四	一七	八	一〇
化學工業	四	一九	三三	二六	三三	一八	五
纖維工業	二	七	二、六九	一六七	三〇九	四九	九
紙工業	二	七	一、九六	七	一六	六	一
皮革、骨、角、甲 羽毛品類製造業	一	一	二	一	四	三	一
木竹に關する製 造業	二	六	三三	二八	二	六	一
飲食料品嗜好品 製造業	一八	三六	二四	一九	二	六	一
被服身の廻り品 製造業	一	二	三二	九	七	一三	二
土木建築業	二	一	一〇	一	一	一	一
製版印刷製本業	七	八	一八一	三三	九	三	一
學藝娛樂裝飾品 製造業	一	一	六	一	一四	五	一
瓦斯電氣天然力 利用に關する業	四	五	三六	六	一	一	一
其他の工業	七	三	五	四	五	二	一

計 共 三、三四 一〇五 一四、七七 五、四四 六、四五、五九 三七四 六五、〇二 八三九 四一、四〇〇 二九三 一八三、二九三 三二 二、八九五

甲第十四表(其四)工場法第五條ニ依リ夜間作業ヲ行フ工場ニ於ケル職工數業務別表 (大正十三年第九回工場監督年報に據る)

業務別	男				女				合計
	十四歳未満	十五歳未満	十六歳未満	十六歳以上	十四歳未満	十五歳未満	十六歳未満	十六歳以上	
新聞印刷業	三	三	八五	一、六三	三	三	七	二四九	三三一
魚介罐詰業	一	一	一	三	一	一	一	三	三
果實罐詰業	一	一	二	一〇	一	一	二	八	一九
人造肥料製造業	一	一	五	四四	一	一	一	五	五
計	三	三	九二	二、二八	三	三	四	三〇一	三〇四

甲第十四表(其五)工場法第六條ニ依リ夜間作業ヲ行フ工場ニ於ケル職工數

業務別	男				女				合計
	十四歳未満	十五歳未満	十六歳未満	十六歳以上	十四歳未満	十五歳未満	十六歳未満	十六歳以上	
染織工場	五六	一、二七	二、八六	五、七八	一五、二五	二三、〇七	三〇、四四	一五〇、七二	二二九、七四
機械器具工場	一	一	一四	二、二二	八	三	四	三〇	四四
化學工場	三	二	三六	一、五〇	九	二五	三三	三、二六	五、八三
飲食物工場	一	一	六	二、〇三	一	三	七	二六	三六
雜工場	一	二	三	一、六七	一	七	七	四九	五四
特別工場	一	一	二	一、四四	一	一	一	六	六
計	五七	一、二四	三、二七	八、三〇	二五、三九	三三、三四	三二、三五	一五四、九八	二三四、八一

甲第十五表(其一)鑛山種別勞働時間 (大正十三年勞働統計實地調査)

第一部 甲 統計表

計	其他の鑛業		石油鑛業		石炭鑛業		金屬鑛業		以三十分 以內	以四十分 以內	以五十分 以內	以一時間 以內	以一時間半 以內	以二時間 以內	以二時間半 以內	以三時間 以內	三時間を 超ゆるもの	
	勞働者	鑛山	勞働者	鑛山	勞働者	鑛山	勞働者	鑛山										
一八、五七	二	三〇	一	一	一三、九五	六	四、三三	三										
一、五四	四	一	七〇〇	一	一七六	一	六八	二										
三、七六	二	一	一	一	二八、三九	九	四、六四	五										
一八、三〇	一九一	一、七〇	五、三三	三	一四、四四	二五	二五、五三	七										
三〇、三七	三	八	七	一	二八、四八	四	二〇、〇六	八										
一九、五四	三六	一	一	一	一七、八六	三	一、六八	三										
四、九六	四	一	一	一	四、九六	四	一	一										
二、二五	二	一	一	一	二、二五	二	一	一										
九〇	一	一	一	一			九〇	一										

甲第十五表(其二)鑛業種別一日ノ休憩時間 (大正十三年勞働統計實地調査)

計	其他の鑛業		石油鑛業		石炭鑛業		金屬鑛業		以六時間 以內	以七時間 以內	以八時間 以內	以九時間 以內	以十時間 以內	以十一時間 以內	以十二時間 以內	以十三時間 以內	以十四時間 以內	十四時間を 超ゆるもの
	勞働者	鑛山	勞働者	鑛山	勞働者	鑛山	勞働者	鑛山										
一三〇	一	一	一	一	一三〇	一	一	一										
五五	六	一	一	一	四三	四	一三	二										
三、三九	三	一	一	一	九、五五	二	三、七五	六										
一〇〇、二六	一四二	二〇〇	三	三	七六、八四	八	二、三三	五										
二〇八、八二	六	一、四二	四	四	一〇〇、二八	七〇	三、七五	三										
五、九六	三	二	二	二	五、三六	三	二、二六	三										
六、六八	四	一	一	一	六、六八	四	一	一										



甲第十六表(其二)業態別工場災害者數 (大正十三年第九回工場監督年報に據る)

業態別	死亡		負傷		計	
	男	女	男	女	男	女
染織工場	三	九	五、三四	三、四五〇	五、二五七	三、四五九
機械及器具工場	五	一	一三、二六	一八三	一三、一七〇	一三、三五四
化學工場	五	一	六、三四一	二四六	六、三八〇	二四七
飲食物工場	八	一	九七一	一六九	九七九	一、四九
雜工場	七	一	一、四七三	一六	一、五八九	一、四九〇
特別工場	九	一	八五四	一六	八七〇	八三三
計	一〇	三	二七、九七九	四、一八〇	二八、一五九	二八、一三三

甲第十六表(其三)負傷種類別患者數 (大正十三年第九回工場監督年報に據る)

種類別	實人員		計		千分率
	男	女	男	女	
創傷	三、六三三	三、二〇〇	一五、八三三	五七五・七	六四・四
火傷	一、三三三	九	一、四三二	六〇・一	一九・八
腐蝕	九	三	八一	三・一	二・四
骨折	一、〇三三	一七四	一、二〇七	四九・七	三四・九
其他	六、八五一	一、五〇四	八、三五五	三二一・四	三〇一・五
計	三、九八	四、九八九	二六、九八七	一〇〇〇・〇	一〇〇〇・〇

甲第十六表(其四)負傷種類別結末調 (大正十三年第九回工場監督年報に據る)

種類別	男		女	
	治癒者	死亡者	未治解雇者	未治の爲翌年に繰越すべきもの
創傷	三、三四	二六	五	三、三〇
火傷	一	一	一	一
腐蝕	一	一	一	一
骨折	一	一	一	一
其他	三、三三	二四	四	三、三〇
計	三、三四	二六	五	三、三〇

種類別	負傷		疾病		合計	
	男	女	男	女	男	女
火傷	一、二五五	二〇	四	四	四	四
腐蝕傷	七	一	一	二	二	一
骨折	九四四	三〇	三	一六	一六	一
その他	六、五八八	八	三三	二四	二四	一
計	三、〇八	六六	六六	七六	七六	三

甲第十六表(其五)負傷者及疾病者數(大正十三年第九回工場監督年報に據る)

種類別	負傷		疾病		合計	
	男	女	男	女	男	女
火傷	二、九六八	四、九八九	二六、九六七	三六、五三	三六、五三	三六、五
腐蝕傷	三六、三三三	二四、七〇五	一三三、八三七	六四、七	六四、七	九六、一五
骨折	三〇、三三〇	三九、六四四	一八九、八四	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
その他	二、九六八	四、九八九	二六、九六七	三六、五三	三六、五三	三六、五
計	二、九六八	四、九八九	二六、九六七	三六、五三	三六、五三	三六、五

備考 常時五百人以上の職工を使用する工場に於て大正十三年内に引續き三日以上休業したる負傷疾病者に付て調査集計せるもの

甲第十六表(其六)結末別負傷疾病患者數 (大正十三年第九回工場監督年報に據る)

種類別	負傷		疾病		合計	
	男	女	男	女	男	女
火傷	一六、五九	四、七四〇	二、二五五	三、三三五	一、二一、九六五	一四三、三四〇
腐蝕傷	二七	九五五	一、三三六	四八二	八二二	一、三四四
骨折	八六	八八	一、七四	一、三〇一	四、〇八四	五、三六五
その他	七〇〇	一五五	八五五	一、二六六	一、八九八	三、〇四四
計	一七、五五六	五、九六六	三、五五四	一三三、三四	一、二八、八〇九	一五三、一二二

甲第十七表(其一)鑛山變災死傷人員累年表 (商工省調)

年	死亡		重傷		輕傷		計
	男	女	男	女	男	女	
大正十年	五七	一〇七	六九四	四、六八四	一、三三	五、八二六	一四〇、四三四
大正十一年	四九八	八七	五八五	四、九三二	一、三四七	六、二七七	二九、八八八
大正十二年	六四四	九七	七四一	五、〇三二	一、四七七	六、五五九	一五、七七一
大正十三年	七三二	一三二	九〇三	五、九三三	一、三七八	七、三一	二九、三三四
大正十四年	六八六	一〇〇	七六六	四、六九五	九四八	五、六四三	一五、五四七
計	三、〇〇二	五、〇三二	三、〇〇二	一五、七七一	一、三三	二九、三三四	一八八、二九八

備考 大正十一年は震災のため東京鑛山局管内を含まず

甲第十七表(其二)鑛山種別變災死傷人員數 (大正十四年中商工省調)

種別	坑内		坑外		計
	男	女	男	女	
死亡	三	五九〇	三	六八	六八六
重傷	三	三三	一	三	一〇〇
輕傷	三	三三	一	三	一〇〇
合計	六	六一六	四	七四	七九四
金屬山	三	三三	一	三	一〇〇
石炭山	三	三三	一	三	一〇〇
其他非金屬山	三	三三	一	三	一〇〇
金屬山	三	三三	一	三	一〇〇
石炭山	三	三三	一	三	一〇〇
石油山	三	三三	一	三	一〇〇
其他非金屬山	三	三三	一	三	一〇〇
合計	六	六一六	四	七四	七九四



甲第十七表(其三)鑛夫死傷病者累年表

(商工省調)

年次	實數		各種鑛山鑛夫一萬人につき患者數		石油山	其他の山	合計
	死亡者	解雇者	死亡者	解雇者			
大正十年	三五	一、八五六	四三	八二	大正十年	大正十年	大正十年
大正十一年	—	—	—	—	大正十一年	大正十一年	大正十一年
大正十二年	二二	二、四七〇	五〇	五九	大正十二年	大正十二年	大正十二年
大正十三年	二〇	二、一六〇	五四	六二	大正十三年	大正十三年	大正十三年
大正十四年	二四	二、四九三	五三	五九	大正十四年	大正十四年	大正十四年
大正十年	一、六九一	一、八七二	一、〇七四	一、〇七四	大正十年	大正十年	大正十年
大正十一年	—	—	—	—	大正十一年	大正十一年	大正十一年
大正十二年	一、六五五	一、五五二	一、六三七	一、五五二	大正十二年	大正十二年	大正十二年
大正十三年	一、七四一	一、四二二	一、五〇八	一、四二二	大正十三年	大正十三年	大正十三年
大正十四年	一、五三二	一、四三二	一、〇二一	一、〇二一	大正十四年	大正十四年	大正十四年

甲第十八表(其一)大正十五年主要日用品卸賣物價各都市比較 (商工省統計課調)

品名	東京市	大阪市	神戸市	京都市	名古屋市	横濱市	十三都市平均
上玄米 (一石)	四三・三一	四三・三七	四二・九三	四二・四二	三九・八四	四〇・五〇	四〇・二一
味噌 (一貫)	三六・三三	三八・五〇	三八・五〇	三六・四四	三六・六〇	三四・五〇	三五・一九
醬油 (一樽)	〇・八〇	〇・六八	〇・六〇	〇・八五	〇・二四	〇・六三	〇・六八
油 (一樽)	〇・七三	〇・七三	〇・六〇	〇・八五	〇・三〇	〇・六三	〇・六八
其他	五・〇〇	三・五八	五・三〇	三・二四	五・三二	四・九〇	四・八一
合計	五・三〇	三・五八	五・四〇	四・〇六	四・五〇	五・〇〇	四・八一

品名	單位	大正十五年	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年
白砂糖	(百斤)	三・五〇	二四・六二	二五・〇三	二四・〇九	二五・〇九	二四・〇八	二四・〇八	二四・〇八	二四・〇八	二四・〇八
牛肉	(十貫)	五・〇〇	五・〇〇	四・八〇	四・八〇	四・七・三〇	三・七・〇〇	三・七・〇〇	三・七・〇〇	三・七・〇〇	三・七・〇〇
清酒	(一石)	一・八・八一	一・三・四三	七・五・〇〇	七・三・〇〇	一・四・七・五	八・〇・〇〇	九・五・〇〇	九・五・〇〇	九・五・〇〇	九・五・〇〇
木炭	(十貫)	三・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・六五	二・八二	三・一八	三・一八	三・〇〇	二・八六
晒木綿	(二反)	〇・六二	〇・六一	〇・七八	〇・七八	〇・八一	〇・七六	〇・七三	〇・七三	〇・六四	〇・七一
晒木綿	(二反)	〇・九	〇・九	〇・五三	〇・五三	〇・五八	〇・五三	〇・四八	〇・四八	〇・五二	〇・五三

甲第十八表(其二)東京物價總平均十箇年對照表 (日本銀行調查局調)

品名	單位	大正十五年	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年
一月	月	二五四	二八三	二七九	二四三	二七一	二六五	三九八	二七七	三四	一六八
二月	月	二四九	二七八	二七五	二五三	二六九	二五七	四四	二七五	二二	一六
三月	月	二四四	二七〇	二七二	二五九	二六五	二五二	四五	二六七	二八	一七
四月	月	二三九	二六七	二七三	二五九	二六一	二五一	三九七	二六七	二四	一七
五月	月	二三五	二六四	二七一	二六三	二五七	二五二	三五九	二七八	二四	一八
六月	月	二三三	二六四	二六四	二六一	二六一	二五三	三七	二九五	二五	一九
七月	月	二三六	二六二	二五八	二四	二六六	二五九	三六	二九九	二五	一九
八月	月	二三四	二六五	二六五	二四	二六八	二六三	三一	二三四	二六	二〇
九月	月	二三三	二六六	二七三	二四	二五五	二七三	三四	二三四	二七	二〇
十月	月	二三〇	二六五	二八二	二八〇	二五三	二八九	二九	二五二	二八	二〇
十一月	月	二二七	二六一	二八四	二七八	二四八	二八三	二九二	二七〇	二八	二二

第一部 甲 統計表

十二月	二三四	二五六	二六二	二六九	二七一	二七六	二七一	二八一	二七七	二八六
平均	二三七	二六七	二七三	二八三	二九二	二九五	二九四	三〇三	二九五	二九四

備考 明治三十三年十月を一〇〇として算出。

甲第十八表(其三)大正十五年東京主要商品指數表 (日本銀行調査局調)

月	米	小麥	砂糖	生糸	綿糸	木材	洋鐵	銅	洋紙	石炭
一月	三三〇	二九四	二六八	二四九	二九二	三三六	二六六	二五九	三三五	二八八
二月	三三四	二八〇	二八〇	二四〇	二七六	三三九	二六三	二五三	三三五	二八七
三月	三三二	二七〇	二八二	二三二	二七〇	三四二	二六四	二五二	三三五	二八九
四月	三三九	二七二	二八九	二三二	二七九	三四二	二六四	二五二	三三五	二八九
五月	三三〇	二七〇	二八七	一九六	二四九	三〇一	二六八	二五〇	三三一	二八三
六月	三三〇	二六八	二八七	二〇三	二四二	二九七	二六八	二五二	三三一	二八三
七月	三三〇	二七七	二八四	二〇五	二五二	二八八	二六八	二五二	三二四	二八二
八月	三三三	二七七	二七九	一九九	二五七	二八七	二六八	二五二	三二四	二八二
九月	三三九	二七三	二八二	二〇四	二七〇	二九二	二六八	二五二	三二四	二八七
十月	三三六	二七八	二九五	一九七	二七〇	二九七	二六八	二五二	三二八	二九一
十一月	二九九	二七四	三〇三	一八八	二八〇	二〇四	二六一	二五六	二〇六	二九一
十二月	二九〇	二七八	二九〇	一八五	二八八	一九六	二九八	二五五	二〇六	二九四

甲第十八表(其四)大正十五年月別東京小賣物價指數表

(日本銀行調査局調)  
大正十三年七月を一〇〇とす

(1)

燃料燈火	食料品	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二四	三五	二四	二三	二九	二九	二三	二七	二四	二三	二三	二四	二二	二三
二四	二四	二四	二四	二五	二五	二五	二五	二四	二四	二四	二四	二四	二四

服飾用品	一六六	一六〇	一八八	一八三	一七八	一七六	一七七	一七七	一七五	一七〇	一六八	一五二
其他	一五二	一九一	一八七	一八六	一八四	一八〇	一七八	一七六	一七六	一七五	一七三	一七一
總平均	二二〇	二〇七	二〇五	二〇三	二〇三	一九九	一九七	一九五	一九五	一九五	一九〇	一八九

(2)

内地米	二二七	二二三	二二三	二〇七	二〇七	二二三	二三四	二二九	二二四	二二四	二〇五	二〇〇
扱押割麥	一八七	一八七	一八三	一七八	一七八	一六九	一六四	一六四	一五九	一五四	一五四	一四九
小麥粉	二〇〇	二〇〇	一八〇	一八〇	一八〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
大豆	二二二	二二七	二二二	二二二	二二二	二〇〇	一八七	一八七	二二七	二二二	二二二	二二二
馬鈴薯	八二	八二	八八	九七	九四	一〇六	九五	九五	九七	七四	七四	八八
澤庵漬	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	四〇〇	四〇〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
牛肉	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七
鶏肉	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	二八六	二八六	二八六	二八六	二八六	二八六
味噌	二二六	二二六	二二六	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
醬油	二二一	二二一	二二一	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五
白砂糖	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
鶏卵	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
木炭	三九五	三九五	三八三	三八三	三八三	三八三	三八三	三八三	三八三	三八三	三八三	三八三
白木綿	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
打綿真綿	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
日本酒	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二



品名	單位	大正十年一月十七日現在價格を100とす。	
		指數	價格
木炭一貫匁 <small>(土佐雜丸)</small>	指數	500	500
薪一貫匁 <small>(雜木上枯)</small>	指數	180	180
馬鈴薯 <small>(一貫匁上物)</small>	指數	350	500
茶一斤 <small>(煎茶中)</small>	指數	1,000	1,000
晒木綿一反 <small>(河内十二貫匁)</small>	指數	800	800
綿一貫匁 <small>(山中着六長)</small>	指數	6,800	6,400

備考 指數は大正十年一月十七日現在價格を100とす。

甲第十八表(其六)内外物價指數對照表 (日本銀行調查局調)

(1) 各年平均比較

品名	單位	大正三年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
東京	指數	100.0	154.7	201.6	247.8	273.8	220.8	266.0	299.5	327.3	323.3	188.2
倫敦	指數	100.0	224.4	226.0	226.8	227.4	190.1	167.3	170.2	132.6	174.8	160.4
紐約	指數	100.0	180.5	226.7	225.7	227.3	131.3	140.0	154.8	148.6	141.1	150.4
巴里	指數	100.0	259.3	336.1	356.5	509.7	345.0	336.4	420.2	498.8	561.3	722.6

(2) 大正十五年各月平均比較

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
東 京	三〇三・二	一九八・二	一九九・九	一九〇・〇	一八六・五	一八六・七	一八八・〇	一八六・一	一八四・六	一八三・二	一八〇・四	一七八・四
倫 敦	一三三・三	一六一・四	一五九・四	一五八・〇	一五七・一	一五七・三	一五七・七	一三三・〇	一五五・五	一五五・二	一五三・二	一五五・〇
紐 育	一六二・九	一五八・五	一五四・八	一五一・四	一四八・六	一四七・四	一四七・一	一四六・一	一四六・七	一四七・七	一四七・一	一四七・七
巴 里	六四七	六四九	六四五	六六四	七〇三	七五四	八五六	七八五	七四三	七六七	六九八	六四一

甲第十九表(其一)郵便貯金狀態累月表 (郵便爲替貯金事業概況に據る)

大正十四年中 大正十五年中	月	預 入		拂 戻		月末現在	
		新規人員(人)	金額(圓)	全拂人員(人)	金額(圓)	人 員(人)	金額(圓)
同	一月	三四七、二七〇	八七、一五九、九三二	二三三、九三六	八五、八九三、八一	三三、四〇五、一〇三	一、一三七、八六〇、六五五
同	二月	三六六、六〇〇	六三、一六四、六五七	二四七、八八二	七六、二〇二、七〇五	三三、五三三、八二〇	一、二四四、八三三、六〇四
同	三月	四三三、八六五	六九、四六〇、一三九	三〇四、二七五	八〇、〇五五、二四六	三三、六四三、四一〇	一、二一四、二三七、四九七
同	四月	三三九、四八六	六八、九六四、八五三	三〇七、三〇八	七六、六四一、四三六	三三、六七五、五八八	一、二〇六、五五〇、九三四
同	五月	四八七、六六四	六五、八九七、六八三	二四八、五七三	七〇、二七五、九六一	三三、九二四、六七九	一、一四九、九五八、一四
同	六月	三八八、五一九	六九、三〇七、〇二八	二七一、二二三	六五、四六四、六六三	三三、〇三二、九八五	一、一五五、三二〇、〇四一
同	七月	二九四、三九四	七九、五八六、四三四	二二七、六三三	六一、一四九、四九〇	三三、〇八八、七四六	一、一七四、一三二、八五六
同	八月	二二二、六三六	五九、五二七、七〇一	一九一、六九二	六五、六三二、一九一	三三、一〇九、六八〇	一、一六八、〇三三、三六六
同	九月	三四三、八五八	六九、八七九、八七七	二〇五、九四四	六三、六四二、〇一一	三三、二四七、五九四	一、一七五、二六二、二三
同	十月	二六四、四〇五	六九、二八八、二九三	二二六、三三三	六七、三三六、七三七	三三、二九五、六四四	一、一七七、二九二、八三〇
同	十一月	二二七、六六八	六一、四〇三、八〇七	二二六、七八〇	七〇、一三七、五九一	三三、三三六、五五二	一、一六八、五五九、〇四六

同 十二月 二五、二五三 五五、八四、〇〇七 二二、六四三 七、九四八、〇一八 三、二九八、一七一 一、二六、四五、〇五五

備考 各月の預金額には年度末元加利子を含まず (大正十五年四九、七五〇、九三三圓)

甲第十九表(其二)大正十四年末郵便貯金預入人員及金額職業別 (貯金局統計年報に據る)

職業	人員		金額		一人當金額(圓)	
	實數	百分率	實數(圓)	百分率	大正十四年末	大正十三年末
農業	一一、〇四九、一三七	三五	三七〇、一六三、一四一	三五	三三・五〇二	三四・〇三
商業	三、二六八、八八五	一〇	一六八、一一三、三〇一	一五	五一・四二八	五二・二九
工業	一、五二六、二〇九	五	六三、三二七、二九五	五	四一・一〇一	四二・七八
雜業	一、〇五四、五五〇	三	六二、六九二、四九五	六	五九・四五〇	六〇・四四
諸業者被雇職工及一般使役人	二、三五八、七三三	八	七一、〇九四、六九九	六	三〇・一四一	三〇・六五
官吏軍人	二、三四九、六三九	七	一〇二、九二九、八四三	九	四三・八〇七	四四・五四
學校學生	五、七四三、一七八	一八	七八、六一〇、〇六七	七	一三・六八八	一三・九一
漁獵業及船夫	五二一、七九四	二	二六、三七七、六九一	二	五〇・五三	五一・四五
無職業	一、一三〇、〇三二	四	五五、六六六、〇二四	五	四九・二六一	五〇・一一
社寺其他團體	二五二、五〇一	一	三六、九五二、五〇七	三	一四六・九二四	一四九・三四
職業未詳	二、〇七六、五七七	七	一〇三、〇五四、三七七	九	四九・一四七	四九・九五
合計	三二、三三〇、一六三	一〇〇	一、一三六、九六九、四四〇	一〇〇	三六・三〇二	三六・九〇

甲第二十表職工貯金調 (大正十三年第九回工場監督年報に據る)

(1) 業務別職工貯金調

工場數	人員	貯金額	一人當金額(圓)
染織工場	二、七四	五三、〇五五	一九・九三〇
機械及器具工場	六九八	一四、三四五	二〇・八二七
化學工場	六五	二六、六六八	四〇・九三〇
飲食物工場	二四七	四、七六一	一九・八七七
雜工場	五三〇	七〇九、八七七	一三三・三〇〇
特別工場	六	七〇九、八七七	一二一・六四七
計	六、七六八	一、一三六、九六九、四四〇	一六六・九三〇



郵便貯金	九七、三四五	二四、一七七	三六〇、二七六	一〇八、六一一	二〇六、八二二	二五、一〇四	一、九〇三、三五〇
銀行預金	一、三〇三、三五三	三三、〇四三	二九六、〇九九	九五、一九四	一一三、五四四	一五、五一	二、一六八、七五四
工場貯金	二五、二四九、四七二	七、二七八、八二三	四、九七五、五八七	一、三四六、八二三	五五七、二二〇	二八〇、九九〇	三九、六八八、八八五
計	二七、五二〇、一七〇	七、八五八、〇三三	五、三三一、九六二	一、五五〇、六一八	八七七、五六六	三三二、六四五	四三、七四九、九六四

(2) 官設工場所管別職工貯金調

工場數	内閣		内務省		大藏省		陸軍省		海軍省		農林省		商工省		鐵道省		計
	職工數	貯金	職工數	貯金	職工數	貯金	職工數	貯金	職工數	貯金	職工數	貯金	職工數	貯金	職工數	貯金	
工場數	二	—	二	—	四	—	三九	—	二七	—	三	—	一	—	一七八	三八六	
職工數	一、五〇〇	—	三三	—	二八、五〇〇	—	六、四〇四	—	二二、二五八	—	一〇二	—	一七、〇九三	—	一七、一五六	八三、〇四五	
郵便貯金	—	—	一、七九〇	—	七八〇、一四五	—	二四〇、六九二	—	一四七、四九五	—	五、九三八	—	—	—	五九八、二一四	一、七四四、一七四	
銀行預金	—	—	—	—	一三七、八八六	—	一八、九四四	—	二〇、三五二	—	—	—	—	—	三三一、九四〇	四九六、一三〇	
工場貯金	九〇、七三三	—	—	—	—	—	三、六三一	—	四三、五一四	—	—	—	—	—	七八二、九八七	二、四三三、二三四	
計	九〇、七三三	—	一、七九〇	—	九一八、〇三二	—	二六三、二五七	—	二二一、三六一	—	五、九三八	—	一、五二一、三八九	—	一、七〇三、〇四一	四、七〇五、五三〇	

甲第二十一表(其一)耕地段別 (第二次農林省統計に據る)

年次	自作				小作				計				百分比			
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	自作	小作	自作	小作
大正五年	一、四〇〇、〇六〇・六	一、七三八、五七・八	一、五二九、一九三・六	一、二七八、六八五・二	二、九七六、二五三・二	二、九一七、三三三・九	四八・六七	五二・三三	五九・六〇	四〇・四〇						
大正六年	一、四四九、三八五・七	一、七五三、六七三・五	一、五四七、四四一・二	一、三〇二、三七四・九	二、九九六、八三六・九	二、九六六、〇四八・四	四八・三六	五二・六四	五九・三三	四〇・六七						
大正七年	一、四三三、二九八・六	一、七九五、五六六・六	一、五四八、五五二・二	一、三三八、七七三・三	三、〇〇二、八三三・八	三、〇二四、二八三・九	四八・四三	五二・五七	五九・三七	四〇・六三						
大正八年	一、四六五、一三三・三	一、八二四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、三三五、七五三・三	三、〇三一、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五二・七二	五九・四九	四〇・五一						
大正九年	一、四六四、七六四・七	一、八〇四、八四九・七	一、五六九、二〇九・七	一、二四五、四三三・三	三、〇三三、九七四・四	三、〇五〇、三〇二・〇	四八・六八	五二・七二	五九・一七	四〇・八三						
大正十年	一、四七三、三三二・五	一、八〇三、三六六・五	一、五七一、六二七・九	一、二四九、六六九・一	三、〇四四、八九〇・四	三、〇五二、〇二五・六	四八・三八	五二・六三	五九・〇七	四〇・九三						
大正十一年	一、四七一、〇九七・〇	一、七九四、七三三・四	一、五七八、九五七・二	一、二四五、六〇七・八	三、〇五〇、〇五四・二	三、〇四〇、三四〇・二	四八・三三	五二・七七	五九・〇三	四〇・九七						

大正十二年	一、四八一、九九五	一、七四九、〇七四	一、五八四、五九二	一、二二三、四九七	三、〇六六、五八七	二、九七二、五〇三	四八・三三	五二・六七	五八・八四	四二・一六
大正十三年	一、四九六、八〇六	一、七八二、六七六	一、五八五、九〇八	一、一九九、八三三	三、〇八二、七五二	二、九八二、四九七	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・三三
大正十四年	一、五二二、九五三	一、七七三、四三七	一、五八九、〇五八	一、一九一、五九四	三、一〇二、〇一九	二、九六五、〇三一	四八・七七	五一・二三	五九・八一	四〇・一九

備考 大正十二年以前は沖繩縣の分を含まず、以下同じ。

甲第二十一表(其二)農家戸數 (出所前に同じ)

(1) 自作小作に依り分ちたる農家戸數

年次	自作小作			自作兼小作	計	百分比			
	自作	小作	自作兼小作			自作	小作	自作兼小作	計
大正五年	一、六九六、三三四	一、五三四、九八九	二、二二六、五八〇	五、四五七、七九三	三一・〇八	二七・九四	四〇・九八		
大正六年	一、六九四、二九七	一、五三四、六六六	二、二三七、三九八	五、四六六、三六一	三一・〇〇	二八・〇七	四〇・九三		
大正七年	一、六九七、〇三七	一、五五〇、三四四	二、二三九、四三三	五、四七六、七八四	三一・〇九	二八・三一	四〇・七一		
大正八年	一、七〇〇、七四七	一、五四五、六三九	二、二三四、八〇一	五、四八一、一八七	三一・〇三	二八・二〇	四〇・七七		
大正九年	一、六八二、五九〇	一、五五七、八四七	二、二四四、一二六	五、四八四、五六三	三一・〇六	二八・四一	四〇・九一		
大正十年	一、六六九、〇九〇	一、五五四、六六七	二、二三一、九二四	五、四四五、六八一	三一・〇九	二八・五〇	四〇・九一		
大正十一年	一、六六二、四七九	一、五四一、二七九	二、二三五、六五一	五、四三九、四〇九	三一・〇六	二八・三四	四一・一〇		
大正十二年	一、六六四、五二六	一、五五五、七九九	二、二三九、七〇五	五、四四〇、〇三〇	三一・〇〇	二八・三三	四一・一七		
大正十三年	一、七二五、八二八	一、五三一、一七七	二、二七五、四三四	五、五三三、四三九	三一・一九	二七・六八	四一・二三		
大正十四年	一、七二五、〇三四	一、五二五、六六六	二、二九七、九〇九	五、五四八、五九九	三一・〇九	二七・五〇	四一・四一		

(2) 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數

年次	耕地耕作別農家戸數					計	百分比						
	五段未滿	五段以上	一町未滿	一町以上	二町未滿		二町以上	三町未滿	三町以上	四町未滿	四町以上		
大正五年	一、九八六、八三二	一、八七三、三〇〇	一、一〇三、八八八	三三三、一八九	一四八、三三三	六八、四三三	五、四三七、七九三	三六・四〇	三一・三〇	二〇・三三	六・二二	二・七三	一・二五

大正六年	一、九六八、三八〇	一、八二六、六七三	一、二一五、六九三	三、五九三、六九三	一、四九七、七〇二	七〇、三三〇	五、四六六、三六一	三、六〇、〇一	三、三〇、四一	二〇、四一	六、一四	二、七四	一、二八
大正七年	一、九四六、六二九	一、八三三、九〇三	一、一三三、九二一	三、四六六、六二四	一、五四一、二二六	七二、四八一	五、四七六、七八四	三、五〇、五四	三、三〇、三〇	二〇、七〇	六、三三	二、八二	一、三一
大正八年	一、九六八、三八一	一、八二八、六三三	一、一三三、二七五	三、四〇〇、一八〇	一、五五五、一〇七	九五、五九一	五、四八一、一八七	三、五〇、三六	三、三〇、一八	二〇、六八	六、二二	二、八二	一、七四
大正九年	一、九三三、一五一	一、八二九、四三三	一、一三三、三三五	三、四〇〇、八九四	一、五三三、九二七	九二、七六三	五、四八四、五三三	三、五〇、二八	三、三〇、三六	二〇、六六	六、三三	二、八一	一、六七
大正十年	一、九二六、五八二	一、八三三、一七三	一、一四二、九三〇	三、四〇〇、三三二	一、五〇六、六六七	八八、九八六	五、四八五、六八一	三、五〇、二三	三、三〇、四〇	二〇、九五	六、三三	二、七六	一、六三
大正十一年	一、九三二、七六八	一、八二二、三三三	一、一五六、九九三	三、三二一、四五四	一、四五一、一九	八二、七四二	五、四三九、四〇九	三、五〇、一七	三、三〇、四八	二〇、二七	五、九一	二、六七	一、五〇
大正十二年	一、九二〇、一三〇	一、八二七、五六一	一、一六三、六二七	三、二九一、六三三	一、三九七、七八六	七九、三〇一	五、四四〇、〇二〇	三、五〇、一一	三、三〇、五九	二〇、三九	五、八八	二、五七	一、四六
大正十三年	一、九四四、六三三	一、八六八、七九四	一、一八一、一三三	三、三三三、六六六	一、三八〇、〇一一	七六、一三二	五、五三三、四二九	三、五〇、一五	三、三〇、七八	二〇、三五	五、八五	二、四九	一、三八
大正十四年	一、九五二、一五六	一、八七七、一八五	一、一八五、三六四	三、三三三、八三〇	一、三七〇、〇八四	七四、九六〇	五、五四八、五九九	三、五〇、一七	三、三〇、八三	二〇、三六	五、八二	二、四七	一、三五

甲第二十一表(其二)耕地所有者戶數 (出所前に同じ)

年次	耕地所有者戶數								計
	五段未滿	五段以上 一町未滿	一町以上 三町未滿	三町以上 五町未滿	五町以上 十町未滿	十町以上 五十町未滿	五十町以上	計	
大正五年	二、三六三、一三三	一、一八二、一〇三	八八四、九四三	二、五四、四六〇	一、二〇、三六六	四二、三三二	三、四八二	四、八五八、八二九	
大正六年	二、三三三、三三〇	一、一七三、一三六	八八八、四九三	二、五二、一五三	一、二二、〇五九	四二、六〇一	三、四九五	四、八四三、一六七	
大正七年	二、三三六、四四七	一、一七二、二六三	八八九、九八七	二、五四、四三六	一、二二、六二七	四三、八二九	三、五八六	四、八三二、一七五	
大正八年	二、三八二、三三八	一、一七六、三九六	八八五、一九五	二、三二、一六	一、二二、一四一	四五、九七八	四、三三六	四、八四五、二八〇	
大正九年	二、三九七、一七三	一、一八〇、九九三	八八二、五五〇	二、三七、三九八	一、二二、〇三五	四六、九六二	四、二四九	四、八六一、三六〇	
大正十年	二、三九五、九八四	一、一七四、二七六	八七九、七八五	二、三八、七四八	一、二二、六九五	四七、九二七	四、二七七	四、八五三、六九二	
大正十一年	二、三八八、九六八	一、一八〇、二四六	八七九、七八六	二、三六、三八四	一、四〇、六四六	四八、二二七	四、二六四	四、八六八、五三一	
大正十二年	二、四二六、〇五八	一、一八〇、五五三	八八三、二八六	二、三七、七四八	一、二七、五五〇	四八、五〇三	五、〇七八	四、八七八、八五二	
大正十三年	二、四七〇、一三三	一、一〇七、〇五三	八九〇、五七四	二、三三、九三三	一、二七、〇八八	四七、六九五	四、九五〇	四、九七〇、四四四	
大正十四年	二、四七八、五六〇	一、一三二、一四四	八八八、六三三	二、三七、七三三	一、二五、三五五	四六、三三〇	四、二九三	四、九七九、〇一八	

年度	五段未滿	五段以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	五十町以上
大正五年	四八・三三	二四・五三	一八・三二	五・二四	二・四八	〇・八五	〇・〇七
大正六年	四八・八〇	二四・三三	一八・三四	五・一九	二・五〇	〇・八八	〇・〇七
大正七年	四八・八八	二四・〇九	一八・三〇	五・二四	二・五三	〇・九〇	〇・〇七
大正八年	四九・一五	二四・二八	一八・二七	四・七七	二・四九	〇・九五	〇・〇九
大正九年	四九・三一	二四・二九	一八・一五	四・六八	二・五一	〇・九七	〇・〇九
大正十年	四九・三七	二四・二〇	一八・一三	四・七一	二・五一	〇・九九	〇・〇九
大正十一年	四九・〇七	二四・二四	一八・〇七	四・五五	二・八九	〇・九九	〇・〇九
大正十二年	四九・三三	二四・二〇	一八・一一	四・六七	二・四二	〇・九九	〇・一〇
大正十三年	四九・七〇	二四・二八	一七・九二	四・六九	二・三六	〇・九六	〇・〇九
大正十四年	四九・七六	二四・四六	一七・九六	四・五七	二・三三	〇・九三	〇・〇八

甲第二十一表(其四ノイ)全國平均反當米生產費 (帝國農會調查)  
 (一) 生產額

年度	自小作別	金額		
		石	米	副產物
大正十一年	自作	二,五五八	六九・九五	七・四八
	小作	二,三二七	七三・〇六	七・二〇
	自兼小	二,五五七	七三・三〇	七・一五
大正十二年	自作	二,三七八	七三・四四	七・二八
	小作	二,三七八	七三・〇六	七・一七
	自兼小	二,三三八	七三・九〇	七・一八
大正十三年	平均	二,四四一	七六・一一	七・六〇
	自作	二,四四四	九三・三三	八・三三
	小作	二,四三三	九三・八三	八・六一
三ヶ年平均	平均	二,三六八	九〇・六一	七・四四
	自作	二,四五〇	九二・三三	八・〇六
	小作	二,四八九	九二・四一	八・〇六
三ヶ年平均	平均	二,四五一	八〇・五九	七・五五
	自作	二,四二四	八一・四三	七・二六
	小作	二,四四一	八一・四三	七・二六
三ヶ年平均	平均	二,四五一	八〇・五九	七・五五
	自作	二,四二四	八一・四三	七・二六
	小作	二,四四一	八一・四三	七・二六

甲第二十一表(其四ノ口)

(二) 生産費(金額)

(イ) 直接生産費

年 度	小作別			種子 圓	肥料		計 圓	諸材料 圓	人 圓	家畜 圓	計 圓	合計 圓
	自給 圓	購入 圓	計 圓		自給 圓	購入 圓						
大正十一年	自	作	作	一・二四	九・四六	七・九六	一七・四二	一・五四	三三・七六	五・〇四	四〇・八〇	六〇・九〇
	小	作	作	一・三三	九・八〇	七・七七	一七・五七	二・二四	三六・九二	四・六〇	四一・五三	六二・五五
	兼	小	均	一・二三	八・九八	七・三七	一六・三五	一・七四	三五・七五	四・二九	四〇・〇四	五九・二五
大正十二年	自	作	作	一・〇八	八・七二	八・四〇	一七・一二	一・四五	三三・〇七	四・六九	三六・七六	五六・四一
	小	作	作	一・二二	七・五二	八・三三	一五・八五	二・〇一	三四・七二	三・四三	三八・一四	五七・一一
	兼	小	均	・九一	八・二八	八・四五	一六・七三	一・四三	三二・九三	三・九三	三五・八六	五〇・九三
大正十三年	自	作	作	一・〇三	八・一七	八・四〇	一六・五七	一・六三	三三・九一	四・〇一	三六・九二	五六・一五
	小	作	作	一・〇〇	七・八二	八・三五	一六・一七	一・七一	三三・〇六	四・二一	三七・二七	五六・四六
	兼	小	均	・九六	七・九八	七・四四	一五・四二	一・八四	三五・三八	二・八三	三八・二一	五三・四六
三ヶ年平均	自	作	作	一・〇七	八・五五	八・二五	一六・九〇	一・五七	三三・八四	三・四七	三七・三一	五三・四五
	小	作	作	一・二二	八・四三	七・八五	一六・二八	二・〇三	三五・六七	三・六二	三九・二九	五八・七一
	兼	小	均	一・〇〇	八・四二	七・七二	一六・一三	一・六〇	三五・五九	三・八六	三七・四五	五六・一八
平	均	均	一・〇六	八・五〇	七・九四	一六・四四	一・七三	三四・三〇	四・〇四	三八・三四	五七・五七	

甲第二十一表(其四ノハ)

(ロ) 間接生産費

第一部 甲 統計表

年 度	三ヶ年平均				大正十三年				大正十二年				大正十一年				農具	農舍	公課	年三分	年四分	小作料	年三分	年四分	合計			
	平	自	小	自	平	自	小	自	平	自	小	自	平	自	小	自												
大正十一年	直接生産費				直接生産費				直接生産費				直接生産費															
	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作								
大正十一年	間接生産費				間接生産費				間接生産費				間接生産費															
	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作								
大正十一年	合計				合計				合計				合計															
	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作								
大正十一年	直接生産費				直接生産費				直接生産費				直接生産費															
	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作								
大正十一年	間接生産費				間接生産費				間接生産費				間接生産費															
	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作								
大正十一年	合計				合計				合計				合計															
	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作	均	兼	小	作								

甲第二十一表(其四ノ三)  
(八) 全生産費

大正十二年	五・四二	三・七五	四〇・八六	九〇・九八	九七・二七	五七・一一	四三・三一	一〇〇・四二
大正十三年	五・一五	三・四四	四一・三五	九〇・五九	九七・四〇	五六・四六	四八・五三	一〇四・九九
三ヶ年平均	五・七二	三・五〇	四一・六四	九二・八三	九七・四六	五六・七一	四三・九六	一〇一・六七

甲第二十一表(其四ノホ)

(三) 生産費の割合 (三ヶ年平均)

種 子	肥 料	諸 材 料	勞 力 (人)	勞 力 (畜)	農 具	農 舍 費	公 課 諸 負 擔	土地資本利子(四分)	自作		小作		
									金額	比例	金額	比例	
種 子	一・〇七	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・〇七	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
肥 料	一・六九	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
諸 材 料	一・七〇	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
勞 力 (人)	一・七〇	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
勞 力 (畜)	一・七〇	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
農 具	一・七〇	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
農 舍 費	一・七〇	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
公 課 諸 負 擔	一・七〇	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
土地資本利子(四分)	一・七〇	一・七〇	三・六三	四・六五	二・三二	二・六三	一〇・五四	二六・二九	一〇一・六六	一・七〇	一六・〇一	一〇一・六七	一〇〇・〇〇
計	九・四六	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇

甲第二十一表(其五)全國平均反當麥生産費 (帝國農會調査)

年 次	收 入	生 産 費	差 引 利 益	勞 働 日 數	一 日 當 利 益
大正十一年	二・〇三	三・〇七	八・九六	一五・一	〇・五九
大正十二年	二・三九	三・三三	一一・二六	一五・〇	〇・七四







高知	福岡	平均	大正十三年平均	大正十二年平均	大正十一年平均
101	99	101	99	103	100
102	98	99	96	100	99
99	96	97	87	99	94
101	97	97	86	101	97
102	96	96	92	103	97
101	95	96	87	101	96
102	94	93	92	105	98
101	95	94	89	102	94
101	84	93	83	98	97
101	84	92	88	103	103
101	81	99	86	106	96
101	80	98	88	101	97
104	84	96	104	109	85
103	61	96	94	104	95

甲第二十二表(其一)水産業者數 (大正十三年末現在第一次農林省統計表に據る)

總計	本業			副業			總計
	漁撈	養殖	製造	漁撈	養殖	製造	
38,855	2,998	1,998	24,803	33,339	2,408	35,747	
2,808	369	1,779	3,177	2,408	1,204	3,612	
22,308	1,779	1,779	23,087	34,854	3,543	38,397	
25,932	1,446	1,446	27,378	35,061	95,256	445,857	
24,987	1,806	1,806	26,793	7,538	228,746	236,284	
24,987	1,806	1,806	26,793	10,473	7,645	18,118	
45,074	1,659	1,659	46,733	59,125	94,639	153,764	
33,948	6,333	6,333	40,281	138,308	351,503	391,784	
32,009	26,066	26,066	58,077	138,308	351,503	391,784	
57,930	40,281	40,281	62,564	233,564	797,360	797,360	

甲第二十二表(其二)難破漁船 (第一次農林省統計表に據る)

(1) 難破漁船種別

動力を有せざるもの

動力を有するもの

年次	種別				
	沈没	破壊	坐礁又は坐洲	行衛不明	其他
大正九年	36	390	55	25	558
大正十年	4	29	1,064	4	29
大正十一年	4	29	1,064	4	29
大正十二年	4	29	1,064	4	29
大正十三年	4	29	1,064	4	29
平均	4	29	1,064	4	29

大正十年	一〇三	八七六	二	九	五〇	一、五九八	九	二五	三	八	七	八一
大正十一年	九	五四七	六	一六	五〇	一、三四	二元	四七	二五	二五	三	一六一
大正十二年	一三	一、六九五	二〇	一六	二六	二、二六八	二元	一四	四	三	九	二七八
大正十三年	五	五二	元	四	二四〇	八七五	二五	三	三一	一四	元	一三四

(2) 難破漁船乗組員

沈没 破壊 坐礁又は坐洲 行衛不明 其の他 計	大正九年		大正十年		大正十一年		大正十二年		大正十三年	
	乗組員	乗組員中死亡、行衛不明者	乗組員	乗組員中死亡、行衛不明者	乗組員	乗組員中死亡、行衛不明者	乗組員	乗組員中死亡、行衛不明者	乗組員	乗組員中死亡、行衛不明者
沈没	二四	二	二七	四	五九	二〇	五六	七	三五	六
破壊	一、三七	一七〇	一、三六	一三	二、〇四	三三	二、八〇	二四	一、〇三	一七
坐礁又は坐洲	二二	四	三〇	四	四七	一九	四七	一一	三三	三
行衛不明	一九	一三	三三	二七	七八	五二	一、二六	四六	二四〇	一八
其の他	一、四七	二二	一、三七	一四	一、九四	一〇	一、〇〇	九五	七八	六〇
計	三、二二	五五〇	三、四四	五三	五、七〇	一、二七	五、五九	九五	二、七六	五八

備考 大正十一年は震災のため神奈川縣の分を含まず

甲第二十三表(其一)官吏數及一年平均俸給額 (第四十五回統計年鑑に據る)

	(1) 官吏數			合計	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	合計	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年
	文官	武官	宮内官										
勅奏任官	一三、一五四	一八、六五六	四九	三三、二六一	同	同	同	同	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四
判任官	一三、四九四	—	二、三九	一三、七三三	同	同	同	同	一三、七三三	一三、七三三	一三、七三三	一三、七三三	一三、七三三
雇員	一、九、八五〇	—	一、九〇	一、九、〇一〇	同	同	同	同	一、九、〇一〇	一、九、〇一〇	一、九、〇一〇	一、九、〇一〇	一、九、〇一〇
(大正十四年)	文官	武官	宮内官	合計	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	合計	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	一八、六五六	一八、六五六	一八、六五六	一八、六五六
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	四、六九二	四、六九二	四、六九二	四、六九二
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	四、五七九	四、五七九	四、五七九	四、五七九
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	二、七三二	二、七三二	二、七三二	二、七三二
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	二、七三二	二、七三二	二、七三二	二、七三二
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	三、五九、九九	三、五九、九九	三、五九、九九	三、五九、九九
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	三、四八、九六九	三、四八、九六九	三、四八、九六九	三、四八、九六九
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	三、五八、四九六	三、五八、四九六	三、五八、四九六	三、五八、四九六
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	三、五九、九九	三、五九、九九	三、五九、九九	三、五九、九九
	—	—	—	—	三三、二六一	三三、〇四	三三、〇四	三三、〇四	三三、二六一	三、五九、九九	三、五九、九九	三、五九、九九	三、五九、九九

(大正十四年)		(2) 官吏一年平均俸給額			平均
勅任官	文官 圓	武官 圓	宮内官 圓	大正十三年	七九
判任官	三、〇七	一、九四二	二、三三二	大正十二年	七六
雇	八六四	一、九四二	九四二	大正十一年	七〇
	五〇〇	一、八〇三	一、八〇三	大正十年	六八

甲第二十三表(其二) 公吏員數及一年平均俸給額 (第四十五回統計年鑑に據る)

(大正十四年)		人員 年平均俸給額		町村吏員	
府縣吏員	市長、助役、收入役、區長	二〇、二六〇	三五四	町村長、助役、收入役	一四、八五三
市吏員	其他吏員及雇傭	二七、三三八	九〇二・七九	其他吏員及雇傭	四三、九三六
計		二七、七〇二	九〇二・七九	計	六〇、七八九
				備考 有給吏員のみにつきてのものなり	九八、六五一
					六三三・三三

甲第二十三表(其三) 官公私立別教員數 (大正十二年々末現在) (第四十五回統計年鑑)

官立	公立	私立	計	高等師範學校	專門學校	實業專門學校	高等學校	大學	盲啞學校	各種學校	計	合	大正十一年度末
小學校	六	一九八、八六四	七三	二五五	二五	二七九	九二九	一、三六八	五	一	四、四五一	四、六四四	三、三六六
師範學校	一	一、九六〇	一	二五	一	七	一	一、三〇	一	一	一、〇九〇	二、三三〇	三、四一八
中學校	五	七、七七一	二、二〇六	二五	九	七	一	一、三六	一	一	一〇、二七三	二、九五三	二〇、二九五
高等女學校	五	七、二七六	二、四四五	二五	九	七	一	一、三六	一	一	一四、八二五	二、九五三	二四七、八九
實業學校	一	七、四三三	一、五七一	二五	一	七	一	一、三六	一	一	一〇、二七三	二、九五三	二四七、八九
實業補習學校	一	八、〇一六	二八三	二五	一	七	一	一、三六	一	一	一〇、二七三	二、九五三	二四七、八九
計	一三	二二、三三〇	七、三三八	二五	一	七	一	一、三六	一	一	一〇、二七三	二、九五三	二四七、八九
實業補習學校教員養成所	一	五八	一	二五	一	七	一	一、三六	一	一	一〇、二七三	二、九五三	二四七、八九
臨時教員養成所	二五	一	一	二五	一	七	一	一、三六	一	一	一〇、二七三	二、九五三	二四七、八九

第一部 甲 統計表

甲第二十三表(其四)小學校教員數 (第四十五回統計年鑑)

尋常高等別	百分比資格別	小學校一付本科正教員												計	正教員	男女別百分比				
		本科正教員				專科正教員				准教員							代用教員			
		尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等							
大正元年度	男	六九、二二	一五、〇三	九二〇	六四六	一四、四九五	二二	一三、八六七	八五二	九八、四〇四	二六、七八二	一五、一八七	三、二八	七二・六						
大正元年度	女	一七、九五	一、〇二四	三、九二四	一、二八三	五、七六七	四九	三、七五五	六八一	四〇、三八七	三、〇二七	四三、四一四	〇・七四	二七・四						
計		八七、〇七	一六、〇六	四、八四四	一、九二九	二〇、二六二	二八二	一六、六二	一、五三三	一三八、七九一	一九、八〇	一五八、六〇一	四・〇三	一〇〇・〇						
同六年度	男	八〇、二七七	一七、〇〇八	一、〇八二	七三	九、〇三六	七	一〇、九五五	五七一	一〇一、三五〇	一八、三五二	二九、七〇三	三・八〇	七〇・六						
同六年度	女	二五、四七〇	一、〇四〇	四、七三〇	一、一九八	四、七八三	二	三、〇三二	四七二	四七、〇三六	二、七三	四九、七五八	一・〇三	二九・四						
計		一〇五、七四七	一八、〇四八	五、八一二	一、九〇〇	一三、八一九	八	一三、〇〇八	一、〇四三	一四八、三八六	二一、〇七四	一六九、四六〇	四・八三	一〇〇・〇						
同十一年度	男	八三、三六一	三三、三九	一、八五一	八七七	九、六三三	一五	一三、六八四	七六六	一〇七、五八	二四、一五	一三一、六四三	四・〇九	六七・四						
同十一年度	女	三三、九八〇	一、七三	六、〇七	一、〇四九	七、五五	一〇	三、七二五	三五四	六〇、三七	三、三七	六三、五五四	一・四〇	三三・六						
計		一一六、三四一	二四、〇四一	七、九〇八	一、九二七	一七、二〇六	二五	一六、三九九	一一二〇	一六七、八五五	二七、三四二	一九五、一九七	五・四九	一〇〇・〇						
同十二年度	男	八二、八一九	三三、六八一	二、〇七	八三四	九、六九七	一六	一四、一八五	八五七	一〇八、七七三	二五、五四〇	一三四、三三	四・一八	六七・二						
同十二年度	女	三六、四〇七	一、八七四	六、一五	一、〇四	七、三四	二〇	三、二二〇	三〇五	三三、一一〇	三、二四〇	六五、三五〇	一・五〇	三三・八						
計		一一九、三〇四	三五、五五五	八、二二	一、八七五	一七、〇三	三六	一七、四〇五	一一六二	一四一、八八三	二八、七八〇	一九九、六八三	五・六九	一〇〇・〇						
尋常高等別	百分比資格別	七二・五	五・一	八・六	一三・八	八五・六	一四・四	一〇〇・〇												

甲第二十三表(其五)中等學校教員數 (第四十五回統計年鑑)

師範學校	中等學校				高等女學校	計	正教員	男女別百分比
	尋常	高等	尋常	高等				
大正元年度	六、三三〇	一、四〇三	六、七八二	九、〇〇七	一〇、二九			
大正六年度	一、六二九	一、六九六	一、八六六	一、九六〇	六、七八二			
大正十一年度	一、六三三	一、八九三	二、八五	三、二二	九、〇〇七			
大正十二年	一、六三三	一、九六〇	二、八三	三、二二	九、〇〇七			

實科高等女學校	六〇七 (三三二)	一、一九一 (四八一)	一、〇四七 (四三三)	一、一三三 (五〇二)
甲種工業學校	五〇〇	六〇二	一、三〇二	一、四二五
乙種工業學校	—	—	二七六	三〇九
甲種農業學校	九七〇	一、〇〇四	一、五九〇	一、七七七
乙種農業學校	八七	一、〇六一	一、一〇七	一、〇九〇
甲種商業學校	一、二八	一、三三三	二、五九七	三、二二一
乙種商業學校	二〇〇	二二七	三六五	三九二

甲種水産學校	—	—	—	六	八
乙種水産學校	—	—	—	九	五
甲種商船學校	二七	一〇八	一四三	一四六	一四六
職業學校	六四	八九	六四	七三	七三
計	一六、〇六五	一八、八〇五	二七、五三四	三、〇九五	—

備考 括弧内は總數中の無資格者數を示す

甲第二十三表(其六)實業補習學校教員數 (第四十五回統計年鑑)

工業補習學校	二九	一七六	二六	二八〇
農業補習學校	一、〇三四	一、五四〇	四、二三四	五、一六四
水産補習學校	三	二元	三	五

商業補習學校	一八	二四	三五	四三
商船補習學校	二	一	一	—
其他實業補習學校	八四二	一、三七一	二、三三三	二、三七七
計	二、三九	三、三六一	七、二二三	八、三〇五

甲第二十三表(其七)其他諸學校教員數 (第四十五回統計年鑑)

盲啞學校	—	四五	五九	六二〇
幼稚園	—	一、八三三	二、二四六	二、二七三
各種の學校	—	八、八五〇	一〇、二三五	一〇、八四四
內譯	—	—	—	—
小學校に類する學校	—	一、四六一	一、〇八八	一、三六七

中學校に類する學校	—	七〇五	八七〇	八五九
高等女學校に類する學校	—	八九九	九六〇	九七五
専門學校に類する學校	—	三六	一〇一	九七
實業學校に類する學校	—	九四九	一、二七七	一、〇一〇
其他の各種學校	—	四、八〇〇	五、九七九	六、五二六

甲第二十三表(其八)學校教員平均月俸並ニ府縣別表 (文部省普通學務局)

(1) 小學校教員平均月俸累年表

年度	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	總平均
大正九年度	五四・八二	三八・九三	三三・八一	二九・九九	四八・七七
同十年度	五八・五〇	四〇・五五	三五・〇〇	三一・二一	五二・四〇
同十一年度					六〇・三三
同十二年度					六二・三三
同十三年度					六二・二〇
同十四年度					六三・六六

(2) 中等教員平均月俸豫算累年表

年度	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女學校	總平均
大正十一年度	二二・七六	二〇・二一	二九・七七	二〇・五三	二二・五五
同十二年度	二八・八一	二〇・四二	二八・七六	二〇・五四	二二・八八
同十三年度					二五・〇〇
同十四年度					二〇・九五
同十五年度					二二・〇〇

(3) 府縣別學校種別教員月俸平均調 (大正十五年度豫算)

道府縣	師範學校	女子師範學校	道府縣立中學校	道府縣立女學校	本科正教員	總平均
北海道	三五・〇〇	—	三五・〇〇	一一〇・〇〇	六九・六六	五九・九四
青森	一一〇・〇〇	一一一・〇〇	一一〇・〇〇	一〇三・〇〇	五七・五三	四八・八七
岩手	一一五・〇〇	一一一・〇〇	一一六・〇〇	九九・〇〇	五二・九七	四三・三七
宮城	一一〇・〇〇	一一三・〇〇	一一〇・〇〇	一〇五・〇〇	六〇・四七	五一・四九
秋田	一一八・〇〇	一一〇・〇〇	一一八・〇〇	一〇三・〇〇	五七・八八	五一・九一
山形	一一七・〇〇	一〇七・〇〇	一一七・〇〇	一〇三・〇〇	五七・七二	四九・七八
福島	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一〇五・〇〇	五七・七二	四八・三七
茨城	一一〇・〇〇	一一一・〇〇	一一八・〇〇	一〇七・〇〇	六〇・〇八	五一・六一

市町村立小學校

島	島	和歌	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃
根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	湯	川	京	葉	玉	馬	木
110.00	111.00	114.00	118.00	113.00	118.00	112.00	110.00	110.00	110.00	113.00	116.00	115.00	115.00	119.00	110.00	115.00	116.00	115.00	116.00	110.00	110.00	110.00	118.00
110.00	114.00	—	112.00	118.00	119.00	109.00	108.00	110.00	110.00	113.00	110.00	113.00	105.00	—	98.00	110.00	119.00	106.00	115.00	111.00	109.00	110.00	108.00
110.00	111.00	113.00	118.00	113.00	118.00	110.00	110.00	111.00	110.00	110.00	110.00	113.00	115.00	119.00	110.00	116.00	110.00	115.00	111.00	110.00	110.00	110.00	118.00
103.00	104.00	103.00	103.00	113.00	100.00	105.00	104.00	100.00	104.00	105.00	104.00	111.00	104.00	104.00	110.00	108.00	119.00	105.00	107.00	104.00	103.00	103.00	100.00
55.53	61.55	59.71	60.80	75.92	75.70	67.91	63.10	59.10	67.04	56.69	57.75	65.65	56.80	54.93	53.10	54.23	63.08	69.38	77.83	59.61	59.67	61.03	56.76
51.55	56.05	53.07	55.33	68.85	73.33	64.69	56.66	51.33	59.29	49.64	51.15	56.33	48.81	50.27	48.66	50.08	58.38	60.83	73.42	54.19	53.90	53.00	50.07

第一部 甲 統計表



岡	山	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖	總
山	島	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	兒	繩	平
110.00	110.00	110.00	115.00	109.00	110.00	111.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	114.00	111.00	115.00	110.00	110.00
115.00	110.00	110.00	110.00	109.00	110.00	111.00	115.00	115.00	110.00	111.00	111.00	112.00	110.00	115.00	103.00	113.00
110.00	110.00	110.00	110.00	118.00	110.00	110.00	113.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	111.00	115.00	110.00	110.00
110.00	105.00	105.00	105.00	101.00	105.00	110.00	105.00	105.00	105.00	105.00	103.00	104.00	107.00	106.00	—	105.00
59.58	60.48	59.13	57.69	53.73	61.73	53.96	62.31	56.08	58.97	60.87	58.27	56.47	58.99	47.82	62.36	52.36
53.28	55.91	52.75	52.40	48.87	55.85	50.05	57.89	51.21	53.02	53.07	53.05	48.38	51.33	44.59	55.80	—

備考 市町村立小學校平均俸給は大正十四年七月現在

甲第二十四表(其一)女工數累年表 (大正十三年工場統計表)

大正九年	大正十年	大正十一年
871,214	933,203	856,755
50	51	51
637,101	793,389	689,155
7	6	6
50	49	49

女工數

男女全職工數に對する割合(%)

紡織工業女職工數

紡織工場女職工比例(%)

女職工數に對する割合

男女全職工數に對する割合

大正十二年	九六、九六	五	七六、七四	八二
大正十三年	九六、八五	五	七五、七〇	八二
備考	五人以上使用工場職工			

甲第二十四表(其二)適用工場ニ於ケル保護職工 (大正十三年第九回工場監督年報)

種別	区分		合計	總數に對する百分比	全職工に對する百分比
	常時十五人以上の職工を使用する工場	事業の性質危険又は衛生上有害の虞れあるものにして十五人未満の職工を使用する工場			
十五才未満の男工	一三、二九〇	四五	一三、七四五	一・五	〇・九
女工	八四九、九七一	五、八八七	八五五、八五八	九八・五	七〇・四
計	八六三、二六一	六、三〇二	八六八、五五三	一〇〇・〇	五八・三

甲第二十四表(其三)工場法施行令第一條但書ニ該當スル工場ニ於ケル職工數業務別表

(大正十三年第九回工場監督年報)

業務	男					女					合計
	十四才未満	十五才未満	十六才未満	十六才以上	計	十四才未満	十五才未満	十六才未満	十六才以上	計	
菓子、飴、麵麩の製造	一八	四三	三二	四、四〇六	四、五八七	一〇二	三四八	五九〇	三、一三六	四、一七五	八、七六二
寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉麵類又は麩の製造	一	八	一五	五五〇	五七三	二	三	二	二五	二八	八五
清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、酢醬油又は味噌の製造	九	四八	一九	二〇、四五六	二〇、六六三	一	二	一九	一、〇一四	一、〇三五	二、六九七
行季籐籠、和傘骨、其他の杞柳、籐竹、籐經木、蔓莖又は藁の手工品の製造	一	五	八	三三	三四四	三	二六	三八	六四六	七三三	一、〇七
經木眞田又は麥稈眞田の編製	二	五	二	一四一	一五〇	二	三	二〇	一七八	二二二	三六二
「ヌタン」、「バナマ」又は之に類するものを以てする帽子其他のものの編製	二	八	二	六二	六四三	六	三	四	五三	六三	一、二五
扇子、團扇、和傘又は提燈の製造	一	一	一	九	九	一	一	一	三三	三四	三三
紙絲、棉、竹又は布帛を主たる材料とする玩具又は製花の製造	一	一	一	一〇	一〇	一	一	一	九	九	一九

第一部 甲 統計表



化學工場	三	九	三六	二五	二六八	三〇三	一五、〇一八	三、二六四	一五、五四九	三、八七三	一九、四三三
飲食物工場	一	一	一	三	六	七	二、〇三三	一三六	二、〇一九	一三六	二、一五五
雜工場	一	一	二	七	三	七	一、三三七	四九	一、六八二	五四	二、二三五
特別工場	一	一	一	一	二	一	一、四七四	六	一、四七六	六	一、五四四
計	五四	一五、三五四	一、二五四	三、三三四	三、二八七	三、二二五	八、二三〇	一四、九五六	八六、三三五	三、四、八〇一	三、二、二六

甲第二十四表(其六)女鑛夫年齢別累年表 (大正十四年) (本邦鑛業趨勢)

大正十四年の百分比

十四才未満	三〇	二〇	二〇	一七	二四	一六	〇・二
十五才未満	一、八五	一、二八	一、三六	一、二七	一、〇〇	八七八	一・三
二十才未満	二六、七六三	一八、九七八	一六、六五九	一七、〇六一	一五、五七	一四、五七七	二〇・二
二十才以上	七九、二九三	五九、五四一	五七、九三九	六五、一〇二	五八、四四五	五六、七〇二	七九・四
計	一〇八、三〇〇	八〇、〇五五	七六、一七	八三、五二二	七五、一七〇	七二、三三	一〇〇・〇
男鑛夫百人に對する	三・七	三・一	三・九	三・七	三・七	三・四	
女鑛夫の割合							

甲第二十四表(其七)普通職工一人一日實收賃銀別工場數 (大正十三年工場統計表)

大正八年	男	五、八〇〇	一九、二二	一四、一四五	七、七八二	三、五九九	七、四九九	三七二	二七五	四〇、五三三	二九、二二三
	女	一、六五四	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七
同九年	男	六、二四九	二〇、八八八	一五、二〇二	五、七九六	三、〇〇四	八、三八二	九八六	五四七	四三、一四一	二九、〇四八
	女	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七
同十年	男	八、二二	二四、〇五七	二二、三八〇	八、七五六	二〇、六八五	一、四九八	九、五九九	一、七八〇	一、二八二	六七、二二七
	女	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七
同十一年	男	四、八九三	一九、五七七	一三、九二二	五、四七八	三、二七〇	六、五五五	四、〇七七	四三	三、五五〇	二八、一五二
	女	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七
同十二年	男	四、五〇三	一九、五八二	一四、一九七	六、二六七	一三、五九六	九三	七、一〇五	四、三六八	三、五五	二八、四八三
	女	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
同十三年	男	三、七四七	一八、六八〇	一四、〇七〇	七、〇〇九	一四、一三三	一、一八三	七、五三〇	五、〇二七	三、五	二八、三三〇
	女	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二

備考 一、大正十年には職工數五人未満にして原動機を使用する工場及工場施行令第三條に掲ぐる事業を営む工場を含む。  
 二、大正十年迄に官營工場を含まず。

甲第二十四表(其八)少年労働者累年別表

(大正十三年工場統計表に據る)

大正十年	計		全職工中に占むる割合		備考 五人以上使用工場に於ける數。
	男	女	計	%	
六三、〇一六	二四、〇三四	三九、〇一〇	一八・七		
					大正十一年 五二、九〇四
					大正十二年 四四、四七八
					大正十三年 四三、四二〇
					二六五、一五五
					二六八、九五九
					二六四、三七七
					一六・八
					一五・二
					一四・七

甲第二十四表(其九)鑛山種別少年鑛夫數 (大正十四年本邦工業趨勢)

鑛山種別	十四才未満		十五才未満		計		各鑛夫總數に對する百分比	
	男	女	男	女	男	女	男	女
金屬山	九	一四	二二	七〇	三〇二	四四	〇・八四	一・四二
石炭山	二〇六	一五〇	三六	八五	一、九七	九五	〇・七三	一・四六
石油山	—	—	—	—	—	—	〇・一四	—
其他の非金屬山	—	—	—	—	—	—	〇・二〇	〇・七四
計	三〇四	一六四	四八	八八	二、二七	一、〇四	〇・七二	一・四四
大正十三年	五九	五九	二、六〇	二、二七	一、七三	一、〇四	〇・七二	一・四四
同十二年	五二	五二	二、九七	二、二七	一、七三	一、〇四	〇・七二	一・四四
同十一年	五五	五五	三、二四	二、二七	一、七三	一、〇四	〇・七二	一・四四
同十年	五四	五四	三、〇八	二、二七	一、七三	一、〇四	〇・七二	一・四四

甲第二十四表(其十)學齡兒童就學狀況調 (大正十三年第九回工場監督年報)

職工總數に對する百分比(%)	晝間				夜間			
	學校	工場	其他	計	學校	工場	其他	計
大正九年	二、三三	一・五	三、七六	四、六三	二、七四	八、七四	二、八九五	七、八九九
大正十三年	二、三三	一・五	三、七六	四、六三	二、七四	八、七四	二、八九五	七、八九九



甲第二十五表(其一)

自大正五年各年六月末乃至十月一日現在  
至大正十四年  
海外在留本邦内地人口比較表 (外務省通商局調)

年別	人口	在留人口	對前年增加人口	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
大正五年		四三、一九九	五、一六六	同	同	同	同	同	同
同 六年		四〇、七四	三七、七五	同	同	同	同	同	同
同 七年		四九三、七五	四三、九八一	同	同	同	同	同	同
同 八年		五三、七九一	四〇、〇三六	同	同	同	同	同	同

備考 大正十二年度に激減したるは極東露領及支那内地の在留者の減少したるに因る。

甲第二十五表(其二)

海外在留地別本邦内地人口表 (大正十四年十月一日現在、外務省通商局調)

在留地別	在留人口別	男	女	計	大正十三年 六月末現在調
英 領 加 奈 陀		二、九二五	六、七六四	一、九、六七九	一、九、一六〇
北米合衆國(布哇を除く)		八二、九八八	五〇、〇九二	一三三、〇八〇	一三三、三三七
布 哇		六九、五七四	五六、一九〇	一二五、七六四	一二三、〇三六
黑 西 哥 國		二、四三三	一、二〇〇	三、六三三	三、三二〇
巴 奈 及 玖 馬		七〇三	一四七	八五〇	六八〇
伯 刺 西 爾 國		二七、三三六	三三、〇六四	四九、四〇〇	四一、七四四
秘 露 國		七、八七四	三、〇九五	一〇、九六九	九、八六四
亞 爾 然 丁 國		二、〇四四	五六五	二、六〇九	二、三三三
南亞米利加(伯國、秘露亞國を除く)		九九五	二三〇	一、二二五	一、三三三
比律賓群島及グアム島		七、二六五	一、七三〇	八、九九五	八、三九〇
南亞細亞(南洋群島を含む)		一三、〇四一	八、七四一	二二、七八二	一七、五三三
太 洋 洲		三、六一三	二七一	三、八八三	三、八七九

支那(滿洲を除く)	二五、四九五	三、二一七	四七、六二二	四五、二六九
滿洲(關東洲を含む)	九六、一八三	八八、三四五	一八四、五三八	一七九、四八四
極東露領(シベリヤ及北樺太)	六二八	三〇三	九二二	三、二九七
歐弗巴州	二、三六七	五六七	二、九三四	三、八〇四
阿布利加州	三四	三〇	六四	九
合計	三五、四七七	二六、四五二	六二七、九三九	五九四、六一一

甲第二十五表(其三)

主要渡航地及主要職業別海外在留本邦内地人數

(大正十四年十月一日現在)  
外務省通商局調

職業	滿洲(關東州を除く)		支那本部		北米(布哇を除く)		布哇		南米(ブラジル)		南米(ペルー)	
	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族
農作	二二	一九二	八	六	九、四七二	二、四三四	二、〇四	二、七三九	四、七四一	七、六九八	七三	五八六
園藝	六	三四〇	一	五	五八八	一五、六三三	五七	三、八五五	八	一〇、〇一〇	一	七三
其他農業	五〇	七〇	三〇	二	一、二七四	一、〇〇五	七五	二、二四	四	一	一八	八
農場労働者	三	八	一	一	三	一、四〇四	三	一、七	一	一	一	一
伐木労働者	五	七	一	一	七	一、四〇四	三	一、七	一	一	一	一
漁業労働者	三	三	一	一	三	一、三六	八七	一、七六五	一、七九五	二、三四	一九	一
合計	一〇	一〇	一七	一〇	一、七五二	四、七五	一〇九	一、〇七	三	八	一	一



日本勞働年鑑

鑛業勞働者		工場勞働者		鐵道從業者		鐵道勞働者		車馬業、自動車運轉手		會社員、銀行員、商店員、事務員		旅人宿下宿業		料理店、飲食店、貸席業、藝妓業		家事被傭人		藝妓、娼妓、其他		其他勞働者	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
一、三九九	一、三三六	二、五五五	一、三三六	四、四九五	三、四八七	一、〇六九	一、〇六九	七	八	三、五〇〇	一、九四五	一〇四	一四四	二九〇	三六八	四〇〇	九七	二、二八二	六	一〇二	六
一〇	二〇	一〇〇	一〇〇	四	三	一	一	三	三	七、九六一	二、九七七	二七	三三	二〇九	二〇四	六七三	一、三三七	二五	一三	二	二
八	四	五八	八	三	六	一	一	一四	一四	二、二九七	二、九七七	一〇七	五	二〇四	二〇四	二二八	二二八	五七	七二	一〇六	一〇六
八八八	七二	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	二九三	二九三	二、二二六	二、二二六	三三	九六	七八四	七八四	七六六	七六六	九二	七三	一〇六	一〇六
一五九	一五九	六六六	六六六	一、二六八	一、二六八	四五一	四五一	一四八	一四八	一、一〇〇	一、一〇〇	一、六五〇	九八	五九六	五九六	二、三九二	二、三九二	八	八	九三	九三
一、八〇二	一、八〇二	二、三八	二、三八	一、八〇二	一、八〇二	三五二	三五二	一、二六四	一、二六四	二、〇九二	二、〇九二	一、四〇	四	二六	二六	一、二五八	一、二五八	三	三	八三	八三
一、五六九	一、五六九	二、二八三	二、二八三	一、五六九	一、五六九	三五六	三五六	一、八七三	一、八七三	一、五三四	一、五三四	一〇二	六	一四〇	一四〇	一、二九〇	一、二九〇	一	一	二、六二二	二、六二二
二四	二四	六	六	一	一	一	一	一四	一四	八	八	三	三	二七	二七	一八〇	一八〇	一	一	二	二
一	一	三	三	一	一	一	一	一四	一四	二七	二七	三	四	二四	二四	二	二	一	一	六	六
一、二五	一、二五	二、二五	二、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五
一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九

甲第二十六表 内地在留朝鮮人戸數及人員表

(昭和元年十二月末日現在)  
内務省調査

廳府縣	戸數	人員		其他の者		合計							
		男	女	男	女	男	女						
北海道	五六八	九三	四六	一、三八	一、五八	四八	三五	三、三九	四九四	三、八三			
東京	一、二八五	三、一五七	九八八	四、一四五	五、〇三三	三三八	五、二六一	三、七〇一	二二四	三、八二五	一一、八九一	一、三四〇	一三、二三一
京都	五〇一	一、七四五	五八三	二、三三八	三、六六六	五三三	四、二〇九	一、八九三	一八四	二、〇七七	七、三三四	一、二九〇	八、六二四
大阪	三、三〇〇	四、九九九	三、三九三	八、三九二	一六、二八五	三、九二八	二〇、二二二	五、七二〇	九二四	六、六四四	二六、九九四	八、二三五	三五、二二九
神奈川	四〇八	六六五	四三六	一、〇九一	二、四八〇	一六〇	二、六四〇	二、六〇九	八〇	二、六八九	五、七五四	六六六	六、四二〇
兵庫	一、三二	一、九七七	一、五七六	三、五五三	三、〇八二	八六六	三、九四八	九六九	四九	一、〇一八	六、〇二八	二、四九一	八、五一九
長崎	三〇六	五五五	一九九	七三四	八七〇	二二四	九九四	五七三	八二	六五三	一、九七七	四〇四	二、三八一
新潟	二五	八一	三三	一一三	二二五	四四	二六九	一一九	六	一二五	四二五	八二	五〇七
埼玉	一三三	二二六	一五	二七二	三三	六	六八	四三	一	四三	三三二	三三	三六三
群馬	二八	四九三	一三三	六三四	一、二二七	四三	一、二五九	一三〇	六	一三六	一、八四〇	一七九	二、〇一九
千葉	四二	一〇六	二二	一二七	二二二	二〇	二三三	二七七	二〇	二九七	五九五	六一	六五六
茨城	五九	一五六	四三	二〇一	一三三	二	一五五	二四	一	二四	二九五	四五	三〇〇
栃木	一三	三三	一〇	四三	三四	九	四三	五	一	六	七二	二〇	九二
奈良	一四	二四一	一五一	三九二	三三二	八八	四六〇	二六六	五一	三七	八七九	二九〇	一、一六九
三重	一五四	四〇四	一九三	五九七	四五〇	一〇四	五五四	二八二	一三	二九五	一、一三六	三〇	一、四六六
愛知	七〇	一、三三八	八六五	二、〇九三	三、四六六	二、〇八八	五、五五四	二、一八七	六三三	二、八〇〇	六、八八一	三、五六六	一〇、四七七
静岡	二八四	五八	一九五	七三三	一、〇三六	四一	一、四三七	六〇一	二〇	七一一	二、一六五	七六	二、八八一
山梨	一三五	三〇七	二一八	四三五	七四	九二	八六六	八六五	一九	八八四	一、九四六	三九	二、一七五
滋賀	九三	三四一	二二	四六二	七九〇	八〇	八七〇	四四六	七九	五五五	一、五七七	二八〇	一、八五七

岐	阜	一四	三四〇	一七七	五二七	一、三三八	一四八	一、四六六	四三一	二六	四五九	二、〇八九	三五三	二、四四二
長	野	一五三	四六一	一三五	五九六	七二四	三三二	一、〇三六	二七五	四八	三三三	一、四五〇	四九五	一、九四五
宮	城	三六	五二	二〇	七二	一五三	四	一五七	八九	九	九八	二九四	三三	三七
福	島	九	一七〇	五六	二六	五八	三七	五五	九三	一三	一〇五	七八一	一〇五	八八六
岩	手	一五	二四	一七	四一	一三六	一	一三六	六七	一	六七	二七	一七	二四四
青	森	一七	三三	七	三〇	三三	四	二七	六七	一	八	五三	二二	六五
山	形	六	六	三	九	三三	一	三三	七	一	六	四	三	四八
秋	田	六	一四	六	二〇	二四	一	二四	一	一	一	三八	六	四四
福	井	四七	九七	五〇	一四七	九六	四	一〇〇	五一	六	五七	二四四	六〇	三〇四
石	川	二〇	四一	三三	六三	五七	五	六三	七三	七	九	一七〇	三四	二〇四
富	山	六三	九七	六三	一六〇	四九七	三七	五三四	四二八	二	四四九	一、〇三三	一一一	一、一四三
鳥	取	三三	三八	二五	六三	九四	二	一〇五	二九	七	二六	二五一	四三	二九四
鳥	根	六三	二七五	七〇	三四五	二七七	二	二七九	二五八	三	二六一	八二〇	七五	八八五
岡	山	一七四	五四六	一三六	六八二	六二五	三六	六六一	一八六	九	一九五	一、三三七	一一一	一、五三八
廣	島	五八四	一、七八〇	五四七	二、三二七	九三三	一八九	一、二二二	六八六	四	七三二	三、三九八	七八〇	四、一七八
山	口	五七二	一、二〇〇	六八九	一、八〇九	二、六三二	二四七	二、八九九	一、〇一六	五七	一、〇七三	四、七六八	九九三	五、七六一
和	歌	一六五	四三一	二〇九	六四〇	四四九	九九九	一、四〇八	二三八	四九	二八七	一、二一八	一、二二七	二、三三五
德	島	二八	四九	二〇	六九	二二八	一一	一三九	五三	四	五七	二三〇	三五	二六五
香	川	三四	七二	二七	九九	一三〇	一九	一四九	二五	三	二八	二二七	四九	二七六
愛	媛	一二七	二四三	一三四	三六七	二九八	三二	三三九	三三	二	四四	五七四	一六六	七四〇
高	知	二四	六六	一三	七九	一一六	一〇	二二六	一四	一	一四	一九六	二二	二二九
福	岡	一、五九七	二、八八六	二、〇三四	四、九一〇	四、五六八	二九九	四、八〇七	三、九九八	九五	四、〇九三	一一、四五三	二、三五八	一三、八一〇
大	分	二二六	二五五	一九六	四五一	二七八	一三三	四〇〇	五五	一〇	六五	五八八	三三八	九一六
佐	賀	九三	一三八	七七	二二五	五二二	二〇	五三三	一三三	一	一三三	七七二	九七	八六九

熊本	五	一九五	七	二五二	四五一	二四	四七五	五四一	五八	五九九	一、一八七	一三九	一、三三六
宮崎	二四	二九	九	三八	二四一	二五	二六六	四五	三	四八	三二五	七	三三二
鹿兒島	四	七	三	一〇六	七	五	六三	七	三	一〇	一三八	四〇	一七八
沖繩	一	一	一	一	一〇	一	一〇	二	一	二	三	一	三
合計	一三、八〇六	二七、五九	一四、三六	四、九八七	五七、〇七二	一一、三九九	六八、四三二	三〇、五〇五	二、八七三	三三、三七八	二、五二、三三六	二八、五六〇	一四三、七九六

備考 大正十四年十二月末に比し一三、九二六を増せり。

